

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【総務省】 (3)消防法(昭23法186) (iv)消防員の活動内容については、一般的に公権力の行使に該当すると考えられるものを整理し、公権力の行使に該当せず、外国人消防団員が從事できる活動内容の参考となる事例と併せて、地方公共団体に令和6年度中に通知する。	-	消防団員の活動内容については、都道府県及び指定都市に対して、外国人消防団員が從事できる活動内容についての一覧の方案並びに外国人消防団員の活動事例を示した。	【総務省】消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について(令和7年1月31日付け消防庁長官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboseyo/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_1	総務省消防庁地域防災室
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【厚生労働省】 (2)調理師法(昭33法147) (i)調理師の免許申請に係る手続(施行令1条)については、都道府県における当該事務の実施を把握した上で、医師の診断書(施行規則1条2項3号)の取扱いについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令8> 4【厚生労働省】 (28)調理師法(昭33法147) (ii)調理師の免許申請(施行令1条及び施行規則1条2項)については、令和6年度中に省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。	調理師の免許申請に係る添付書類(調理師法施行規則1条2項)については、省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とした。	【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令の公布について(公布通知)(令和7年2月4日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboseyo/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_5	厚生労働省健康・生活衛生局健康課
5【厚生労働省】 (25)製薬衛生師法(昭41法115) 製薬衛生師の免許申請に係る手続(施行令1条)については、都道府県における当該事務の実施を把握した上で、医師の診断書(施行規則1条2項2号)の取扱いについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (37)製薬衛生師法(昭41法115) (ii)製薬衛生師の免許申請(施行令1条及び施行規則1条2項)については、令和6年度中に省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。	製薬衛生師の免許申請に係る添付書類(製薬衛生師法施行規則1条2項)については、省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とした。	【厚生労働省】製薬衛生師法施行規則の一部を改正する省令の公布について(公布通知)(令和7年1月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboseyo/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_6	厚生労働省健康・生活衛生局総務課
5【総務省】 (6)公選挙法(昭25法100) (i)不在者投票の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付又は奉送(施行令53条)については、選舉の期日の公示日又は告示日より後に交付又は発送する場合は、氏名等掲示用の候補者等情報を封筒するとともに、候補者の氏名一覧や選舉公報などの候補者等情報が掲載されたホームページの周知に配慮するよう、地方公共団体の選舉管理委員会に令和6年度中に通知する。	-	不在者投票の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付又は奉送に際して、選挙の期日の公示日又は告示日より後に交付又は発送する場合は、氏名等掲示用の候補者等情報を封筒するように配慮するとともに、候補者の氏名一覧や選舉公報などの候補者等情報を掲載されたホームページの周知に配慮するよう地方公共団体の選舉管理委員会に通知をした。	【総務省】不在者投票における選挙人への候補者等情報の提供について(令和6年1月23日付け総務省自治行政局選挙部管理課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboseyo/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_7	総務省自治行政局選挙部管理課
5【こども家庭庁】 (16)II厚生労働省(42) 地方単独医療費助成制度	-	・区域外分の診療報酬の審査支払業務について、昭和50年7月25日付保険法第72号「国民健康保険法通知」(県外分診療報酬の全国決済について)を改正する通知を発出するなどに、国民健康保険団体連合会と保険組合による改修することにより、令和7年4月16日(令和6年4月16日)より、原則として、地方公団、民間の診療報酬を支給するための公費負担率を改定する。 ・区域外分の診療報酬の審査支払について、厚生省が開設した調査の公費負担率を改定する。 ・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定DXの取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度を収録したマスクを作成し、厚生労働省のホームページに掲載する。 ・同マスクは令和6年4月(予定)からの本格提供を目指して、期間中の実績を定期的に評議する。 ・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地單公費のレシート請求による共通化・標準化ルールを検討するとともに、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、その結果を全国自治体向け説明会を開催して周知した。 ・医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定DXの取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度を収録したマスクを作成し、厚生労働省のホームページに掲載する。 ・同マスクは令和6年4月(予定)からの本格提供を目指して、期間中の実績を定期的に評議する。 ・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地單公費のレシート請求による共通化・標準化ルールを検討するとともに、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、その結果を全国自治体向け説明会等で周知した。	【厚生労働省】県外分診療報酬の全国決済についての一部改正について(令和7年2月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長・高齢者医療課長連絡通知) 【厚生労働省】地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る全国説明会資料(令和7年2月25日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboseyo/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_8	こども家庭庁育成局母子保健課、支援局家庭福祉課、支援局障害児支援課 厚生労働省保険局国民健康保険課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	半期	分野	対象区域	対象団体	関係府省	権限区分	根拠法令等	提案事項(項目名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案事例(問題点)	
											実施年度	実施期間
R5	9	03.医療・福祉	一般市	佐野市	二ども家庭庁	B.地方に対する規制緩和	児童扶養手当第4条、第22条	児童扶養手当第4条、第22条に対する規制緩和	児童扶養手当等の支給に伴う法律施行規則第4条、第11条	受給者本人の申出による児童扶養手当受給の権利の喪失手続を可能とすること	児童扶養手当制度においては、受給資格者(以下「資格者」という。)に対して、毎年、原則対面による現況届の提出を義務付けているため、就業等により所得制限の上限を上回り全部支給停止となった資格者についても、同届提出を要する旨が記載されている。また、資格喪失する場合は、児童手当法第8条に該当しなくなった場合と、手当支給を受けける権利を行なうことによる時効消滅の場合であり、資格者本人についても、同届提出を要する旨が記載されている。一方で、現況届提出の際は、現況届は原則上存在しないことから、現況届提出の際に、現況届提出の権利を喪失する旨が記載されている。そのため、今後支給を受ける見込みはない旨を全部支給停止の資格者に対しても、自治体は毎年書類を送付し、提出されない場合の督促を行うほか、資格者は提出のために仕事を休み平日に窓口へ出向いて現況届を提出せず、権利の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に心理的負担や事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html
R5	10	12.その他	中核市	郡山市	総務省	B.地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第23条、第27条、住民基本台帳法施行令第26条	住民基本台帳法上での転居届について電子申請による届出を可能とすること	住民基本台帳法(以下「法」という。)第23条に規定されている転居届について法第27条の届出の方式に係る規定の適用により、届出の方法は、行政手続における標準化のため、届出書面による届出は、政策決定の段階から、紙面ではなく電子申請による届出が可能となることによって、個人番号カードへの交付を受ける者等による届出に加え、電子申請により届出が可能となること	引越しワンストップサービスの開始により、3月及び4月の住民異動が多い時期の住民異動を担当する窓口の混雑状況及び住民の窓口での待ち時間は一定程度緩和されているが、平常時よりも多い状況が続いている。このため、比較的、届出内容が簡単な転居届を提出されるお客様についても、窓口での待ち時間が平時よりも長いという支障が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	11	03.医療・福祉	一般市	大和郡山市	二ども家庭庁	B.地方に対する規制緩和	児童扶養手当第4条、第22条、第28条	児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条、第11条	児童扶養手当の受給資格者からの申し出による資格喪失を可能とすること	児童扶養手当の受給資格者の申し出による資格喪失を可能とすること	引越しワンストップサービスの開始により、3月及び4月の住民異動が多い時期の住民異動を担当する窓口の混雑状況及び住民の窓口での待ち時間は一定程度緩和されているが、平常時よりも多い状況が続いている。このため、比較的、届出内容が簡単な転居届を提出されるお客様についても、窓口での待ち時間が平時よりも長いという支障が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html
R5	12	12.その他	一般市	三島市	デジタル庁	B.地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律附則第6条第4項第2号	マイナーポータルお知らせ機能の利用可能事務拡張	個人番号利用事務での利用に制限されている、国民向けブッシュ通知機能「マイナーポータルお知らせ機能」について、個人番号利用事務以外の事務でも利用可能にすることを要望する。本機能は運用実績もあり利用可能なものがあり、利用範囲の限界があるため、広く利用できない。市から住民への郵送物のデジタル化を推進する中で、本機能を他事務で利用できない場合には、新たなシステムを導入が必要費用と期間がかかる。	マイナーポータルと連携可能な民間サービス「MyPost」が存在するが、「MyPost」利用に当たり、以下のような懸念が想定されることから、「マイナーポータルお知らせ機能」を利用する方が住民利便性及び市の事務処理における利便性が高いものと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	13	03.医療・福祉	都道府県	石川県	二ども家庭庁、デジタル庁	B.地方に対する規制緩和	里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築	マイナーポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的、効果的に運営し、地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有、連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。	マイナーポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的、効果的に運営し、地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有、連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。	現在、里帰り出産の際に、住所地の自治体と、里帰り先の自治体による支援が必要な妊婦等の情報を、住所地の自治体も里帰り先の自治体も把握することができず、里帰り先での支援が難しい状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	14	03.医療・福祉	一般市	中津市	二ども家庭庁	B.地方に対する規制緩和	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2による放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準(平成25年厚生労働省令第63号)第17条による放課後児童クラブの交付について(令和4年3月9日付原稿子第1本)「放課後児童健全育成事業の実施について(令和4年10月15日付原稿子第1005号第1章)	子ども・子育て支援交付金における放課後児童健全育成事業の実施の見直し	自働きの核家族世帯の増加等を背景に、放課後児童クラブへの入所ニーズは高まってきているところであり、特に学校の長期休暇期間においては、普段クラブを利用しない世帯からも短期入所の希望があるため、さらにニーズが高くなっている。	「子ども・子育て支援交付金」の運営については、市町村の裁量でそれぞれのニーズに応じた運営をすることは制度上可能であるが、一方で、当該事業の円滑な実施にあたって重要な財源である「子ども・子育て支援交付金」の運営については、「子ども・子育て支援交付金交付金の額」に放課後児童健全育成事業実施責任者賃金等を算入する必要等を満たす必要があります。事務上、基準に合わせた運営をされなければならないのが現状である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.yosan.html	
R5	15	03.医療・福祉	一般市	足利市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	生活保護法第19条、昭和38年4月1日社会第246号 厚生省社会局長通知	生活保護受給者等が管轄する有料老人ホーム等に転出した場合の住所地特例による実施責任の継続	生活保護による保護の実施要領の取扱いについての「放課後児童クラブの設置運営における問題」として、被保護者が老、福祉法の措置は、その者の所持開閉中、從前の施設の実施責任者と被保護者の間で、おもに保護の実施責任を負うなどしているが、それらの開閉中は、被保護者(有料老人ホームに入所する者)が、被保護者(有料老人ホームに入所する者)の名を含む)、被保護者(有料老人ホームに入所する者)等にも適用する。	市外での生活保護受給者が市内の有料老人ホーム等に転出した場合、他の福祉事務所から生活保護の移管を求められる。生活保護が移管されたとしても、介護サービス等は從前の住所地が住所地特例として保護者等となっていることが多い。その不一致を防ぐため介護サービスや介護保険料の認証等事務手続きが煩雑となっている。また、本市は有料老人ホーム等が県内でも集中しており、移管が生活保護費の増大する一因ともなっている。	参考として、各保険制度(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険)には、住所地特例の対象施設として、有料老人ホーム等も含まれるが、生活保護のみ対象外となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html
R5	16	06.環境・衛生	一般市	足利市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項 狂犬病予防法施行規則第8条第2項	狂犬病の死亡届の添付書類(鑑定及び注射資券について)の原本提出規制の緩和	狂犬病予防法第4条第4項に基づく犬の死亡届の添付書類である鑑定及び注射資券については、原本提出が義務付けられているが、これらの添付を不要とする、又は荷物データでの提出が可能にしてほしい。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、国の行政手続については、オンライン化が原則となり、当市においても終審者が確定した、「自治体DX推進計画」に基づき、行政手続のオンライン化により組み立てるところではあるが、大の死に届は、添付書類の鑑定及び注射資券について原本提出が義務付けられており、オンライン(大の死に届)での申請とは別に窓口への持参や郵送等による対応が必要となり、デジタル3次元のデジタルフロー(手帳・サービスマークでデジタルで完結)が実現され、利用者にとっては、現状の運用(紙申請)より大きな不満を感じ難しく、オンラインで推進していく上の大きな課題となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	17	03.医療・福祉	中核市	長崎市	二ども家庭庁	B.地方に対する規制緩和	地方自治法第96条第1項第10項	母子父子奉報福祉資金貸付金の債権管理	母子父子奉報福祉資金貸付金の債権管理において、事務上回収見込みがないと判断される場合、地方自治法第96条第1項第10号及び市町の債権管理条例に基づく債権の放棄が可能であることを明確化すること。	(抱樻の背景) 債権管理規則(以下「条例」という。)においては、地方自治法第96条第1項に基づき、権利の放棄に係る規定を設けている。母子父子奉報福祉資金貸付金の債権管理において、事務上回収見込みがないと判断される場合、母子及び父子並びに妻寡婦福祉法第15条における債権免除の(ほ)、条例に基づく権利の放棄を行うことは、地方自治法第96条付された法令(以下「改正法」といふ)に基づき正適な考え方とされている。 (支障の例) 当市において、債務者及び保険人等が医療や生活困窮状態のものや、長期に潜伏する病気等により、現状の運用(紙)方法により余計な作業工数が増えてしまう。 (中絶の状況) 令和4年6月に中核市照会を行ったところ、当該貸付金返還金において、条例による債権放棄を行ったことがない場合に、返却がない場合で、特段支障はない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【こども家庭庁】 (1)児童扶養手当法(昭36法238) (2)児童扶養手当について、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 5【こども家庭庁】 (1)児童扶養手当法(昭36法238) (2)児童扶養手当について、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年3月5日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)】	児童扶養手当に係る認定は受けているものの、全部支給停止である場合等において、受給資格者から児童扶養手当の受給資格を辞退したい旨の申出があった場合の資格喪失の取扱いについて「児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について」(令和6年3月5日付けこ支家第118号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)により各自治体で通知した。	【こども家庭庁】児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について(令和6年3月5日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5.9	こども家庭庁支援局家庭福祉課
5【総務省】 (1)住民基本台帳法(昭42法81) (2)転居届(33条)のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月9日閣議決定)に基づき、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について、令和6年度を目途に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【こども家庭庁】 (1)児童扶養手当法(昭36法238) (2)児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 5【こども家庭庁】 (1)児童扶養手当法(昭36法238) (2)児童扶養手当について、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年3月5日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)】	児童扶養手当に係る認定は受けているものの、全部支給停止である場合等において、受給資格者から児童扶養手当の受給資格を辞退したい旨の申出があった場合の資格喪失の取扱いについて「児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について」(令和6年3月5日付けこ支家第118号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)により各自治体で通知した。	【こども家庭庁】児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について(令和6年3月5日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5.11	こども家庭庁支援局家庭福祉課
5【デジタル庁】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (2)マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、公共サービスメッセージ(情報連携の基盤)と連携し、令和8年早期に個人番号利用事務(2条10項)以外の事務にも利用できるようにする。					
5【こども家庭庁】(9)(i)【デジタル庁】(6)(i) 母子保健法(昭40法141) 里帰り妊娠に関する、住所地と里帰りりの地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。					
—					
5【厚生労働省】 (1)生活保護法(昭25法144) (2)生活保護制度の居住地特例(19条3項)の対象範囲と平仄を合わせて、特定施設入所者全体に拡大することについては、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (2)生活保護法(昭25法144) (3)生活保護制度の居住地特例(19条3項)の対象については、令和7年版から特例施設入所者及び介護老人福祉施設入所者(介護保険法(平23法123)3項の規定による施設等に規定する介護福祉施設サービスを受ける場合に限る。)にも拡大することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み(生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律)(令和6年法律第21号)、令和6年4月24日付け厚生労働省社会・援護局長通知】	第213回国会において成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)において生活保護法を改正し、介護保険法に規定する特定施設に入居している場合又は同法に規定する介護老人福祉施設に入居している場合(同法に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。)に、生活保護制度の居住地特例の対象とした。	【厚生労働省】「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(令和6年4月24日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5.15	厚生労働省社会・援護局保険課
5【厚生労働省】 (1)狂犬病予防法(昭25法247) (2)犬の死亡の届出における謹札及び往附済票の添付(施行規則8条2項)については、関係者の意見等を踏まえつつ、その在り方について検討し、必要があると認めるときは制度の見直しの中で所要の措置を講ずる。					
5【こども家庭庁】 (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 母子父子寡婦福祉資金貸付金(13条1項、31条の6第1項及び32条1項)については、地方自治法(昭22法67)96条1項10号及び地方公共団体の条例に基づく債権放棄が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年10月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡)】	—	母子父子寡婦福祉資金貸付金について、地方自治法96条1項10号及び地方公共団体の条例に基づく債権放棄が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄について(令和5年10月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5.17	こども家庭庁支援局家庭福祉課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案主体 (団体)	関係府省 (県)	提案事項 重点内容	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案半における既終了な き審議結果(新規案)		
R5	18	03.医療・福祉	中核市	長崎市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第171条の7 生活保護費支払い返還金における長期化した規制緩和 規制緩和による対象となるような生活保護者から返還せしめる債権に對応するべき措置の簡素化	【支障事例】 ・生活保護の過払い返還金については、本来であれば債権者対象となるような対象者から長期間の納付をさせる必要があり、債権管理が長期化せざるを得ない。 ・同様は、ほぼ無能力の者が長期間の分納履行をさせるケースがほとんどであり、分納不履行の場合も一括請求や法的措置ができるないことから、実態としては履行延期の特約を取り消したとしても、再度承認せざるを得ず、債権管理が長期化している。 ・自令17条の7は、当該の履行期限(もしくは最初の履行定期)から10月経過後に免除である規定となっているが、途中、履行遅延の事実が発生した場合、履行遅延がある中で、同条に基づく免除をすることは、(国)「適正」な債権管理は評価されない可能性があるため、運用で取り決めることは厳しく、市においてゴールのない債権管理を行っている実情となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuisekin-teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	19	12_その他	町	聖籠町	総務省	B. 地方に対する規制緩和	地方税法附則第7条第4項、第5項、第11項及び第12項 ふらさと納税のワントップ特例に係る申請期限の見直し等	【現行制度について】 例えば、誠実実行で報復されるようなモラルハザードにつながらないよう留意しつつ、以下の要件を満たした場合、自治令171条の7にかかる免除を適用することを容認していただきたい。 (例1)履行期限があながちから、分納を継続しておき、官力免除を検討する時点で、すでに納付した月数の合計が12月を超過している場合(10年内に納付されるべき額について、納付が完了しているもの。) (例2)履行定期間中に遅延が生じ、一旦遅延対象になった場合でも、強制執行する財産がない、再びの履行延期特約・処分を行った対象者について、通算して10年以上の期間が経過することになった場合	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuisekin-teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	20	12_その他	町	吉岡町、福生市、太田市、沼田市、館林市、武蔵川市、安中市、藤東村、上野村、神津村、大字、中之条町、嬬恋村、片品町、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町	総務省、法務省	B. 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第12条の2、 住民基本台帳の一部の廃止と併せて、 戸籍登録並びに住民票の交付等に関する省令第8号、戸籍法第10条の2 の統一	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官庁が作成する公文書(請求書)様式の統一化を求める。 住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官庁が作成する公文書(請求書)様式の統一化を求める。	住民票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の廃止並びに住民票の交付等及び戸籍の交付等に付随する省令第8号第2項に定められている。当該公文書請求に係る記載事項は、住民基本台帳法第12条の2第2項に定められている。 また、戸籍に関する公用請求については、戸籍法第10条の2第2項において記載事項が定められている。 上記の公用請求に係る公文書(請求書)様式について、職務で住民票や戸籍の証明書等の請求を行っている各業者の職務上請求においてはそれぞれ統一様式を使用しているにも関わらず、行政間のやりとりである公用請求においては、官公署で統一様式ではないことににより、誤りがある都度、市町村の運営担当者が記載事項の確認作業等に多大な時間を要しており、円滑な業務の支障となっている。 具体的には、住民票の交付等及び戸籍の交付等が連絡する際に、戸籍登録並びに住民票登録が表示された住民票が必要であったため、差し替えが必要になったり、戸籍の請求で戸籍登録の欄がいたり、戸籍登録の欄がなかったり等、誤りが生じる事が頻繁に発生する。 また、戸籍の公用請求の項目の範囲はあらかじめ、依頼者の中や備考欄に記載されている項目の範囲が統一されていない限り、それをそのまま記入する事で、戸籍登録の範囲が統一されてしまう事で、例によって2万人規模の自治体である当町では、年間約2,000件の公用請求を担当者で、その他様々な業務を抱えている中で実施しており、公用請求の申請書の確認及び発行に1件あたり5分程度、項目の確認にそのうち半分以上時間を要しており、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuisekin-teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html
R5	21	12_その他	中核市	宮崎市	法務省	B. 地方に対する規制緩和	平成13年12月12日付け法務省 民一第3047号民事局長回答	開門時間外に戸籍の届出があった場合には、翌開門日に発行抑止処理することを許し、開門時間外に限らず、戸籍登録並びに戸籍のコンビニ交付サービスを行えるようにすること。	市町村は、法務局の指導により戸籍届出の内容が証明書に反映するまでの間、証明書の発行抑止処理をするよう求められており、当市ののみならず、多くの自治体において開門時間以外の発行抑止処理を実施する体制が整えられ、戸籍のコンビニ交付については開門時間に限らず行われてほしいとの要望が寄せられている。 そのため、当市では、住民票の交付等のコンビニ交付サービス時間とあわせてほしいとの要望が寄せられている。 戸籍の信用品を確保する必要があることは十分に理解しているが、発行抑止処理が必要であることは十分に理解しているが、開門時間内にサービスを受けられない多くの住民に支障を及ぼしている。また、コンビニ交付は必ずしも便利ではないことにより、翌開門日に発行抑止処理することが許容された場合において、届出時に「発行抑止処理は翌開門日にため、開門時に受け取れないでください」となど十分な注意喚起を行ふことに、実現されるようなどとは思ってないでいる。 開門時間外は発行抑止処理の態勢を保てる提案があつたのであるが、当時と比べ、国庫76%がマイナーパーカードを販売し、コンビニ交付を利用する方が増加している現在の状況を考慮いただき、開門時に受け取れないでいることを踏まえて、翌開門時間においてもコンビニ交付サービスを行えるよう検討したい。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuisekin-teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html
R5	22	12_その他	一般市	草津市	総務省	B. 地方に対する規制緩和	公職選挙法第141条第7項、第8項、公職選挙法施行令第109条の4、公職選挙法施行規則第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第17条の8 選挙公費制度における公費負担の対象となる支払方法の見直し	公職選挙法の選舉運動用自動車の燃料代の公費負担制度について、候補者の契約業者を決定して事後精算払方式のみとなっているため、契約業者以外のセルフ式ガソリンスタンドで給油した場合に公費負担の対象とならない。 【支障事例】 近年ではセルフ式ガソリンスタンドが普及しており、現行制度とそぐわないことから、複数の候補者陣営からも柔軟に対応できるよう意見をいたしているところである。	【制度改正の必要性】 上述のとおり、契約業者以外のセルフ式ガソリンスタンドで給油した場合に公費負担の対象とならないことから、候補者陣営から心配感が出ていているといふ実情がある。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuisekin-teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html
R5	23	03.医療・福祉	相模原市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律 (平成15年法律第123号) 障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための 法律施行令(平成18年法律第10号) 障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援する ための法律施行規則(平成18 年厚生労働省令第19号)、障 害支援区分に係る市町村審査会 会議規則(平成18年厚生労 働省令第5号)、厚生労働省 事務処理基準(介護給付費等 に係る支給決定事務等について)(令和5年4月改正)	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律 の認定を要しない場合の調査方 法の見直し	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律 の認定を要しない場合に係る注 合令等の明確な定めがなく、当市では障害支援区分の認定 をする場合と同等に取り扱うことを事務負担等が生じ ているため、障害支援区分の認定を要しない場合は調 査方法を簡素化すること、又は地方公共団体の裁量によ る旨の明示をすること。	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律 の認定を要しない場合の調査方 法の見直し	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuisekin-teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html
R5	24	03.医療・福祉	指定都市	広島市、広島県 こども家庭 府	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	教育・保育及び地域子ども、 子育て支援事業の提供体制の 整備並びに地域子ども、子育て支援 給付並びに地域子ども、子育て支援 給付における見直し基準の設 定	市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)に基づいて策定が義務付けられており、また、基本指針において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと10%以上乖離している場合、(中略)計画の見直しが必要となる。」とされている。 こうした手続が定められているのは、全国的に障害児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿とし、教育・保育の提供体制の確保について、国による利用定員統計が10%以上乖離している場合は、原則として見直しが必要となる。即ち、その際、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。 したがって、市町村における教育・保育に係る施設整備等については、今は毎年、地域ごとに需要推計を行い、計画的に確保するようにしておらず、また、地域子ども・子育て支援事業については、毎年、利用実績に定めた必要があったことから、審議会を開催し、係る業務を短期間のうちに2度目、強いてることとなる。 このような状況の下で、第1期計画(平成22年度～平成31年度)については、実績基準・教育・保育の量の見込み(幼稚園及び保育園等の入園児童数)と教育・保育の量の必要量(利用定員統計)が10%以上乖離している場合は、原則として見直しが必要となる。即ち、その際、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。 この手続が定められているのは、全国的に障害児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿とし、教育・保育の提供体制の確保について、国による利用定員統計が10%以上乖離している場合は、原則として見直しが必要となる。即ち、その際、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。 このような状況の下で、第1期計画(平成22年度～平成31年度)については、実績基準・教育・保育の量の見込み(幼稚園及び保育園等の入園児童数)と教育・保育の量の必要量(利用定員統計)が10%以上乖離している場合は、原則として見直しが必要となる。即ち、その際、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。 以上のとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、必ずしも中年間の見直しを行う必要はないとした第2期計画(令和2年度～令和6年度)の対応と同様に、弾力的な運用を可能とすべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuisekin-teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (1)生活保護法(昭25法144) (2)費用等の徴収(77条、77条の2及び78条)及び生活保護のためのその他の收入に基づき生じる債権については、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平27厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の改正を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 地方公共団体における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平27厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の改正を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (1)費用等の徴収(77条、77条の2及び78条)及び生活保護のためのその他の收入に基づき生じる債権については、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平27厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を改正し、債権の免除規定(地方自治法施行令(昭22政令16)171条の7)が適用される旨を明確化した。 【措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)】	「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平成22年10月6日付け社援保登1006第1号)の一部改正について、地方公共団体へ令和6年3月29日に通知して、返還金等の債権の取扱いについて明確化した。	厚生労働省】生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5.18	厚生労働省社会・援護局保護課
—	—	—	—	—	—
5【総務省】(2)【法務省】(2) 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81) 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて戸籍謄本及び住民票の写し等の請求については、発行に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係機関からの意見聴取を行った上で、請求様式の標準化について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6>【総務省】(4)【法務省】(2) 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81) 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて戸籍謄本及び住民票の写し等の交付の請求に係る標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に通知する。 【法務省】戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについての一部改正について(依命通知)(令和7年4月11日付け法務省民一第3095号) 【総務省】住民基本台帳法に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する標準事務集関係)について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課依命通知) 【法務省】住民基本台帳法に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する標準事務集関係)について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課依命通知)	公用請求書の様式を収集するほか、住民票の写し等の交付の請求に関する標準的な請求様式策定の取組も参考として、戸籍謄本等の標準的な請求様式の案を作成した。 戸籍法の第22条第2項及び住民基本台帳法の第42条第1項等の規定に基づいて戸籍謄本及び住民票の写し等の交付の請求に係る標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に通知する。 【法務省】戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについての一部改正について(依命通知)(令和7年4月11日付け法務省民一第3095号) 【総務省】住民基本台帳法に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する標準事務集関係)について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課依命通知) 【法務省】住民基本台帳法に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する標準事務集関係)について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課依命通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5.20	法務省民事局民事第一課 総務省自治行政局住民制度課	
5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (i)夜間及び休日における戸籍謄本等の交付抑止処理については、以下に掲げる事項について、令和5年度中に市区町村に周知する。 ・一定の条件を満たす場合には、非常勤職員及び守衛等の受託事業者の業務従事者が実施することが可能であること。 ・地方公共団体の基幹業務等システムの統一標準化に伴って策定した標準仕様書において、個人単位で操作権限を設定できることが必須の機能要件とされていることを踏まえ、これらの者が当該処理に機能を認定した端末を使用することが可能となること。	—	メールにより、各法務局・地方法務局を通して、各市区町村に以下の事項等を周知した。 ・一定の条件を満たす場合には、非常勤職員及び守衛等の受託事業者の業務従事者が実施することが可能である旨 ・地方公共団体の基幹業務等システムの統一標準化に伴って策定した標準仕様書において、個人単位で操作権限を設定できることが必須の機能要件とされており、これらの者が当該処理に機能を認定した端末を使用することが可能となる旨	—	—	法務省民事局民事第一課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)障害支援区分の認定を要しない場合の調査(20条2項)については、市町村(特別区を含む)における事務の実態等を踏まえつつ、当該調査の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 5【厚生労働省】 (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 【(i)障害支援区分の認定を要しない場合の調査について】市町村(特別区を含む)における事務の実態等を踏まえつつ、当該調査の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	障害支援区分の認定及び交付要否決定のために市町村が行う調査(20条2項)のうち、障害支援区分の認定を要しない場合の調査に対するたゞ「介護給付費等の支給決定等について」(平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を改正し、障害支援区分の認定を行う場合の調査項目を活用して、市町村における必要と考えられる調査を行うこととした。 【措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、ども家庭支援局長通知)】	【ども家庭】(5)【厚生労働省】介護給付費等の支給決定等についての一部改正について(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、ども家庭支援局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5.23	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
5【ども家庭】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)の中間年の見直しについては、市町村(特別区を含む)以下この事項において同じ。の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (7)地方税法(昭25法226) (i)固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない等の不動産について、道府県知事が価格を決定した場合に、当該不動産の所在地の市町村長に通知する「当該価格その他必要な事項」(73条の21第3項)については、市町村が納税義務者により適切に説明を行えるように、道府県と市町村の間で必要な資料を共有し、相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和5年度中に周知する。	—	令和6年1月19日に開催された全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議にて、道府県と市町村の間で必要な資料を共有し、相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に周知した。	【総務省】不動産価格決定時の県市間の情報共有について(令和6年1月19日全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議資料)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_28	総務省自治税務局固定資産税課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省:厚生労働省)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (33)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)障害福祉サービス等の提供(5条)を行う事業所に係る報酬算定については、通所系サービス事業者が住宅を訪問するなど、事業者が代替的な方法によりできる限りの支援の提供を行った際に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象とすることができる場合の基準を明確化するなど、災害時においても利用者への継続的な障害福祉サービスの提供を確保する観点から可能な方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 5【厚生労働省】 (49)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害福祉サービス等の提供(5条)を行う事業所に係る報酬算定については、通所系サービス事業者が住宅を訪問するなど、事業者が代替的な方法によりできる限りの支援の提供を行った際に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象とすることができる場合の基準を明確化するなど、災害時においても利用者への継続的な障害福祉サービスの提供を確保する観点から可能な方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	特定期定非常災害に指定されていない場合には、被災した都道府県が、臨時の取扱いでの支援が適当であると判断した場合には、国に個別に協議することとし、国が認めた場合は、被災した都道府県が臨時の取扱いを適用できることについて、各都道府県、指定都市及び中核市宛てに事務連絡を発出し、周知した。 また、臨時の取扱いにおける「できる限りの支援」について、訪問による支援が困難である場合等においては、コミュニケーションアブリの活用や電話等による支援も市町村が適切であると判断した場合には対象とすることができるようについて、各都道府県、指定都市及び中核市宛てに事務連絡を発出し、周知した。	厚生労働省】災害に伴い一時的に避難している利用者に対する継続した障害福祉サービスの提供に係る留意事項について(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉課事務連絡)	https://www.mhlw.go.jp/bunya-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_31	厚生労働省社会・援護局障害福祉課
5【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249)及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平20法32) 市町村森林整備計画(森林法10条の5)及び特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法5条)について、一体化して策定することが可能であることを明確化し、市町村に令和5年度中に通知する。	—	市町村森林整備計画及び特定間伐等促進計画については、一体化して策定することが可能であることを明確化するため、林野庁森林整備部計画課長通知を改正した(令和6年3月28日施行)。	農林水産省】「市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について」の一部改正について(令和6年3月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_33	林野庁森林整備部計画課
5【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (i)市町村森林整備計画の変更(10条の6)については、市町村の事業負担の軽減に資する上、市町村森林整備計画を変更した事例を分析した上で、計画を変更する必要がない類型及び関係森林管理局への意見聴取(10条の6第4項において準用する10条の5第8項)の必要がない類型を整理するとともに、都道府県知事との協議(10条の6第4項において準用する10条の5第9項)に先立つ価格調整について手続の簡略化が可能な類型及びその方法について地方公共団体に令和5年度中に周知する。	—	市町村森林整備計画の変更(については、市町村によって市町村森林整備計画を変更した事例を分析し、計画を変更する必要がない類型、関係森林管理局への意見聴取の必要がない類型並びに都道府県知事との協議に先立つ価格調整の手続の簡略化が可能な類型及びその方法について整理し、地方公共団体に周知する。	農林水産省】市町村森林整備計画の変更手続の簡素化について(令和6年3月28日周知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_33	林野庁森林整備部計画課
5【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)やむを得ない理由により交付申請者の出席が困難であると認められるときに行なうことができる個人番号カードの代理人への交付(施行令13条5項)については、市町村(特別区を含む)における事務の実施等を踏まえつつ、親族の看護又は介護を行なう者に係る取扱いについて検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【デジタル庁】 (11)公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続 公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、早期の対応に向けてシステム整備等の工程表を令和5年度中に作成し、必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省) 5【法務省】 (8)公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続 公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁)	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	年 別 管 理	分 野	提案団 体の属性	関係府省	提 案 方 式	提 案 法 令等	提 案 事 項 <small>（重要性）</small>	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提案中における最終的な 選択結果（既定案）	
R5	38	05_教育・文化	鳥取県、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山县、広島県、岡山県連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第77条の2、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業、利用の多様なダイバーシティを高度に利活用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修されることができる場合を定める件(令和元年文部科学省告示第56号)、遠隔教育特例校制度実施要項、令和5年度における遠隔教育特例校制度の新規指針、愛媛又は鹿児島に係る申請手続きについて(事務連絡)	夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第77条の2の規定による遠隔授業に係る要件緩和)について、以下の要件緩和を認めるとする。 ①受信側に教員を配置することによって、分教室(サテライト)の柔軟な運用を可能とする観点から、学長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとする。 ②やむを得ず登校できない生徒について、学長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとする。 ③遠隔教育特例校制度に係る申請手続きや評価・公表等実施に際する負担軽減を行ること。	当県では令和6年4月に県立夜間中学の開校を予定しており、中、西においても入学希望の状況により、今後、分教室(サテライト)の設置を検討しているところ、下記のような事例が想定されることが困難な場合が想定される。学校長の判断で教員免許を持っていない者の活用を認めると、柔軟な運用が必要である。 ①生徒には以前不登校だった者等が想定され、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受ける場面が一定程度発生すると見込まれるもの、現行規定では出席扱いとすることができない。 ③分教室に多数の教員配置は困難なため、遠隔教育特例校の活用を考えられるが、申請手続きや実施にかかる評価等に負担が生じることで夜間中学運営に支障が生じる。	https://www.cao.go.jp/bunkenshushin/teisanbousyu/2023/telanbosukokka.html		
R5	39	11_総務	その他	群馬県市町村連合事務組合、桐生市、沼田市、船橋市、藤岡市、安中市、みどり市、棟東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品町、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地区医療企画団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区振興整備組合、沼田市外二箇村諸施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団	總務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項及び第290条	一部事務組合の構成団体の名称を変更するための規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体の名称が変更される場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 一部事務組合の構成団体の名称変更などのうえで、市町村合併や一部事務組合の構成団体が消滅する場合に、単にその地方公共団体の名称が変更されるのみで、団体としての同一性は維持されていることなど、これらの事例は共同処理に影響を及ぼすものではないが、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することとなる。 特に一部事務組合の名称変更については、この名称変更に係る当該一部事務組合の構成団体の議決が必要となるところ、当該議決から当該名称変更に伴う規約の変更までの期間の中でも、開催時期がある程度決まっている構成団体の議会の議決を得ることが大きな事務負担となっている。 当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議決が必要となる(本組合のよう数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。)。 【支障の解決策】 上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たる構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかる手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。	-
R5	40	11_総務	その他	群馬県市町村連合事務組合、桐生市、沼田市、船橋市、藤岡市、安中市、みどり市、棟東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品町、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、静岡県、桐生地区医療企画団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区振興整備組合、沼田市外二箇村諸施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団	總務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項及び第290条	一部事務組合の構成団体が解散又は消滅する場合の規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体が消滅又は解散する場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 市町村合併により市町村が消滅する場合であって合併後の市町村が共同処理に加入しない場合や、一部事務組合が解散する場合には、当該消滅又は解散する構成団体は存在しなくなるのであるから、当然に規約を変更する必要がある。 その変更内容は、構成団体から、○○(団体名)を削除する。という軽微な内容であるにもかかわらず、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。 当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議決が必要となる(本組合のよう数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。)。 【支障の解決策】 上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たる構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかる手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
<p>5【文部科学省】 (16)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平28法105) 夜間中学(14条)におけるオンラインの活用については、夜間中学の設置を促進し、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る観点から、以下とおりとする。 ・できるだけ多くの者に対して学ぶ機会を提供できるように、対面での授業を原則とした上で、サテライト教室や自宅などでの授業の配信が受けられることが、当該受信による成果を含めた総合的な評価により修了が認められる場合もあらゆること、高等学校入学者選抜においては進学上の不利益が生じないよう配慮することなどについて、地方公共団体に令和5年度中に通知することなどを通じ、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現に向けた取組を推進する。 【遠隔教育特例校】学校教育法施行規則(昭22文部省令11)77条の2の指定申請については、次回の遠隔教育特例校の申請手続に向けて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実施要項及び実施計画書の様式の見直し等を含め、本制度の更なる運用改善のための検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>「令6」 4【文部科学省】 (16)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平28法105) (22)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平28法105) 夜間中学(14条)におけるオンラインの活用については、夜間中学の設置を促進し、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る観点から、以下とおりとする。 ・できるだけ多くの者に対して学ぶ機会を提供できるように、対面での授業を原則とした上で、サテライト教室や自宅などでの授業の配信が受けられることが、当該受信による成果を含めた総合的な評価により修了が認められる場合もあらゆること、高等学校入学者選抜においては進学上の不利益が生じないよう配慮することなどについて、地方公共団体に令和5年度中に通知することなどを通じ、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現に向けた取組を推進する。 【遠隔教育特例校】学校教育法施行規則(昭22文部省令11)77条の2の指定申請については、次回の遠隔教育特例校の申請手続に向けて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実施要項及び実施計画書の様式の見直し等を含め、本制度の更なる運用改善のための検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となるが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりでも得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一環として、オンラインを活用し、自宅において授業の配信を受けられるようになることは可能であることや、課程の終了や卒業の認定においては、こうした学習も含めた平素の成績を総合的に評価して行うことも可能であり、高等学校入学者選抜においては、オンラインを活用した学習を受けたことによる不利益が生じないよう配慮していただくこと等について、各都道府県・指定都市等に事務連絡を発出し、周知した。</p> <p>中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学び・協働的なかつだいの一体的な充実化に対する取り組みについての意見書を提出し、各都道府県教育委員会の審議会の審議の範囲の下で、「教科・科目充実型遠隔授業実施基準」を策定する。 令和5年3月に中期計画を取りまとめたあと、中期計画の見直しとともに、大臣の指定を不要とすること等を内容とする遠隔教育特例校制度の見直しを行った。</p>	<p>【文部科学省】今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について(依頼)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室・参事官(高等学校担当)付事務連絡)</p> <p>【文部科学省】義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について(通知)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室・参事官(高等学校担当)付事務連絡)</p> <p>【文部科学省】学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修されることができる場合を定める一部を改正する件(令和6年文部科学省告示第47号)、令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室・参事官(高等学校担当)付事務連絡)</p>	https://www.mext.go.jp/bunkensuishin/seisanboseyo/syoushu/f5fu_tsuchi.html#5_38	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 平 成 年 期 別	分野	関係団体 (の属性)	地元 管轄	関係府省 管轄	提案 区分	根拠法令等 (項目名)	提案事項 (項目名)	求められる措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 調整結果(個別案)	
R5	41	11. 経済	その他	群馬県伊勢崎市 の属性	認務省	B 地方 に対する 規制級 和	地方自治法第286条第1項、第286条の2第1項及び第2項並びに第290条	複合的・単一事業組合の一部の共同処理事務合併、河川水系、太田市、邑楽郡、市、浦原郡、市、藤岡市、安中市、みどり市、横川町、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野市、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域環境企画団、船林地区消防組合、利根沼田広域圏、村園振興整備組合、沢尻市外二箇村消防施設組合、大田市外三町広域清掃組合	複合的・単一事業組合の一部の共同処理事務合併、河川水系、太田市、邑楽郡、市、浦原郡、市、藤岡市、安中市、みどり市、横川町、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野市、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域環境企画団、船林地区消防組合、利根沼田広域圏、村園振興整備組合、沢尻市外二箇村消防施設組合、大田市外三町広域清掃組合	現行制度について、一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 複合的・単一事業組合において2以上の事務を共同処理している構成団体がこれらの事務のうちの一部の事務の共同処理をどうやめようとする場合には、一部事務組合から脱落しとする場合には、一部事務組合から脱落しとする場合に異なり、地方自治法第286条の2第1項の規定による脱落(以下「予告脱落」という)のよな制度がないため、必ず通常の規約の変更の手続によらなければならぬので、1つでも構成団体の議会の議決を得られなければ共同処理事務のとりやめが認められない。 このような状況は、共同処理をどうやめようとする事務以外の事務については引き続き共同処理を希望する構成団体との間の関係性に支障をきたすおそれがあり、また、平成24年の地方自治法の改正により予告脱落の制度が導入された趣旨(一部事務組合からの脱落手続の簡素化・強力化)にも沿わないものと考えられる。 【支障の解決策】 上記支障事例のような場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすること又は一部の事務の共同処理をとりやめようとする場合にも予告脱落と同趣旨の規定を設けることによって、より柔軟な対応が可能となり、支障事例の解決が図られるものと考える。	
R5	42	07. 産業振興	都道府県	大阪府、神奈川県、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、広島西広域連合	金融厅、国土交通省	B 地方 に対する 規制級 和	中小企業等協同組合法第9条の2第3項、第9条の2第7項、自動車損害賠償責任共済の共済掛金の改定に 係る同意手続の簡略化	自動車損害賠償責任共済の共済掛金の改定に 係る同意手続の簡略化	中小企業等協同組合法(以下「法」という)の規定に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条の6の2の規定における自動車損害賠償責任共済(以下「自賃責法」という)第5条に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という)を行なう組合から、共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものを変更する旨の申請があつた際、所管行政庁は認可しなければならない。自賃責法第2条第2項第5項において国土交通省及び地方整備局(金融厅長官及び国土交通大臣)の同意を認めなければならない旨規定されている。 自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という)に係る基準料率等について、毎年その担当課長官が定期責任保険審議会を経て判断しており、改定する場合は審議会を通じて国土交通大臣に対する意見を聞き取り、意見を反映して改定され、基準料率に基づき、各組合には共済掛金の変更申請書を都道府県に行つてある。 以降、自動車損害賠償の共済掛金の変更申請について、その内容が責任共済の基準料率と相違ないものであると確認できる場合は、金融厅長官及び国土交通大臣の同意を不要とする措置を求める。	責任共済に係る共済掛金の改定については、改定される日時があらかじめ決められていることがほとんどであり、また改定される料金が示されてからでなければ変更認可申請を行うことができないため、改定日時に間に合うよう非常に短い期間の中で金融厅長官及び国土交通大臣に対する同意の手続及び共済規程の変更認可申請に係る審査を同時に並行で行うことが求められる。 これは、事務の煩雑化を招き、十分な審査期間を設けることができず、審査における見落としを生じさせる可能性があり、組合に対し不利益を与えるかねない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	43	07. 産業振興	都道府県	大阪府、福島県、神奈川県、長野県、和歌山県、奈良県、広島西広域連合	金融厅、経済産業省	B 地方 に対する 規制級 和	中小企業等協同組合法第9条の2第7項、第9条の6の2 共済事業認可業務手続に係る保険商品等の 内容の妥当性の担保	中小企業等協同組合法(以下「法」という)第9条の6の2により都道府県が行う共済規程の認可における公済事業及びその商品の妥当性の審査、全国での公平性及び消費者保護の観点から、公済事業を有する各組合は、公済規程の認可が受けられない場合などに引き続き都道府県において事務を行なう場合には、国において審査の基準となるマニュアルやガイドライン等を整備するとともに、適切な審査を行えるよう意見照会制度を創設したい。	法の規定に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条の2第7項(中小企業団体の組織に関する法律において用いられる同条含む)に基づく共済事業を実施しようとする組合もしくは既に実施している組合が、共済規程の新規作成もしくは変更を行な際、行政庁の認可を受ける必要があるが、法上、そのほとんどを都道府県が担うことされている。 認可に係る審査項目となっている共済事業の内容については、その大部分が保険業法に基づるものであるが、当府には保険業法に係る審査等のノウハウが乏しいのが実情である。 保険業法に精通していない所管行政庁が共済事業について適切に審査を行うことは非常に困難であり、多くの時間を要するが、その分組合にとっても、事業開始時期が遅れることになる。共済事業は組合の収支に多大な影響を及ぼすため、適正に審査を行うことが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html	
R5	44	03. 医療・福祉	都道府県	大阪府、福島県、京都市、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、徳島県	こども家庭 庁	B 地方 に対する 規制級 和	児童福祉法による児童入所施設に係る専任職員に係る自立支援専任要件に見直し、自立支援業者に支援の範囲で直接通職員の勤務ローテーションに入ることを可能とする。	児童福祉施設等において加算配賦する自立支援専任職員に係る専任要件を見直し、自立支援業者に支援の範囲で直接通職員の勤務ローテーションに入ることを可能とする。	施設退所後の自立支援については、入所申から日常的な問わざを持ちながら、当該児童の状況や希望等を把握し、信頼関係を築くことが重要であるが、自立支援専任職員に専任要件が課されているため、入所申からの連続した支援が行いづらい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html	
R5	45	03. 医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山县、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、広島西広域連合	こども家庭 庁	B 地方 に対する 規制級 和	児童福祉法による児童入所施設置費等国庫負担金に係る交付要綱について、提示時期を早めること	児童福祉法による児童入所施設置費等国庫負担金に係る交付要綱について、提示時期を早めること	交付要綱の提示について、各自治体は国からの交付要綱の提示を受け、支弁基準等の改定を行っている。当該年度の交付要綱の提示が年度末であるため、毎年、年度替わりの時期に保険種営設定表の作成や精算手続等を行なう必要がある。近年は、新規の加算項目の追加、金額の変更等も頻繁に行われており、担当職員の時間外勤務が極端に増加し、他の年度未業務等と重なることで作業面においても非常に非効率な状況が生じており、過去には保護基準設定誤りなどのミスが生じたことがある。特に令和4年度については、令和5年3月20日に令和4年度要綱が示されたため、例年以上に業務が集中した上、補正予算対応も不可能なシチュエーションであった。 また、年度末の提示では、施設側への各種単価の説明などを十分に行なうことができず、請求元である施設にも負担を強いている状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【金融庁(1)】【国土交通省(8)】 自動車損害賠償保険法(昭30法97) 都道府県等が自動車損害賠償責任共済事業についての共済規程(共済掛金等に係るものに限る。)の変更について認可しようとするときに国土交通大臣及び内閣総理大臣の事前同意(28条の2第1項等)を得る手続については、都道府県等の負担軽減に資するよう、令和6年度中に、都道府県等からの同意申請を受け付けてから同意するまでの手続を見直す。	—	都道府県等が自動車損害賠償責任共済事業についての共済規程(共済掛金等に係るものに限る。)の変更について認可しようとするときに国土交通大臣及び内閣総理大臣の事前同意(自動車損害賠償保険法第28条の2第1項等)を得る手続について、都道府県等の負担軽減に資するよう、従来、慣例として中小企業庁等を経由して関係都道府県から国土交通省及び金融庁へ送付していく同意依頼は、手続の一部短縮化のため、関係都道府県から直接国土交通省及び金融庁へ送付いただくフローに変更したことを、関係都道府県に通知した。	【金融庁】自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更の同意に関する手続きの簡略化について(依頼)(令和6年3月29日付け金融庁監督局保険課事務連絡) 【国土交通省】自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更の同意に関する手続きの簡略化について(依頼)(令和6年3月29日付け国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-teishin/teianboeki/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_42	金融庁企画市場局総務課保険企画室 国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【子ども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (1)児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱については、地方公共団体等の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市(特別区を含む。)に通知する。	—	令和6年5月に、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱について、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市(特別区を含む。)に通知した。	【子ども家庭庁】児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正について(令和6年5月22日付け子ども家庭庁長官通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-teishin/teianboosi/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_45	子ども家庭庁支援局家庭福祉課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【こども家庭庁(6)】文部科学省(5)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭等の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「教育職員免許法」の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和6年法律第53号)により、令和11年度末まで(主幹保育教諭、指導保育教諭については、令和8年度末まで)延長された。	【こども家庭庁】文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_47	こども家庭庁成育基盤企画課 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
5【こども家庭庁(5)(ii)】文部科学省(3)(ii)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所の居室の床面積に係る基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令17)7条6項)を、「従るべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和6年度中に政令を改正し、令和11年3月31まで延長することとする。また、本特例の適用団体における待機児童の解消に向けた計画の進捗状況を毎年確認し、情報提供や助言などの必要な支援に努める。	—	地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第96号)により、令和11年3月31日まで、特例の期限を延長した。	【こども家庭庁】地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第96号)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_48	こども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【農林水産省】 (13) 経営所得安定対策等交付金 経営所得安定対策等交付金の交付手続における地域農業再生協議会が実施する対象作物の作付面積等の確認については、画像等の利用が可能であることを明確化するため、令和6年中に「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」(平27農林水産事務次官依頼通知)を改正する。	—	「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」(平27農林水産事務次官依頼通知)を改正し、経営所得安定対策等交付金の交付手続における地域農業再生協議会が実施する対象作物の作付面積等の確認について、画像等の利用が可能であることを明記した。また、本改正については地方公共団体に通知とともにWebサイトに掲載し、周知した。	農林水産省「経営所得安定対策等推進事業実施要綱の一部改正について」 (令和6年4月1日付け農林水産事務次官依頼通知)	https://www.maff.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_51	農林水産省農産局穀物課安定期対策室 農林水産省農産局企画課水田農業対策室
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (5) 栄養士法(昭22法245) (ii) 管理栄養士国家試験の受験資格(5条の3)については、管理栄養士養成施設を卒業した者(5条の3第4号)は、栄養士として必要な知識及び技能を修得していることを確認することができるから、栄養士でなくとも受験を可能とする。	—	—	—	—	—
5【デジタル庁】(1)(ii)【厚生労働省】(5)(ii) 栄養士法(昭22法245) 管理栄養士国家試験の受験の申請に係る免許等照合書については、受験者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、令和7年度管理栄養士国家試験から廃止する。	—	—	—	—	—
5【こども家庭庁】(9)【デジタル庁】(6) 母子保健法(昭41法141) (i) 里帰り出産に際し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。 (ii) 犯罪被害健康診査の受診票の利用に際し、地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る手続の負担を軽減する方策等について、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (12) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66)及び生産緑地法(昭49法68) 生産緑地地区の区域内に所在する土地に係る届出(公有地の拡大の推進に関する法律4条1項5号)については、地方公共団体及び土地所有者の負担削減並びに土地取引の円滑化を図るために、一定の要件を満たす場合には、生産緑地及び特定生産緑地の買取りの申出(生産緑地法10条及び10条の5)をした者について当該届出を不要とする。	—	生産緑地地区の区域内に所在する土地に係る届出(公有地の拡大の推進に関する法律4条1項5号)については、生産緑地の所有者及び地方公共団体の負担を軽減し、円滑な土地取引の実現を図るため、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第12条の規定に基づく買い取らない旨の通知があつた日の翌日から1年間に限り、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項の規定に基づく都道府県知事等への有償譲渡の届出を不要とした。	国土交通省「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律による公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正の施行について(通知)」(令和6年8月19日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長、都市局公園緑地・景観課長通知)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_56	国土交通省不動産・建設経済局上級政策審議官部門土地政策課公共用地室、都市局公園緑地・景観課
5【厚生労働省】 (30) 介護保険法(平9法123) (viii) 地域包括支援センター(115条の46第1項)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能することについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (iv) 地域包括支援センター(115条の46第1項、以下「センター」といふ。)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととし、地方公共団体に通知した。 【指針添付】(介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号))	地域包括支援センターにおける効果的な運営に資する地域包括支援センター運営監議会が認められる場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととし、地方公共団体に通知した。	厚生労働省「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号)」	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_57	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【国土交通省】 (19) 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業について、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅を除却する場合に、図面を要しない簡易な診断方法を活用することを可能とする旨について、地方公共団体に対して通知する。	—	住宅・建築物耐震改修事業について、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅を除却する場合に、図面を要しない簡易な診断方法を活用することを可能とする旨について、地方公共団体に対して通知する。	国土交通省「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(令和6年1月30日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_58	国土交通省住宅局市街地建築課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省庁におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【農林水産省】(10)【経済産業省】(7) 中小企業者と農林漁業との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38) 農商工等連携事業計画の認定(4条1項)に当たっては、農山村魚村祭りバージョン整備事業(産業支援型)の申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に提出する相談があつた場合、農山村魚村祭りバージョン整備事業(産業支援型)の申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があつた場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度中に通知する。 5【農林水産省】 (1)地城資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平22法67) 総合化事業計画の認定(5条1項)に当たっては、当該計画案の提出があつた場合、円滑な事業の執行に資するため、「地城資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」(平26農林水産省食料農業政策課長通達)に基づき、都道府県ごとに十分な連絡調整を行ふよう、改めて地方農政局に周知した。 【措置済み】(令和5年10月11日都市農村交流課長等会議)	—	<前段> 申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があつた場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度中に通知した。 <後段> 総合化事業計画の認定に当たっては、当該計画の提出があつた場合、円滑な事業の執行に資するため、「地城資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」(平26農林水産省食料農業政策課長通達)に基づき、都道府県ごとに十分な連絡調整を行ふよう、改めて地方農政局に周知した。	<前段> 【農林水産省】農山村魚村祭りバージョン整備事業(令和5年3月18日付け農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知) <後段> 【農林水産省】令和5年度都市農村交流課長等会議資料(令和5年10月11日開催)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_60	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課 農林水産省農村振興局都市農村交流課
5【農林水産省】 (5)農地法(平27法229) 農地(2条1項)については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知することとする。 農地(2条1項)については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	農地については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知した。	【農林水産省】「農地」に盛土等の行為を行った場合の農地法等の取扱いについて(令和5年12月25日付け農林水産省経営局農地政策課長専門官(農地調査担当)、農村振興局農村政策部農村計画課課長補佐(農業振興地域政策連絡))	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_61	農林水産省経営局農地政策課 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
5【文部科学省】 (21)学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理及び一覧性のある記入要領の作成などの改善方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】(令和6年5月15日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室事務連絡)	<令6> 4【文部科学省】 (26)学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)については、地方公共団体の事務負担を軽減するよう、提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理、一覧性のある記入要領の作成等の措置を講ずるとともに、「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」を活用したオンライン申請を試行的に実施した。	提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理、一覧性のある記入要領の作成等の措置を講ずるとともに、「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」を活用したオンライン申請を試行的に実施した。	—		文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室
—					
—					
5【内閣官房】 (1)ギャンブル等依存症対策基本法(平30法74) 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(13条。以下この事項において「計画」といふ。)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)と一緒にものとして策定すること及び都道府県がその実情に応じて計画の期間を判断することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 【措置済み】(令和5年11月30日付け内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局事務連絡)	—	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)と一緒にものとして策定すること及び都道府県がその実情に応じて計画の期間を判断することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。	内閣官房】都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画と医療計画との一体的策定等について(令和5年11月30日付け内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_65	内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局
—					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案主体 の属性	提案 事項	関係府県	提案 対象	提案方 式	規制等	実施方 式	提出方 式	提出事項 「審査基 準」	求めらる る措置の具 体的内容	具体的な審 査事例	提案半 における概 要(既報)
R5	67	09.土木・ 建築	都道府県 内閣府、経 済産業省、財 務省、国土交 通省	秋田県、福島 県、栃木県、大 阪市、横浜市、男 鹿市、鹿角市、 鹿児島市、羽 後川市、潟上市、 大仙市、三種 町、八峰町、八 郎町、大鶴 村、美郷町、羽 後町、東成瀬 村、福島県	B 地方 に対する 規制級 和	昭和42年5月1日付蔵第946号「公事業等の予算執行 状況に関する各調査の規約及び支出の状況の報告に ついて」、令和4年6月17日付国公会第7993号「令和4年度公事業 等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」 上記調査のため、地方整備局が上記を行っている事務執 行状況調査。	補助事業等の予算執行状況等に係る各調査について、重複する調査の停止を含め、調査事項及び調査頻 度を必要な最小限度にすること及び調査主体を一元化することを求める。	公共事業については、昭和42年5月1日付蔵第946号「公事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」に基づき、財務省から各府省へ「調査依頼書」がなされているが、各府省からの中調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている。具体的には、国土交通省所管の補助事業等の契約状況について、年度当初に地方整備局総務部合計課から依頼があり、毎月報告をしているが、地方整備局道路部からも次年度当初予算の契約作業のため、別途不定期で重複して電話やメール等で同様の依頼されている。地方整備局道路部からの依頼に対しては、「公事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」で提出している数字を基に、別様式で作成・回答しなければならず、数字の整合性の確認や裁決等、事務手続に関する業務量が増えている状況である。 また、總務省自治財政局より半期毎の公表を目的とした「公事業等の事業計画及び事業実行状況等」による調査が、県財政部局に依頼されており、令和4年度から調査様式が簡素化されるなどしているが、同様に公事業等に関する執行状況調査が依頼されている。当該調査についても、国土交通省調査内容が重複している部分が多く、業務負担の増加に繋がっている。さらに、令和4年版の国補正予算に関しては、既に地方整備局総務部会計課にて対応している内容について再度回答を求められるので、調査の必要性は低いと考える。特に、地方整備局道路部からの依頼については、既に地方整備局総務部会計課にて対応している内容について再度回答を求められるので、調査の必要性は低いと考える。したがって、都道府県における業務を効率化するため、重複する調査の廃止を含め、調査実施及び調査頻度を算定必要な最小限度にすること及び調査主体を一元化することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html					
R5	68	12.その他	都道府県	東京都	総務省	B 地方 に対する 規制級 和	住民基本台帳法第30条の10、 第30条の11、第30条の12	住民基本台帳ネットワー クシステムにおける住民本台帳制度のあり 方に關する検討会において検討された「ブッシュ型通 知」を実現すること	総務省自治行政局住民制度課を基盤として実施さ れた「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり 方に關する検討会」において検討された「ブッシュ型通 知」を実現すること	【現在の制度】 地方税のうち、固定資産税・自動車税等本人からの申告を伴わない「賦課税目」については、課税庁において住所、氏名等の「本人確認情報」を住民票等の公簿情報で把握した上で、納稅通知書の発送等を行 う必要がある。その際、都道府県では最新の公簿情報を保有していないか、主に住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」とい) るにより取得しているが、現行の法令では公簿情報は国・地方 团体等からの求めに応じて提供することとされており、異動の有無を把握するために最新の公簿情報を都度請求している。 【支障事例】 (1) 紳税者の申告受付時に本人確認を行ひ、都道府県が把握している住所情報と異なる場合は、住所履歴を確認する等納税者・都道府県双方に手間が生じる。 (2) 上記に開示して、納税者情報が最新のものではない場合、納稅通知書の郵便番号が誤りで返却され、主に住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」とい) るにより取得しているが、現行の法令では公簿情報を都度請求している。 (3) 都道府県の税務システム等においては、納稅通知書等が届けられず、住所等が自動で変更されないため、同一人物がシステム内で別人として扱われる結果、納税者は府内の複数部署 から同一内容の書類(戸籍登録、人口情報等)を提出するよう要求される等の事態が発生している。 (4) 甲府町の確定資産課税課事務等においても、いわゆる「住登外」(納稅義務のある自治体と住民登録のある自治体が異なるケース)の納税者に対して、最新の公簿情報を取得できない点は都道府県と同様 である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html			
R5	69	12.その他	都道府県	東京都	法務省	B 地方 に対する 規制級 和	登録免許税法第10条、第25 条、第26条、附則第7条、登録 免許税法施行令附則3、不動 産登記規則第189条、第190 条、地方税法第422条の3	市町村登記所へ通知している情報を利用 し、登録免許税の算定に おいてオンラインで通知 している価格データの活 用及び当該通知のオン ライン化を促進すること	相続登記の申請義務化による登記申請増加を見 据え、地方税法第422条の3に基づき市町村から登記記 所へ通知している価格データの活用により、データの提 供を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を 不要とするとともに、申請者の負担軽減と、地方自治 体の業務効率化の観点から通知のオンライン化を全国 的に促進すること	【現在の制度】 不動産の所有権登記等を行う際、申請者は登録免許税を算定・納付するために市町村(特別区においては都、以下同じ)が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等の書類を登記所に提出する必要 がある。一方、登録免許税の算定が必要とされる情報は、地方税法第422条の3に基づき、市町村から登記所へ通知することが求められており、通知に当たっては、令和2年1月から自治体と登記所との協議によりオンライン化の実現を目指す。 【支障事例】 都は申請者の登記所と協議の上、登録免許税の算定に必要な価格データをオンラインにより提供しているが、申請者は引き続き証明等の提出を求められているため、行政手続のワンストップ化が実現できない。 都が登記所に登録する際の登記申請の登記手続にかかる負担軽減策は示されていない。 また、不動産登記法の改正により令和2年1月1日から相続登記の申請が義務化されることに伴い、国は「相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープラン」(令和5年3月22日)において国民の負担軽減のための環境整備を掲げているが、登記手続自体に対する負担軽減策は示されていない。 【制度改正の必要性】 今後も相続登記の申請義務化とともに、証明等の発行件数の増加が見込まれる。確認書類として固定資産課税明細書の利用が促進されているが、相続登記に係る負担軽減策の整備が急務であるからこそ、全ての自治体の通知のオンライン化を待つことなく、データの通知を受ける登記所から順次、評価証明等の提出を不要とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html			
R5	70	03.医療・ 福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制級 和	地域医療介護総合確保基金管 理運営基準第2(3)②、地域医 療介護総合確保基金の活用に 当たっての留意事項第5 1 及 び2	地域における医療及び 介護の総合的確保の 促進に関する法律に基 づく基金の賃借方法 及び計算の策定方法の見 直し	過去年度ごとに基金を管理する方法を改める。基金造 成年度ごとに計画を策定・修正する方法を改める。	【現行制度について】 毎年度、都道府県は、計画を策定し国に提出することで、交付金の交付を受けた基準を達成している。 基金造成年度ごとに算定する必要があり、令和4年版現在、9年度分の基金(平成26年度造成分から令和4年度造成分まで)を管理している。 【支障事例】 過年間で造成した基金(積立額)を活用して事業を実施するには、過年間の修繕等を修正する必要がある。 また、過年間で造成した基金(積立額)を活用して事業を実施するには、毎年3月に修繕等を修正する必要がある。 【支障の解消策】 基金造成年度ごとに算定する方法ではなく、額の管理する方法に改める。 また、基金造成年度ごとに計画を策定・修正するではなく、毎年度、1つの計画で当該年度以降実施する事業をまとめ、まずは基金の積立残を活用し、不足が生じる場合は基金を積み増す方法に改める。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html			
R5	71	12.その他	都道府県	千葉県	総務省	B 地方 に対する 規制級 和	昭和玉付便箋書等に関する法律実施令第2条第2項	昭和玉付便箋書等の交付金による助成を受けける 団体が申請する際の添付書類として提出が求められる 都道府県知事等の意見書の添付を不要とすること	昭和玉付便箋書類等の交付金による助成を受けける 団体が申請する際の添付書類として提出が求められる 都道府県知事等の意見書の提出を不要とする。	昭和玉付便箋書類等の提出が求められている。 都道府県與知事等の意見書の提出が求められている。 日本郵便が判断できる内容であると考へられ、実際に日本郵 便において適格な審査を行っている。また、配分団体の決定等の認可をする総務省においても、法第11条に基づき事業の所管する大臣に協議を行なっている。申請の適法性の確認を目的とした手続きが重視されている。都道府県等が意見する必要がない。 【意見書】 申請団体の事業実績に関する経験や信頼度等について記載を歓迎するなどしているが、民間による社会的な貢献活動について、行動が評価することは難しい。 【実績】 申請団体の申請が認められた場合に、都道府県等が認めた。 また、各事業担当課において事業内容等の聴取に時間を要し、申請を断念する事例が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html			
R5	72	03.医療・ 福祉	都道府県	茨城県、栃木 県、東京都、長 野県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制級 和	肝がん・重度肝疾患治療研究促進事業実施要綱 に係る助成金の基準額を超える負担条件の見直し	「肝がん・重度肝疾患治療研究促進事業実施要綱」に おける対象医療の実施条件である高額療養費の基準額を 超える負担の条件について改めて求めること。	【制度改正の必要性】 本事業は令和30年12月から開始しているが、全国に申請者数が当初見込みを大幅に下回り、当県においては、令和5年3月現在で当初見込み173人に對し、申請6件、認定6件となっている。その原 因としては、制度が複雑であることが挙げられ、地方公共団体、患者、医療機関それぞれに不同的な負担となっている。 【現行制度】 本事業への参加要件として、①所得要件(対象医療の入院または通院)②肝がん・重度肝疾患に係る高額療養費の基準額を超える負担を1年間に3ヶ月以上とする。 このうちの2つを満たす場合に、高額療養費算定基準額は肝がん事業以外の医療費合算額として算定されるため、指定難病等の医療費助成制度における自己負担上限額を越すまでの現物給付がで きない場合がある。そのため、通院医療では条件に適合しているか確認した上での償還払いとなるを得ない仕組みとなっており、患者に一時的な自己負担及び償還払いの請求を求める状況となっている。 【支障事例】 高額療養費の負担条件により、償還払い請求を行うことと患者の負担を増加しておらず、一度の償還払いにおいて複数月をまとめて請求する患者が多くなっている。令和5年度は8ヵ月分(償還額25,310円)まと めて償還払いをした事例がある。しかし、申請を受け付ける都道府県によって大きな負担があり、医療機関によっては提出書類の確認や審査等による負担が生じている。 加えて、高額療養費の負担条件を満たす患者の抽出作業が医療機関によって大きな負担であり、医療機関によっては対象となり得る患者が特定する事が困難であるため、制度周知が十分に行えない状況にあり、本制度の利用患者が一部の医療機関に偏ってしまい、公平性の観点からも支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html				
R5	73	02.農業・ 農地	町	市貝町	農林水産省	B 地方 に対する 規制級 和	農業委員会の農地利用最 適化推進委員の併存配 置に係る見正しについて	農業委員会内の農地利用最 適化推進委員の設置を市 町村の判断で行えるようにすること。	平成27年度の農業委員会法の改正により、農業委員会に加えて農地利用最適化推進委員の設置が義務付けられた。改正前は17人の農業委員で活動を行っていたが、改正後は12人の農業委員と13人の農地利 用最適化推進委員を併存する。農地利用最適化推進委員は現場活動を行うこととされているが、組員の増加および2つの委員を配置したことにより、農業委員が許認可や 審議会等の開催にあたる。農地利用最適化推進委員は、2つの委員の活動内容には大きな違いがある。農業委員会としては、2つの委員を併存させることがあり、	-				
R5	74	07.産業振 興	中核市	豊田市	農林水産省	B 地方 に対する 規制級 和	森林法第10条の8第1項	伐採権及び伐採権の届出書(以下「伐採届」とい う)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条 の8第1号又は森林法施行規則第14各号に「市町村の 事業により伐採する場合に及び市町村の市町村の 事業により伐採する場合に」について伐採届の提出を 不要とすること。	伐採権の提出は、過剰な伐採を防ぐため森林法の規制、規制及び受け取る等の処理の実施等及び地方公共団体によって大きな事務負担となっている。 市町村は、補助金を受けた森林所有者等が伐採する場合、森林所有者等が伐採権の提出が必要となるが、伐採権の提出先である市町村が事業主体であるところ、当該伐採について市の森林整備計画への適合性を確認する必要性はない。 さらに、市の補助を受けて森林所有者等が伐採する場合及び市の事業により伐採する場合においては、事業完了検査を実施し、報告する必要があるため、伐採権による監視体制が強化されていると認 識している。 【参考】 当市においては、令和3年度中の伐採届件数全263件のうち、伐採に係る伐採届は109件であり、全体の約4割を占め、さらに、この間のうち約半数は市の補助を受けた森林所有者等によるものである。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html				

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (12)住民基本台帳法(昭42法律) (1)住民基本台帳ネットワークシステムからの本人確認情報(30条の6第1項)の提供については、地方公共団体の事務負担を軽減に資するよう、照会件数の上限に係る柔軟な対応について、地方公共団体に説明会を通じ令和6年中に周知する。	—	地方公共団体が住基ネットを活用し本人確認情報の提供を受ける際の照会件数の上限について、柔軟に対応できる可能性があるため総務省やJ-LSICに相談を行うより令和6年度「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」(令和6年度「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」(都道府県職員向け))及び「社会保険・税務制度担当者説明会」(都道府県職員向け)及び「令和6年度「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」及び「社会保険・税務制度担当者説明会」(市町村職員向け)により周知する。	—	—	総務省自治行政局住民制度課
5【法務省】 (3)地方税法(昭25法律296)及び登録免許税法(昭42法律35) 不動産の登記申請に係る登録免許税の額算算定については、市町村から登記所への不動産の評価額に関する通知(地方税法42条の3)がオンラインで行われる場合において、当該評価額に関する情報を活用し、申請者による評価額証明書等の取得及び提出を不要とする方向で、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一標準化に伴って整備した標準仕様書により、オンラインでの通知機能が実現されることを踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (2)介護保険における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成法4) 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する計画(4条1項、以下この事項において「都道府県計画」という。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令和6> [4]厚生労働省】 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成法4) 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する計画(4条1項、以下この事項において「都道府県計画」という。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。 【措置済み】(令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保健局長通知)	都道府県計画(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律4条1項)及び地域医療介護総合確保基金(同法6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。	【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域医療介護総合確保基金(6条)について(令和6年10月8日付け)厚生労働省医政局長、老健局長、保健局長通知	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2023/rofu_tsuchi.html#p_5_70	厚生労働省保険局医療介護連携政策課
5【総務省】 (3)お年玉扶助便用券等に関する法律(昭24法律224) 年賃寄付金配分事業の申請に係る都道府県知事の意見書(施行令2条2項)については、その作成に係る都道府県の事務負担を軽減するための方策について整理するなど、運用を見直し、都道府県に令和5年度中に通知する。その上で、令和6年度の改善状況を検証し、必要に応じ、更なる見直しに向けた検討を行い、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	令和5年12月22日の閣議決定を受け、令和6年3月28日に、各都道府県宛てに事務連絡「年賃寄付金配分事業の申請に係る都道府県知事の意見書」に関する運用の見直し第1について(令和5年地方分権改革推進事務担当者(周知))を提出し、都道府県知事の意見書の作成に係る事務負担を軽減等を図る観点から都道府県知事の意見書(作成部署・記載事項)に関する運用の見直しを行ったことによる周知を行った。	【総務省】年賃寄付金配分事業の申請添付書類「都道府県知事の意見書」に関する運用の見直し等について(令和5年地方分権改革推進事務担当者(周知))と令和6年3月28日付け総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課長通知	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2023/r5bu_tsuchi.html#p_5_71	総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課
—	—	—	—	—	—
5【林野水産省】 (3)森林法(昭26法律49) (1)市町村所有者が市町村の林に提出する伐採及び伐採後の造林届出書(10条の8第1項、以下この事項において「伐採造林届出書」といいます。)には、市町村及び森林所有者の事務負担を軽減するよう、以下のようにとする。 ・森林所有者が市町村への補助を受け開伐する場合に限り伐採造林届出書の記載事項と同等の内容が含まれているときは、伐採造林届出書を兼ねるものと取り扱うことができることを、令和5年度中に市町村に通知する。 ・市町村が事業主体となって開伐する場合について、伐採造林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査した上で、伐採造林届出書の提出を不要すること等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	伐採造林届出書について、森林所有者が市町村の補助を受け開伐する場合であって、市町村への補助申請等に伐採造林届出書の記載事項と同等の内容が含まれているときは、伐採造林届出書を兼ねるものと取り扱うことが可能であることを示すため、林野庁森林整備部計画課長通知を改正した(令和6年3月28日施行)。	【農林水産省】「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」の一部改正について(令和6年3月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2023/r5bu_tsuchi.html#p_5_74	林野庁森林整備部計画課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【農林水産省】 (3)森林法(昭26第249) (イ)森林所有者等が市町村の林に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項)。以下この事項において「伐採造林届出書」といふ。)については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減を図るよう、以下のとおりとする。 ・施設管理上必要な危険木又は支援木を伐採する場合について、伐採造林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査し、伐採造林届出書の提出を不要とすること等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る情報については、オープンデータ化し、令和6年9月にホームページに公表した。	【厚生労働省】ホームページURL <医療情報ネットのオープンデータ> https://www.mhlw.go.jp/st/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/newpage_43373.html		厚生労働省医政局総務課
5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医療機能情報提供制度(医療法6条の3)、薬局機能情報提供制度(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律8条の2)及び開設等の開設許可(届出)(医療法施行令4条1項、3項及び4条の2第2項)にについては、以下とおりとする。 ・医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る情報をオープンデータとして活用可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・医療機能情報提供制度の報告については、項目が重複しつつ、報告先が同一の場合に、地方公共団体の判断により、病院等の開設許可(届出)事項の一部変更届の届出に代えることができるることについて検討し、令和6年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (19)医療法(昭23法205)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医療機能情報提供制度(医療法6条の3)及び薬局機能情報提供制度(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律8条の2)については、両制度に係る情報をオープンデータ化し、令和6年9月にホームページに公表した。 【措置済み(厚生労働省ホームページ「医療情報ネットのオープンデータ」に公表)】	医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る情報については、オープンデータ化し、令和6年9月にホームページに公表した。	【厚生労働省】ホームページURL <医療情報ネットのオープンデータ> https://www.mhlw.go.jp/st/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/newpage_43373.html		厚生労働省医政局総務課
5【厚生労働省】 (13)身体障害者福祉法(昭24法45)及び社会福祉法(昭24法45) 都道府県知事等が身体障害者福祉法15条1項に基づく医師を定めるに当たって行う地方社会福祉審議会への意見聴取(身体障害者福祉法15条2項)については、地方社会福祉審議会を開催することや身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法11条1項)の下に少人数の専門部会を設置することなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	都道府県知事等が身体障害者福祉法15条1項に基づく医師を定めるに当たって行う地方社会福祉審議会への意見聴取(身体障害者福祉法15条2項)については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを都道府県、指定都市、中核市に通知した。	【厚生労働省】身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取(身体障害者福祉法15条2項)について(周知)」「令和6年3月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知」	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_77	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
—					
—					
—					
5【厚生労働省】 (31)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) (イ)結核患者が入院又は退院したときの病院管理者の届出(53条の11)については、保健所が、病院の実施する院内DOTS(直接服薬確認療法)への参加等により、必要な患者情報を把握している場合における当該届出の簡素化について、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
—					
—					
5【農林水産省】 【国土交通省】 (1)農林水産省農村住宅建設の促進に関する法律(平10法41) 優良田園住宅建設計画(以下この事項において「建設計画」という。)の認定(4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・建設計画の認定条件に都道府県知事との協議(同4条の4)については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知した。 ・建設計画の認定条件に都道府県知事との協議(同4条の4)については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可及び開墾許可の手続を並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知した。 ・建設計画の認定条件に都道府県知事との協議(同4条の4)については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手續の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)及び開墾許可(都市計画法(昭43法100)29条)の手続を並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	農林水産省】【国土交通省】「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」の一部改正について(令和6年3月27日付け農林水産省農村振興局農地転用許可課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_84	農林水産省農村振興局農地転用許可課 国土交通省都市局都市計画課、住宅局住宅総合整備課
—					
5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (イ)被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る借家の所有者の資力確認については、円滑な救助実施に資するよう、救助実施主体である地方公共団体が資力を確認するための具体的な書類の例を示しつつ、それら書類のうちいずれかにより確認すればよいこと等を明確化するため、「災害救助事務取扱要領」(令5内閣府政策統括官(防災担当)通知)を改正し、地方公共団体に令和6年内に通知する。	—	—	—	—	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者生活再建担当)付

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管 理	分 野	提案団体 の属性	関係市 町・村	提 交 手 数	提 交 方 法	提 交 事 項 重 要 事 項	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提 交 申 出 に お け る 最 終 決 定 結果 (新規登)		
R5	87	03.医療・福祉	市区長会	中核市市長会	ことじも家庭 庁、厚生労 働省	B. 地方 に対する 規制級 和	被扶養者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第百二十三号)において、指定事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないこととされている。また、当該届出したを指定事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、速やかに、その旨を当該届出したを厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市のほうに届け出なければならないこととされている。	被扶養者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第百二十三号)において、指定事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないこととされている。また、当該届出したを指定事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、速やかに、その旨を当該届出したを厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市のほうに届け出なければならないこととされている。そのため、双方の手続に共通する届出事項を変更する場合であっても、指定事業者としての変更の届出と、業務管理体制の整備としての届出の複数種類の変更の届出を行う必要があり、事務が煩雑となっていることから、事業者からの届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、自体及び指定事業者双方に負担が生じている。なお、業務管理体制の整備に関する届出について、本市では令和4年度54件の変更の届出を受理している。届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまで数日から数週間を費やすこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html		
R5	88	03.医療・福祉	中核市	越谷市、品川 区、川崎市	ことじも家庭 庁、文部科 学生省	B. 地方 に対する 規制級 和	特定教育・保育等に係る公定基準における「高齢者等活躍促進加算」の対象施設の見直し	高齢化社会の到来等に対応して、高齢者ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるまき細かい利用子ども等の処遇の向上を図ることを目的とする高齢者等活躍促進加算について、現行基準では保育所及び認定こども園(いずれも保有2・3号指定)が加算対象とされているが、幼稚園や地域型保育事業は加算対象外となっている。また、高齢者等以外の者においても保育補助や環境整備等の扱いを確保することができる。保育士の業務負担が多くなっている事業所が多くある。主提案市の市内地域型保育事業所(66事業所)に対して、「高齢者等活躍促進」に対する実態調査を独自に実施したところ、56事業所から「加算に該当・類似の取組を実施済」「活用したい」「検討したい」等の意欲的な回答があり、実施の事業所からは「高齢者は人生経験が豊富で頼れる存在となっているほか、高齢者の活動は保育士の活力にもつながっている」という声があがっている。その他の「加算の積極的な活用により、園児見守りの目を増し、余裕ある運営や安全面を向上できる」「高齢者等ではないが保育配慮基準以上に非常に勤勉職員を配置しており、その業務内容は高齢者等でも実施可能」といった声が寄せられており、地域型保育事業等においても高齢者等活用の一環は高い状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyuyosan.html		
R5	89	03.医療・福祉	特別区	北区	ことじも家庭 庁、文部科 学生省	A. 稽 核 移 譲	児童相談所法第12条の3第1項 児童相談所法第29条 児童相談所法第33条第2項	①児童相談所法に規定される、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る地方公共団体の長の権限を教育委員会に委任することができる。児童相談所の件数は増加しており、家庭と地域、学校が連携をして、子どもたちの健やかな成長を見守る取組など、子育て教養の更なる連携が求められている。 一方で、児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の権限を教育委員会へ委任可能とすること。	当区では、平成28年度以降「子育て」と「教育」の両部門の連携を強化し、子ども、親、家庭、地域、学校への施策を、より効果的・効率的に展開するという目的のもと、児童福祉等に関する事務を教育委員会に譲付している。 近年、児童相談所の件数は増加しており、家庭と地域、学校が連携をして、子どもたちの健やかな成長を見守る取組など、子育て教養の更なる連携が求められている。 一方で、児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の権限を教育委員会へ委任可能とすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	90	03.医療・福祉	一般市	天理市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	社会福祉士及び介護福祉士法 第2条第2項 社会福祉士及び介護福祉士法 施行規則1条	介護福祉士による精神疾患患者に対するインスリン注射が可能となること	障害者総合支援法第2条4項においては、市町村等の責務として、「必要な障害福祉サービス等の提供体制の確立に努めなければならぬ」とされています。また、第6期障害福祉計画に係る「障害福祉サービス等及び障害児虐待支援等の実施を確保するための基本的な指針」においても、地域における居住の場としてグループホームの充実を図り、地域活性化への移行を進める等といった障害福祉サービス提供体制の確立に関する指針が示されています。このような施策の流れがあるにも関わらず、本市において、下記の通り障害のケアの必要な如痴障者へのサービス提供体制に係る課題があります。具体的には、令和4年10月31日で天理市手がなぐ育成より天理市長にて医療ケアの糖尿病のインスリン注射の必要な如痴障者へは、親行き後グループホーム(共同生活援助)が生活が可能となるよう、市内の理解度への課題が示されています。(別紙参考)糖尿病のインスリン注射については、本人及び家族による実施は認められているものの、医療行為であるとして介護職員等が行うことは認められていません。グループホーム等施設等で糖尿病のインスリン注射を行なうには困難となっています。知的障者らのうち、インスリンの自己注射が困難な者が親行き後ににおいても、地域において安心して生活することができるよう、グループホーム等においてそぞろに課題に対応できる体制整備を強く求めます。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	91	11.総務	指定都市	横浜市	総務省	B. 地方 に対する 規制級 和	地方自治法第16条第4項、公 共施設条例及び地方公 共施設規制法 第一六条規制監定令書送付 令行第129号 各都道府県總務 部長あて地方自治行政課長 通知	条例公有時の長の署名 による電子署名による 方法の追加	条例公有時の長の署名について、地方議会における会議録の例と同様に、電子署名による方法も可能とするよう関係閣僚の改求を認めること。	【現行制度について】 地方自治法第16条第4項は「当該普通地方公共団体の長の署名(略)は、条例でこれを定めなければならない。」としており、条例公布時には長の署名が必要となるが、ここで「署名」とは自署をいいとされ、電子署名は認められていない。 なお、地方議会については、電磁的記録で作成された会議録への電子署名が既に認められている状況である(地方自治法第123条、地方自治法施行規則第12条の2の2)。 【支障事例】 当市は、原則として、文書事務を文書管理システムで電子的に処理しているが、条例公有する事務についても、長の署名を要する事から、紙を併用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない状況である。(当市において、当該システムでの電子的処理が完結できない唯一の事務統合など) 地方公共団体には、デジタル社会形成基本法第14条にて、「基礎理念の(つど)、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務が課せられているとともに、「自治体デジタルマラソンアワード(DXA)推進計画【第2回】」(総務省令第49号)2月21日において、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人材育成や地域活性化等の課題解決に貢献する公的機関等による実績評価が行われていることから、各市に係る責務手続については、これらの実績手続に十分に留意する必要があることと困難な状況と考えられる。 【実際の解説】 条例公有時の長の署名について、自署による方法だけでなく、電子署名による方法が認められれば、当市では、システム上で処理を完結することが可能となり、完全な電子化が実現することとなる。 【制度改正の必要性】 当市では、年間56件(令和6年度実績)の条例の制定改修に係る公布を行なうが、条例の公布は、全国に約1,800ある地方公共団体全てで行われる手続であり、全国的な影響は大きいものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html
R5	92	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	ことじも家庭 庁	B. 地方 に対する 規制級 和	児童相談法、子ども・子育て支 援法、令和3年10月1日自治体 向けFAQ【第19.1版】	地域型保育給付費等について、給付費の本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行えるように、地 域型保育等にかかる費用に支出するというルールを明確化することを求める。	地域型保育給付費等について、子ども子育て支援法第29条第1項および第27条第1項では「特定地域型保育等に要した費用について、地域型保育給付費等を支給する」と規定されているが、認可保育所委託料と異なり、地域型保育給付費等については、使途制限がない。一方で、「医療福祉法に基づく家庭の保育事業等の指導監査について(平成27年1月24日厚生労働省令第1号等、児童家庭局長通知)」にも「同法第29条第1項に規定する地域型保育給付費については、その使途について制限を設けていないなど、施設・事業型の際に留意しながら指導監査を行うこと」がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	93	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	ことじも家庭 庁、デジタル 化、総務 省	B. 地方 に対する 規制級 和	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律(平成25年法 律第27号)第19条第8項、別表 第2の11 行政手続における特定期の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律(平成26年内閣 府、総務省令第7号)第59条の 2の2 子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65号)第27条～第30 条	子ども子育て支援法等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8項、別表第2の11による税金課税情報等の「本人該当区 分:同一計配偶者」について、マイナンバーによる情 報連携を可能とすること。	保育に要した費用に使用されていることを市町村が確認、指導を行うことで、人件費や施設の維持管理に充てられるなど、給付費の適正な執行につながり、支障が解決すると考える。 【現行制度】 地域型保育事業の指導監査において計画書類を確認する中で、保育に要した費用に地域型保育給付費を支出する事業者がほとんどであるが、一方で、給付費に使途制限がないために保育に関係ないと思われるものの支出(高級外食券やツートン会員権の購入、クレジットカードの交際費計上)や本部への多額な会員入れを行なうなど不適切な会計処理と思われる事例が確認されている。このような会計処理を行う事業者に対する監査は、原則として、同一計配偶者がある場合に、申請の義務がない。 【制度改正の必要性】 給付費は、公費であるという性格上、保育に要した費用に使用されることで明文化しきものがないため、保育士給与アップや安全面の向上につながりにくいと考えられる。公費の透明性の確保の観点からも、保育に要した費用に支出されていることを認識できる仕組みが講じられるべきである。公費の透明性の確保に十分に留意する必要があることと困難な状況と考えられる。 【支障の解説】 条例公有時の長の署名について、自署による方法だけでなく、電子署名による方法が認められれば、当市では、システム上で処理を完結することが可能となり、完全な電子化が実現することとなる。 【制度改正の必要性】 当市では、年間56件(令和6年度実績)の条例の制定改修に係る公布を行なうが、条例の公布は、全国に約1,800ある地方公共団体全てで行われる手続であり、全国的な影響は大きいものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【こども家庭庁】(4)(Ⅱ)【厚生労働省】(Ⅲ) 児童福祉法(第22条164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項に変更があった際に届出の手続(児童福祉法21条の5の26第2項及び24条の38第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律51条の2第2項及び51条の31第2項)については、指定障害福祉サービス事業者等において、その指定に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関(児童福祉法21条の5の20第3項及び21条の32第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律46条1項、51条の25第1項及び2項、以下の事項において「指定権者」といふ。)と、その業務管理体制の整備に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関(以下の事項において「監督権者」といふ。)が同一であり、かつ、同一の届出事項の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があったことをもって監督権者への変更の届出があったことみなすことができるよう、令和6年度中に府令及び省令を改正する。	--	令和5年度末に、指定権者と監督権者が同一で、かつ、同一の届出事項(主たる事務所の所在地、その代表者の氏名等)の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があつたこともって、監督権者への変更の届出があつたことみなす府令及び省令の改正を行った。	こども家庭庁】【厚生労働省】【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部改正について】(令和6年4月1日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部長、こども家庭庁支援局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_87	こども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部企画課
	--				
	--				
	--				
5【厚生労働省】 (33)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)障害者向けグループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令171)210条の1項に規定する指定共同生活援助に係る共同生活住居をいす。)に居住する障害のある糖尿病患者を含む障害者に対する医療ケアの提供の在り方については、令和6年度以降に行う検討の中で、当該者の生活実態や該該者に対する各種サービスの提供の実態等も踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	--				
	--				
	--				
5【こども家庭庁】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)施設型給付費(27条1項)及び地域型保育給付費(29条1項)(以下この事項において「給付費」という。)については、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出がなされないよう、給付費の本来の趣旨を明確化し、地方公共団体に通知した。	--	地域型保育給付費について、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出がなされないよう、給付費の本来の趣旨を明確化し、地方公共団体に通知した。	こども家庭庁】地域型保育給付費等に係る支出について(令和5年12月8日付けこども家庭庁保育政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_92	こども家庭庁保育政策課
	--				
	--				

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (iv)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務負担を軽減する方策について、令和6年4月から施行される改正介護保険法における指定介護予防支援事業者の指定対象の拡大が有効に機能するよう、社会保障審議会の意見を聽いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「令6」 4【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (iv)介護保険法(平9法123) ・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受けた利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしているところ、3分の1乗数(件数)を加えるより基準の見直しを行った。 ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に円滑に事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けた場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。 ・指揮運営(代理店を除く)に対する事業者の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)】 ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に円滑に事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けた場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。 【指揮運営(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示)(令和6年厚生労働省告示第86号)】	・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受けた利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしているところ、3分の1乗数(件数)を加えるより基準の見直しを行った。 ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に円滑に事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けた場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。	【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_94	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【個人情報保護委員会】 (1)個人情報の保護に関する法律(平15法57) 開示請求における開示の実施の方法等の書面による申出(87条3項及び施行令26条1項)については、開示請求者の利便性向上と地方公共団体の事務負担を軽減に資するよう、簡便な運用方法を検討し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」の事例追加により、開示請求における開示の実施の方法等の書面による申出の運用方法として、一定の場合において口頭で調整し申出書の提出を不要とすることは差し支えないことを明確化し、地方公共団体に通知した。	【個人情報保護委員会】個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)【令和6年3月更新】 【個人情報保護委員会】個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)の更新について(通知)【令和6年3月26日付け個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室参事官通知】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_95	個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室
5【経済産業省】【環境省(4)】 特定化物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86) 電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続について、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (15)狂犬予防法(昭25法247) (i)狂犬病予防注射の時期(施行規則11条)については、通常での接種を可能とすることについて市区町村等の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部署
5【経済産業省(4)】 特定化物質の環境への排出の把握及び管理の改善に関する法律(平11法86) 電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (22)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (ii)都道府県及び地方厚生(支)局における円滑な事務の実施に資するよう、保健医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指針及び報告等に必要となる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (i)都道府県及び地方厚生(支)局における円滑な事務の実施に資するよう、保健医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指針及び報告等に必要となる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化することについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	指導監査業務における診療報酬明細書等の収集の根拠を明確化する通知を都道府県及び地方厚生局に令和7年3月28日付けで出した。 【厚生労働省】診療報酬明細書(等)等の提供について(令和7年3月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知) 【厚生労働省】「診療報酬明細書(等)等の提供について」の一部訂正について(令和7年4月1日付け厚生労働省保険局医療課長事務連絡)		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_106	厚生労働省保険局医療課
5【国土交通省】 (1)建設業法(昭24法100) 建設業の許可申請(3条)及び毎事業年度経過後の書類提出(11条2項)における事業税の納稅証明書の添付については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおいて当該納稅証明書の添付の省略が可能となるよう都道府県の納稅情報との連携を検討し、令和6年度に結論を得る。また、都道府県が納稅情報を内部利用することが可能となる場合に当該納稅証明書の添付の省略が可能となるよう、省令の改正等について検討し、令和6年内に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【国土交通省】 (1)建設業法(昭24法100) 建設業の許可申請(3条)及び毎事業年度経過後の書類提出(11条2項)における事業税の納稅証明書の添付については、令和6年度中に省令を改正し、都道府県が納稅情報を内部利用することができる場合に当該納稅証明書の添付の省略を可能とする。	建設業法(昭24年法律第100号)に基づく許可の申請等において求めている事業税の納稅証明書の添付について、建設業法施行規則の一部を改正する省令(令和7年国土交通省建設業許可部第38号)により省令を改正するとともに、当該申請等を受ける都道府県の納稅証明書と建設業許可部局との間に納稅情報を共有・確認できる体制が構築されており、当該申請等を行なう者から、当該者の納稅情報を都道府県内でも使用することについての同意がある場合は、納稅証明書の添付を省略させることができること、令和7年3月31日付けで地方公共団体に通知した。		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_107	国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業適正取引推進指導室
5【国土交通省】 (20)施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査については、施工業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン調査の導入を含め、調査の運用の改善を図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【国土交通省】 (21)施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査 施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の調査表の配布について、専用ホームページからダウンロードするよう配布方法を変更し、地方公共団体へ通知した。				
5【国土交通省】 (6)文化財保護法(昭25法214)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 文化財保護事業費関係国庫補助金の申請等の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請や実績報告等に係る書類の電子データによる提出を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【国土交通省】 (1)道路運送車両法(昭26法185) (i)自警防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。 【措置済み】(令和5年9月4日付け警察庁生活安全局生活企画課長事務連絡) (i)青色防犯ハーネル講習のオンラインによる実施については、実施に係る基準や具体的な実施方法を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の調査表の配布について、専用ホームページからダウンロードするよう配布方法を変更し、地方公共団体へ通知した。 【国土交通省】「令和6年度 施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査」 【国土交通省】「令和6年5月13日付け国土交通省大臣官房参事官(イノベーション)通知」		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_108	国土交通省大臣官房参事官(イノベーション)グループ施工企画室
5【文部科学省】 (6)文化財保護法(昭25法214)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 文化財保護事業費関係国庫補助金の申請等の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請や実績報告等に係る書類の電子データによる提出を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【文部科学省】 (1)道路交通法(昭26法185) (i)自警防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。 【措置済み】(令和6年2月27日付け警察庁生活安全局生活企画課長事務連絡) 【措置済み】(令和6年2月27日付け警察庁生活安全局生活企画課長事務連絡)				
5【警察庁】 (1)道路運送車両法(昭26法185) (i)自警防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。 【措置済み】(令和5年9月4日付け警察庁生活安全局生活企画課長事務連絡) (i)青色防犯ハーネル講習のオンラインによる実施については、実施に係る基準や具体的な実施方法を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【警察庁】 (1)道路運送車両法(昭26法185) (i)青色防犯ハーネル講習については、オンライン実施が可能であることを明確化し、講習の効果検証等に係る留意点及びオンライン実施の事例と併せて、都道府県警察に通知した。 【措置済み】(令和6年2月27日付け警察庁生活安全局生活企画課長事務連絡)	自主防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。 【警察庁】「青色回転灯等を装備した自動車による自警防犯ハーネル」に関するオンライン申請手続の取扱いについて(令和5年9月4日付け警察庁生活安全局生活企画課長事務連絡) 【警察庁】オンラインによる青色防犯ハーネル講習の実施について(令和6年2月27日付け警察庁生活安全局生活企画課長事務連絡)		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_110	警察庁生活安全局生活安全企画課
5【こども家庭庁】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村(特別区を含む)以下この事項において同じく)に対する行為申請(32条1項及び44条1項)については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を求めることの必要性について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (v)市町村長(特別区の長を含む)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164)及び就学前教育の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 児童福祉施設の設置及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼少期保育型認定・子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省令)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日について、年度初日であること、地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)	市町村長(特別区の長を含む)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。 【こども家庭庁】(官報)子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和7年6月閣府令第5号) 【こども家庭庁】(官報)子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(令和7年1月28日付けこども家庭庁成育局通知)		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_111	こども家庭庁成育局保育政策課
5【こども家庭庁】 (5)(1)文部科学省(3)(i) (i)児童福祉法(昭22法164)及び就学前教育の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 児童福祉施設の設置及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼少期保育型認定・子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省令)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日について、年度初日であること、地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)	<令6> 4【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)認可保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、必要な措置等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼少期保育型認定・子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省令)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童及び幼児の年齢の基準日について、年度初日であること、地方公共団体に通知した。 【こども家庭庁】認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_112	こども家庭庁成育局保育政策課
5【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)認可保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、必要な措置等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)認可保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。 【措置済み】(児童福祉法施行規則一部を改正する府令(令和6年内閣府令第25号))	認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_113	こども家庭庁成育局保育政策課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【子ども家庭(4)(並)】【文部科学省(2)】 児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業を行ひ際に届出が必要な事項(34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項)のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とする検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 土地改良施設の施設更新事業(85条の3第1項)については、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続を省略できる要件に関する解釈及び当該要件に関する具体的な事例を整理したパンフレットを作成し、地方農政局及び地方公共団体に周知した。 【概要】(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知)	—	土地改良施設の施設更新事業(85条の3第1項)については、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続を省略できる要件に関する解釈及び当該要件に関する具体的な事例を整理したパンフレットを作成し、地方農政局及び地方公共団体に周知した。	農林水産省】国営土地改良事業における同意徴集手続の省略が可能となる施設更新事業について(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知) 【農林水産省】国営土地改良事業における同意徴集手続の省略が可能となる施設更新事業の適切な運用について(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_115	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (10)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) (ii)公立学校施設費国庫負担事業(3条)については、3か年の国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)を令和7年度から可能とする。	—	公立学校施設整備費国庫負担事業(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律3条)については、令和7年度から3か年の国庫債務負担行為が可能となるよう、法律改正及び省令改正を行った。 引き続き、各種通知の見直し等を行ひ、令和7年4月1日より3か年度の国庫債務負担行為を可能とする。	文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るために開催法律の整備に関する法律による義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正について(通知)(令和6年6月19日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知) 【文部科学省】義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)(令和6年9月19日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_117	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
5【厚生労働省(39)】【国土交通省(17)】 住宅宿泊事業法(平29法65) 「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」(平29厚生労働省医療・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年内に改正する。	—	「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」(平29厚生労働省医療・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため改正通知した。	厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正について(令和6年1月24日付け厚生労働省健康・生活衛生局長、国土交通省不動産・建設経済局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知) 【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_118	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 国土交通省観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (22)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (i)保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指導及び報告等(国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項に基づく指導及び報告等をい。以下この事項において同じ。)並びに施設基準等に係る適時調査における事務のうち返還金同意書等については、当該事務の負担軽減及び効率化に資するよう、電磁的記録の提供等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (ii)以下に掲げる措置に関する事務のうち、返還金同意書等についてでは、都道府県及び地方厚生(文)局の円滑な事務の実施に資する上、電磁的記録の提供を可能とし、地方厚生(文)局に令和6年度中に通知する。 ・保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容及び診療報酬の請求に関する指導、報告等(国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項) ・施設基準等に係る適時調査	返還金処理支援ツールを自治体へも提供するよう、地方厚生局へ令和7年3月31日付で通知した。	厚生労働省】診療(調剤)報酬の返還に係るデータの提供について(令和7年3月31日付け厚生労働省保険局医療医療指導監査事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_120	厚生労働省保険局医療課
5【総務省(23)】【文部科学省(23)】 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務については、地方公共団体や学校における実務の状況等を把握した上で、当該事務を適正かつ円滑に実施するための方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 年 度	事 項 名	分 野	提 案 團 体	提 案 團 体 の属性	開 催 機 関	提 案 機 関	提 案 方 式	提 案 方 式 の属性	提 案 事 項 重 要 性	提 案 事 項 重 要 性	求 め る 措 施 の具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提 案 申 出 に お ける 終 了 期 限 (新規登録)
R5 122	08.消防・防災・安全	市区長会	内閣府 指定都市市長会	B. 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第10条 災害救助法第2条第2条第2条第12条 平成25年内閣府告示第228号第12条 灾害救助法施行令第228号第12条	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害物の除去に関する救助対象等の緩和」 災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害物の除去における期間延長の運用の見直し」 災害救助法第4条第1項第10条 災害救助法第2条第2条第2条第12条 灾害救助法施行令第4条第1項第4号の適用される大規模な災害が発生した際には、一般基準で定められた期間の延長を、被災状況の確認に要する時間が明らかで、障害物の除去に要する時間について具体的な根拠が示すことができない場合でも、一定期間の延長を認めることと、被災状況に応じて連絡をとること。	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害物の除去における救助対象等の緩和」 災害救助法第4条第1項第10条 災害救助法第2条第2条第2条第12条 灾害救助法施行令第4条第1項第4号の適用される大規模な災害が発生した際には、一般基準で定められた期間の延長を、被災状況の確認に要する時間が明らかで、障害物の除去に要する時間について具体的な根拠が示すことができない場合でも、一定期間の延長を認めることと、被災状況に応じて連絡をとること。	水害及び土石災害により住居内に入り込んだ土石等には、被災家屋の家財が混入している場合が多い。また、土砂を搬出する際に、置き撤去方が効率的であるが、家財は救助の対象外であるため、その危険性は除外対応が必要となる。 また、救助の対象場所が「生活に欠くことのできない場所」に指定されており、押入れや底の土砂等は対象外となっているが、一部の土砂等を残して作業を終了することは、被災者の理解を得にくい上、衛生的ではない。また、建物の外部については玄関回りのみが対象となっているが、被災者は家財の買い替え(断水の場合は水の確保)等のため、自家用車を利用する機会が多いため、駐車スペースも必要となることが多い。 上記の状況により、令和4年台風第15号では本制度を適用せず、住居内はすべて市費にて土砂等の除去を実施することとなりた。(計236件、3ヶ月程度) また、ボランティア及び有償による対応範囲の決定及び各被災場所での調整に時間を要し、救助の開始に遅れが生じた。 大規模な水害により範囲に土石災害が引き起こされた場合には、土砂の流入により被災する宅地が多数発生することが想定されるため、日常生活に支障を及ぼす住居と敷地内のすべての土砂及び家財について、同時に応じることによる早期の救助が必要となると考える。	水害及び土石災害により住居内に入り込んだ土石等には、被災家屋の家財が混入している場合が多い。また、土砂を搬出する際に、置き撤去方が効率的であるが、家財は救助の対象外であるため、その危険性は除外対応が必要となる。 また、救助の対象場所が「生活に欠くことのできない場所」に指定されており、押入れや底の土砂等は対象外となっているが、一部の土砂等を残して作業を終了することは、被災者の理解を得にくい上、衛生的ではない。また、建物の外部については玄関回りのみが対象となっているが、被災者は家財の買い替え(断水の場合は水の確保)等のため、自家用車を利用する機会が多いため、駐車スペースも必要となることが多い。 上記の状況により、令和4年台風第15号では本制度を適用せず、住居内はすべて市費にて土砂等の除去を実施することとなりた。(計236件、3ヶ月程度) また、ボランティア及び有償による対応範囲の決定及び各被災場所での調整に時間を要し、救助の開始に遅れが生じた。 大規模な水害により範囲に土石災害が引き起こされた場合には、土砂の流入により被災する宅地が多数発生することが想定されるため、日常生活に支障を及ぼす住居と敷地内のすべての土砂及び家財について、同時に応じることによる早期の救助が必要となると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.yosan.html			
R5 123	08.消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	B. 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第10条 災害救助法施行令第2条第2条第12条 灾害救助法取扱要領(令和4年7月)第4号 平成25年内閣府告示第228号第12条 灾害救助法施行令第4条第1項第4号	災害救助法第4条第1項第10条 災害救助法施行令第2条第2条第12条 灾害救助法取扱要領(令和4年7月)第4号 平成25年内閣府告示第228号第12条 灾害救助法施行令第4条第1項第4号	災害救助法第4条第1項第10条 災害救助法施行令第2条第2条第12条 灾害救助法取扱要領(令和4年7月)第4号 平成25年内閣府告示第228号第12条 灾害救助法施行令第4条第1項第4号	「令和2年の地方からの提案事項に関する対応方針」において、「災害救助法の救助の期間の延長について」は、一定期間以上の延長が必要であることが明らかになると、一般的基準で定められた期間にかかるからず延長できることを実現的な事項として明確化し、地方公共団体は周知する。されどところ、災害救助法取扱要領を補足する資料である「災害救助法の制度概要」において、その延長理由については、「被災地は、被災地域が、被災者等との契約終了日(業務完了日)等を含むた具体的な説明を求められており、多数の世帯に土砂等が堆積しているが、業者・人手不足により障害物の除去に長期間を要すると見込まれる。等の理由は認められない」とされている。また、申請者は、基準表示に定める救助の期間内に行なうこが原則とされている。 令和4年台風第15号では、被災地域が市域の範囲に渡り、住居だけでなく、道路、河川等にも多くの被害が出たため、市内の被害(道路、河川)の状況把握(10日を要し、市民から受けた土砂等撤去に関する相談約580件)と被災状況調査だけでも1ヶ月以上時間が必要である。 そのため、具体的な被災場所及び全数を正確に把握するのに要する時間について現法の10日以内に調整し、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況であった。 また、道路を開闢等の対応は障害物の除去と同様の業者が実施することとなったが、救助・救援にも関わる道路を開闢等を優先せざるを得ず、土木業者が障害物の除去に直ちに対応することは困難であった。 そのため、具体的な被災場所及び全数を正確に把握するのに要する時間について現法の10日以内に調整し、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況であった。 また、発災直後に宅地内の土砂等撤去に関する申請ができる状況ではなかったが、被災者一人暮らしの高齢者等も多く、申請自体も発災から2ヶ月程度続いた。(除玄去までに3ヶ月程度の日数を要した。)」 このため、具体的な被災場所及び全数を正確に把握するのに要する時間について現法の10日以内に調整し、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況であった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html				
R5 124	08.消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	B. 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第10条 災害救助法施行令第2条第2条第12条 灾害救助法取扱要領(令和4年7月)第4号 平成25年内閣府告示第228号第12条 灾害救助法の制度概要(令和4年7月版)	災害救助法第4条第1項第10条 災害救助法施行令第2条第2条第12条 灾害救助法取扱要領(令和4年7月)第4号 平成25年内閣府告示第228号第12条 灾害救助法の制度概要(令和4年7月版)	災害救助法第4条第1項第10条 災害救助法施行令第2条第2条第12条 灾害救助法取扱要領(令和4年7月)第4号 平成25年内閣府告示第228号第12条 灾害救助法の制度概要(令和4年7月版)	災害救助法施行令第2条第2号では、その対象物を「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの(障害物)の除去における対象物の明確化」 災害救助法施行令第4条第1項第4号では、「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの(障害物)の除去における対象物の明確化」	災害救助法施行令第2条第2号では、その対象物を「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの」と規定しており、対象が明確化されていない。 例えば、水害及び土砂災害により住居内に入り込んだ土石等には、他者の家財が混入している場合が多い。そのような家財の混入している土石等を搬出する場合、災害救助法による救助の対象外となり得るものと被災場所にて分別し、その搬出及び処分は別途対応となるが、救助の対象が明確でなかったために、事務及び現場での対応が煩雑となり、救助が遅れる障害が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html			
R5 125	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	こども家庭	B. 地方に対する規制緩和	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員増加申請による代表者の年齢区分 「子ども・子育て支援法第31条第1項第32条第1項第47条第1項」 「子ども・子育て支援法施行規則第13条第29条第3条第40条第41項、第42条第43項、第44条第1項、第45条第46項、第47条第48項、第49条第49項、第50条第51項、第52条第53項、第54条第55項、第56条第57項、第58条第59項、第60条第61項、第62条第63項、第64条第65項、第66条第67項」	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員増加申請による代表者の年齢区分 「子ども・子育て支援法第31条第1項第32条第1項第47条第1項」 「子ども・子育て支援法施行規則第13条第29条第3条第40条第41項、第42条第43項、第44条第1項、第45条第46項、第47条第48項、第49条第49項、第50条第51項、第52条第53項、第54条第55項、第56条第57項、第58条第59項、第60条第61項、第62条第63項、第64条第65項、第66条第67項」	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請において、「代表者の年生月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、これらの項目について、当初の職名申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請において、「代表者の年生月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、これらの項目について、当初の職名申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html			
R5 126	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	こども家庭 介護 文部科学学者	B. 地方に対する規制緩和	幼保連携認定認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園庭の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。	幼保連携認定認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園庭の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。	幼保連携認定認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園庭の年齢基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。	幼保連携認定認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園庭の年齢基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html			
R5 127	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	こども家庭	B. 地方に対する規制緩和	認可外保育施設が利用者へ交付する書面における記載事項の削除 6号第6条第6条第7条	認可外保育施設が利用者へ交付する書面における記載事項の削除 6号第6条第6条第7条	認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。	認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html			
R5 128	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	こども家庭 介護 文部科学学者	B. 地方に対する規制緩和	一時預かり事業の開設の届出書類のうち提出書類の交付予算書類等の提出を要すること	一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一緒に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業であっても預託料の収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きさ認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めていないが、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款について認定こども園、保育所等において提出されているものであるこども園、事業者にとっても自治体にとっても重複する事が負担となっていないが、認定こども園、保育所等として既に提出されているものであるこども園、事業者にとっても自治体にとっても重複する事が負担となっていない。	一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一緒に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業であっても預託料の収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きさ認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めていないが、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款について認定こども園、保育所等として既に提出されているものであるこども園、事業者にとっても自治体にとっても重複する事が負担となっていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html				
R5 129	03.医療・福祉	市区長会	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	介護保険制度に係る申請手続における被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証の原本提出が求められるため、手続きをオンライン化しても郵送または来庁が必要となり、オンライン申請の促進を阻害する恐れがある。	介護保険制度に係る申請手続における被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証の原本提出が求められるため、手続きをオンライン化しても郵送または来庁が必要となり、オンライン申請の促進を阻害する恐れがある。	【例1】 要介護・要支援認定申請「新規・更新・区分変更・サービス種類変更」において、被保険者証の添付が義務付け 【例2】 介護保険法第27条第1項、第32条第1項、第37条第3項、介護保険法施行規則第35条第1項、第40条第1項、第42条第1項、第49条第1項、第54条第1項、第55条の2第1項、第59条第1項、第77条第1項、第83条の6、第95条の2第1項 【例3】 居宅介護サービス計画費及び介護予防サービス計画費の代理弁済の手続きにおいて、被保険者証の添付が義務付け 【例4】 被保険者の氏名変更、住居変更、常帯変更、資格喪失の届出書類の添付が義務付け 【例5】 被保険者証の提出が2023年1月15日より例2の手続とともにオンライン申請の受付を開始したが、3月15日～31日の実績は2件(全体の0.1%)に留まり、今後もオンライン申請の増加は期待できない。 窗口開設等においてはオンライン申請の受付を開始したが、3月15日～31日の実績は2件(全体の0.1%)に留まり、今後もオンライン申請の増加は期待できない。 一方で総務省の作成した「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」では、例をはじめとする手続きについて優先的にオンライン化を推進すべきとしており、非効率的なオンライン運用を積み重ねていかなければならぬ状況にある。	介護保険制度において、主に下記の申請に被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証の原本提出が求められるため、手続きをオンライン化しても郵送または来庁が必要となり、オンライン申請の促進を阻害する恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html				
R5 130	03.医療・福祉	市区長会	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	障害福祉サービスのうち、介護保険サービスのうちの障害福祉サービスの対象とすること。 ②介護保険対象者の重度訪問介護について、市町村が決定した実給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。	①障害福祉サービス利用者は、65歳以上にあつた場合、介護保険サービスのうえで必要なサービスを確保できない場合は、障害福祉サービスを適用する。 ②障害者総合支援法第五十五条及び同法施行令第四条において、障害福祉サービス費用は「厚生労働大臣が定める基準に基づき(略)算定した額」又は「当該介護給付費等の支給に要した費用の額」のいずれか低い額に百分の五十を乗じた額に由る国庫負担額が決定されている。 一方で総務省の作成した「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」では、例をはじめとする手続きについて優先的にオンライン化を推進すべきとしており、非効率的なオンライン運用を積み重ねていかなければならぬ状況にある。	①障害福祉サービス利用者は、65歳以上にあつた場合、介護保険サービスのうえで必要なサービスを確保できない場合は、障害福祉サービスを適用する。 ②障害者総合支援法第五十五条において、障害福祉サービス費用は「厚生労働大臣が定める基準に基づき(略)算定した額」又は「当該介護給付費等の支給に要した費用の額」のいずれか低い額に百分の五十を乗じた額に由る国庫負担額が決定されている。 一方で総務省の作成した「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」では、例をはじめとする手続きについて優先的にオンライン化を推進すべきとしており、非効率的なオンライン運用を積み重ねていかなければならぬ状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.yosan.html					

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (ii)救助の期間(4条4項及び施行令3条2項)については、延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合でも延長できることを、具体的な記載例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年中に周知する。	—	—	—	—	内閣府政策統括官(防災担当)付 参考官(被災者生活再建担当)付
5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (ii)災害によって住居又はその周辺に運び出された土石、竹木等(以下この事項において「土砂等」という。)で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(4条1項10号及び施行令2条2項)については、車両、建具、植物、フェンス、道路構造物及び農地構造物等が土砂等に含まれるか、床(上)の土砂等を取り除く際に併せて床下の土砂等を取り除く場合には床下の土砂等が除去の対象となることを明確化するため、「災害救助事務取扱要領」(令5内閣府政策統括官(防災担当)通知)を改正し、地方公共団体に令和6年中に通知する。	—	—	—	—	内閣府政策統括官(防災担当)付 参考官(被災者生活再建担当)付
5【こども家庭庁】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) (v)特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)に付して行う届出(32条1項)及び44条1項)については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。 (vi)市町村(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)についても、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。 (vii)市町村(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【こども家庭庁】 41【子ども・子育て支援法(平24法65) (v)特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)に付して行う届出(32条1項)及び44条1項)については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。 (vi)市町村(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)についても、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。 (vii)市町村(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。 市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)についても、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。 市町村(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する。	【こども家庭庁】(官報)子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第5号) 【こども家庭庁】子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(令和7年1月28日付けこども家庭庁成育局通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_125	こども家庭庁成育局保育政策課
5【こども家庭庁】 (5)(i)【文部科学省(3)(i)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令3)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であること。地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和6年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課連絡】	—	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る園児、及び幼児の年齢の基準日については、年度初日の前日であること。地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】【文部科学省】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る園児、及び幼児の年齢の基準日について(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_126	こども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
5【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (vi)認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【こども家庭庁】 41【児童福祉法(昭22法164) (vi)認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。	認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。	【こども家庭庁】認可外保育施設に対する指導監督の実施について(令和6年3月29日付けこども家庭庁成育局通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_127	こども家庭庁成育局保育政策課
5【こども家庭庁】(1)(ii)【文部科学省(2)】 児童福祉法(昭22法164) 一時預り事業を行際に届出が必要な事項(34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項)のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vi)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等については、被保険者及び市町村(特別区を含む。)の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 45【介護保険法(平9法123) (vi)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定のオンライン申請における被保険者証等の添付書類については、被保険者及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する観点から、オンラインによる提出を可能とし、地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡】	介護保険被保険者証等の原本の郵送を求めていた手続の一部について、書類をスキャンしたPDFや書類を撮影した画像でも受付可能とする等の見直しを行うこととし、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】介護ソシアルマッチングサービスにおける事務の運用についての一部改正について(令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_129	厚生労働省老健局介護保険計画課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【こども家庭庁】①【厚生労働省(2)】 児童福祉法(昭22法164)及び雇用保険法(昭49法116) 育児休業給付の期間延長について、市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【こども家庭庁】【厚生労働省】 児童福祉法(昭22法164)及び雇用保険法(昭49法116) 育児休業給付の期間延長については、厚生労働省等の利用調整における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとして、制度の適切な運用を図るため、省令を改正し、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に通知した。 【増設】 〔雇用保険法施行規則一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第47号)、令和6年4月5日付けこども家庭庁成育局保険政策課事務連絡、令和6年6月28日付け厚生労働省職業安定局長通知〕	育児休業給付の期間延長について、市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとして、制度の適切な運用を図るため、省令を改正し、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」の一部改正について(令和6年4月5日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡) 【厚生労働省】「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の一部改正について(令和6年6月28日付け厚生労働省職業安定局長通知) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則一部を改正する省令について(育児休業給付関係)(令和6年3月25日付け厚生労働省職業安定局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_131	こども家庭庁成育局保育政策課 厚生労働省職業安定局雇用保険課
6【こども家庭庁】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)の中間年の見直しについては、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和6年度に通知する。	--				
5【こども家庭庁】②【厚生労働省(1)】 児童福祉法(昭22法164)及び民生委員法(昭23法198) 民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法第61条1項及び児童福祉法16条)の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地図の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	--				
5【デジタル庁(7)】③【総務省(16)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153) 個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(3条1項。以下この事項において同じ。)が住民票の異動等により失効した場合(15条1項2号)の再発行の手続については、申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担の軽減に資するよう、令和6年度までに省令を改正し、転入又は転居に伴う署名用電子証明書の再発行の手続を法定代理人又は同一世帯人が行う場合には、照会書兼回答書の提出を不要とする。	--	個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(3条1項。以下この事項において同じ。)が住民票の異動等により失効した場合(15条1項2号)の再発行の手続については、申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担の軽減に資するよう、令和6年度に省令を改正し、転入又は転居に伴う署名用電子証明書の再発行の手続を法定代理人又は同一世帯人が行う場合には、照会書兼回答書の提出を不要とした。	--		デジタル庁デジタル社会共通機能 グループ番号法制定班 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
--	--				
--	--				
--	--				
--	--				

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体の属性	提案 実施年	関係省 庁	提案事項 重要度	規制法等	具体的な支障事例	提案中における既終了の 競争的入札(既競)	
R5	139	01.農地利 用(農地除 く)	都道府県 広島県、宮城 県、愛媛県、中 国地方知事会	地政省、文 部科学省、 厚生労働 省、経済 産業省、國 土交通省、 環境省	B. 地方 に対する 規制緩 和	離島振興法第4条第1項	既存の計画を離島振興 計画と位置付けることを 可能にすること等	離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を 原簿に策定している場合には、当該該計画は離島振興計画 と位置付けることができるよう法律上の対応をし、又は 運用を見直す。 既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含して いない場合には、当該記載事項を別に取り扱ふこと により記載事項を充足する事が可能となるよう法律 上の対応をし、又は運用を見直す。	【現行制度について】 離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めよう努めるものとされている。 なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企画段階で向けての課税免除が適用できないことから、事实上策定義務があるとの同様の状態となっている。 【支障事例・制度改正の必要性】 当県は中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地 域の振興施策については、県中山間地域振興計画において改めており、両計画の内容を重複している。 当県においては、離島振興計画策定期7か月を要する個別の策定作業に分ると、指定島嶼別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	140	07.産業振 興	都道府県 広島県、宮城 県、中国地方知 事会	内閣府、國 土交通省	B. 地方 に対する 規制緩 和	地域再生法第5条第4項第6 号、第17条の7第1項、第2項 及び第9項、第17条の8第1項 及び第2項、第17条の9第1 項、地域再生エアマイクメント 負担金制度ガイドライン	地域再生エアマイクメント負担金制度における、地 域訪問者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、 受託者からの負担金の徴収及び活動主催者の交 換手続等の手続を簡便化するための負担金額の自 由化の区域における場合には、地域の実情に応じて 市町村以外にも都道府県又は地方公共団体の組合が 事務主体となるように要件の見直しを求める。 また、地域防災防災等利便増進活動計画については、5 年を超える場合に制度を利用できるよう、地域の実情 に応じて計画期間を認め法定への見直しを求める。	【事務主体について】 地域再生法では、地域訪問者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付については、「市町村」が実施主体と規定されている。 また、都道府県及び県民をまとまるエアマイクメントによるDMOの制度を活用する場合、上記手続に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の決議を得る必要があるなど、制度を運用するための 手続が複雑になり、業務上活用が困難となっている。 例えば、愛媛県、香川県、高知県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県で「せとうちDMO」を形成し、観光振興に取り組んでいるが、活動エリアが複数県にまたがるため、本制度を導入することは業務上困難である。 また、更新手続についても、都道府県の手續が複雑化する。 都道府県における地域防災防災等利便増進活動計画の計画期間については、「五年を超えないものに限る」とされており、5年を超える長期的な施策展開を行いたい場合には、少なくとも5年ごとに計画の作成と市町村長による認定及びそれに伴う議会の決議が必要があり、制度を活用するに当たっての負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html	
R5	141	05.教育・ 文化	都道府県 広島県、宮城 県、広島市、愛 媛県、中国地方 知事会	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	公立義務教育諸学校の学級編 制及び教員職 位の標準に 基づく授 業時間 間数の下限の見直し	小学校における教科担任制を推進するための 加配定数について、中山間地域や規模拡大等、地域 や学校の実情に応じて、加配教員が受け持つ授業時 間数等の条件緩和を求める。	現行制度では、小学校の教科担任制に加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、中山間地域・離島の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当 該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html	
R5	142	05.教育・ 文化	愛知県、福島県	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	文化財財政補助交付規 則、文化財保存事業費関係 補助金申請等に係る事務委任の 廃止	国宝重要な文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重 要文化財等の施設整備費補助金、史跡等購入費補 助金、文化財修復事業費補助金等の各事業費 補助金申請等に係る事務委任の 廃止	上記補助金の申請については、文部科学大臣から交付する係務(交付申請の受理、交付決定の通知、実績報告の受取、額の確定及び追加など)の事務委任を受けている。当県では、交付件数が年間70件を 超えていることに加え、補助事業者から作成する書類の提出頻度が多く、文化庁への提出までの期間が長いことから、県に係る書類審査業務及び書類作成業務は削減で膨らんでいる。また、県で あると同時に、都道府県の書類提出期限を短くできるよう、市町村及び補助事業者の負担によって、さらに誤りが増える悪循環となっている。 また、国庫補助事業に係る補助事業の進捗等については文化財調査官が全国的な視点で 監視する上に事業費及び文化財修復解説整 備事業に係る補助金交付に係る事務は都道府県 が設置した事務局等に委任を廃止し、文化庁が 設置した事務局等により事務を行なう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html	
R5	143	05.教育・ 文化	都道府県 愛知県、福島 県、静岡県、長 崎県	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	文化芸術振興費補助金(地域文 化財修復活用推進事業)文 化芸術活用事業費補助金、文 化芸術修復活用事業費 補助金、文化芸術修復活用事業 費(文化財修復整備事業)交付要 綱、文化芸術活用事業費補助 金(文化財修復解説整備事 業)交付要綱、平成二十一年四 月三日文部省令第五十七号	補助金及び支援事業の 文化芸術振興費補助金(地域文 化財修復活用推進事業)文 化芸術活用事業費補助金、文 化芸術修復活用事業費 	各種補助金等の交付要望、交付申請及び応募等の手続について、文化庁の依頼により、県内事業者(市町村または市町村を事務局とする実行委員会等)の要望書及び申請書の他応募書類等を県でとり まとめて文化庁に提出する手続(交付申請をしてから、文部科学省が認定するまで)の期間が非常に多く、文化庁への提出までの期間が長いことから、県に係る書類審査業務及び書類作成業務は削減で膨らんでいる。 また、県においては書類審査時間をより早くして実現するため、市町村を始めとする県内事業者によって、十分な書類作成時間が確保でき、さらに誤りが増える悪循環となっている。 また、文化庁は国指定(登録)文化財(文部科学省登録)文化財、市町村指定文化財、未指定文化財に大別され、県として特に把握すべき項目は国・県指定(登録)文化財の修理・新調査・補助事業に伴う所在地の移動等に關するものである。こうした事項については補助金の有無に関わらず市町村を通じて県が報告等を受けることとなっており、経由事務がなされていなければ状況は把握することができる。その他の文化財の状況についても、市町村を通じて市町村に通じ状況を確認することができる。 なお、当該補助金の交付は国から事業者に直接行われる(通知文のみ都道府県経由)、事業者が行う変更交付申請、実績報告(伝統文化親子教室事業にあっては2次審査以降)等に関しては、県を介さず直 接文書等にて書類が提出されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html	
R5	144	10.運輸・ 交通	都道府県 愛知県、茨城 県、知多市、秋 田県、高知県	国土交通省	B. 地方 に対する 規制緩 和	地域公共交通維持改善事 業費補助金(①)と 地域公共交通計画と連合バス 等の補助制度の連動化に關 する解説ハンドレ ット不要とする場合の明確 化	地域公共交通維持改善事業費補助金の補助要件であ る補助系統と地域公共交通計画との連合による 補助系統の一部沿線市町村において地域公共交通計 画に位置付けない場合であって、補助対象として認め られる「合理的理由」を事前に判断できるよう明確化 することを求める。	【現行制度について】 地域公共交通維持改善事業費補助金については、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件(計画制度と補助制度の連動化)がなされた。 都道府県における運行実績等について、都道府県が市町村に於ける位置づけを行なうことで、補助対象として認められる合理的理由がある場合に位置づけることを要する。 この例外について、解説パンフレットにおいて、「当該市町村の区域が補助対象外となっている場合、当該市町村が補助系統に係る費用負担を行っていない場合に判断できるものではない。 【支障事例】 「合理的理由」としてどのようなものが認められるかが事前に都道府県や市町村で明確に判断できないため、自らが多額の経費と労力を費して地域公共交通計画に位置づけたとしても他の沿線市町村が計画に位置づけていない場合、最終的に補助要件として認められる見通しが立たず、地域公共交通計画への位置づけが躊躇されるといった事態を招くおそれがある。 当県において多くケースでは、幹線系統であるヨコスカウェイズ系の市町村において費用負担があり、計画策定に要する経費が現行の費用負担を超える場合であり、計画未実定である場合や、一部沿線市町村においては、当該市町村の住民の実利は認められず、費用負担を超えるために計画未実定である場合、計画未実定市町村の区域分も含む全区間が補助対象となることが明確である。両者のケースが補助対象と認められてきた都道府県や市町村が事前に判断できることはない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html	
R5	145	05.教育・ 文化	都道府県 愛知県、福島 県、新潟県	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	スポーツ基本法第10条	地方スポーツ推進計画の策定にあたり、国が行う全国 的な調査の都道府県のデータ公表等、国において 地方公共団体の策定に係る負担軽減	地方スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条において「スポーツ基本計画を参考して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされ、策定は努力義務となっている が、国において地方公共団体の策定状況を調査し公表するとともに、その後、都道府県が未実定の市町村に対して積極的な対応を求めている ことから、また本年は、本計画は地方が主体的に作成し、進捗管理を行なう一方で、計画の作成・進捗管理に当たっては、地域の実態を把握するための調査について、国と都道府県で内容 を図ることで実施している。計画策定・進捗管理における各地域の実態把握の必要性は承認されているものの、調査実施に係る負担が大きいため、国調査において、例えば都道府県ごとの人口比に準拠したサン プル割付率などを算出し、都道府県ごとの数値を参照できるようにしていただぐ等、国と地方公共団体が連携し、地方の計画策定・進捗管理における負担軽減及び「心強い施策の実施に注力できるような方針を 検討」などである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html	
R5	146	02.医療・ 福祉	都道府県 愛知県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	地域自殺対策強化交付金(地 域自殺対策強化交付事業) における、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告、 返還事務の事務簡素化	地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)においては、補助事業完了後に間接補助事業者から消費税及び地方消費税仕入控除税額を都道府県に報告・返還すること及び都道府県はその報告を受 け、返還事務に報告・返還することに付随する規定がなされている。 しかし、当該税額の実施は、事業自体年度を終了したところから、事業に對して地方自治体が事務費を支出することに種種的理由がない。さらに、計算及び会計処理が繁雑であり、補助額に対して少額を返還するためには、都道府県から間に接補助事業者が行なう事務の負担が非常に大きくなる。また、標記の事務については、返還額が円の場合はあっても報告を求める必要があります。明らかに不要な事務が求められている。 一方で、他府省補助金においては、間接補助事業者の仕入控除税額報告・返還を省略できる取扱いで実施している事業もあり、当該事業においても、事務負担の軽減を図っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【総務省】(10)文部科学省(9)厚生労働省(18)農林水産省(6)経済産業省(2)国土交通省(7)環境省(1)離島振興法(昭和27)離島振興計画(4条)については、都道府県が定めるその計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明記かにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	離島振興計画について、都道府県の他の計画が一定の条件を満たす場合に、離島振興計画としての提出が可能である旨を明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、関係都道県に通知した。	【国土交通省】離島振興計画の効果的・効率的な作成について(令和6年3月25日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_139	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 厚生労働省政策統括官付政策第三班 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業整備課 国土交通省国土政策局離島振興課 環境省自然環境局総務課
5【内閣府】(4)地域再生法(平17法24)(ii)地域再生エリアマネジメント負担金制度(5条4項6号。以下この事項において「制度」という。)については、複数の市区町村にまたがる区域においてエリアマネジメント活動が行われる場合には、活動区域の市区町村で協働・連携し、連携した区域について地域再生計画を作成した上で、制度の活用が可能であることを、市区町村に令和5年度中にホームページで周知する。	—	地域再生エリアマネジメント負担金制度については、複数の市区町村にまたがる区域においてエリアマネジメント活動が行われる場合には、活動区域の市区町村で協働・連携し、連携した区域について地域再生計画を作成した上で、制度の活用が可能であることを、ホームページで周知した。	【内閣官房・内閣府総合サイト】地方創生ホームページ https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/index.html	—	内閣府地方創生推進事務局
5【文部科学省】(22)小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運営を可能とする運用改善を行へ、地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡】	—	小学校専科指導加配については、複数校での兼務を行う場合、教員の学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運営を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】教職員定数に関する令和6年度概算要求について(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_141	文部科学省初等中等教育局財務課定教企画係
5【文部科学省】(20)国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金及び文化財活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金、(地域文化総合活用推進事業のうち「地域のシンボル整備等」及び「地域の伝統行事等のための伝承事業(目指定用等)」に限る。)及び文化資源活用事業補助金(「文化観光実現のための国指定等文化財引き上げ事業」及び「文化財多言語解説整備事業」に限る。)の交付に係る事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県への委任事項の簡略化並申請様式の簡素化、申請手続が類似する補助金の手引の一元化など必要な方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【文部科学省】(17)地域文化財総合活用推進事業及び伝統文化親子教室事業 地域文化財総合活用推進事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」)及び伝統文化親子教室事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域文化親子教室事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域文化財・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」)」)及び伝統文化親子教室事業については、都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【文部科学省】(1)地域文化財総合活用推進事業及び伝統文化親子教室事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」)及び伝統文化親子教室事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域文化親子教室事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域文化財・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」)」)及び伝統文化親子教室事業については、応募書類の取り扱いに係る事務負担を軽減するため、都道府県による応募書類の不備の確認や修正が不要である旨を明確化し、都道府県に通知した。 【措置済み】(令和5年10月16日付け文化庁参事官(文化芸術創造担当)事務連絡、令和5年11月29日付け文化庁参事官(文化芸術創造担当)付伝統行事振興担当事務連絡、令和6年4月16日付け文化庁参事官(文化拠点担当)通知)	地域文化財総合活用推進事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」)及び伝統文化親子教室事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域文化親子教室事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域文化財・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」)」)及び伝統文化親子教室事業については、応募書類の取り扱いに係る事務負担を軽減するため、都道府県による応募書類の不備の確認や修正が不要である旨を明確化し、都道府県に通知した。	【文部科学省】令和6年度「伝統文化親子教室事業」の募集に係る協力について(依頼)、令和5年10月16日付け文化庁参事官(生活文化創造担当)事務連絡 【文部科学省】令和6年度地域文化財総合活用推進事業の募集について(依頼) (令和5年11月29日付け文化庁参事官(生活文化創造担当)付伝統行事振興担当事務連絡) 【文部科学省】令和6年度文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)の要望書について(依頼) (令和6年4月16日付け文化庁参事官(文化拠点担当)通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_143	文化庁参事官(生活文化創造担当) 文化庁参事官(文化拠点担当)付
5【国土交通省】(16)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金については、補助対象系統の沿線市区町村の一部において当該系統を地域公共交通計画(5条)に位置付ける場合であっても、当該系統を補助対象とする合理的な理由があるものとして認められる事例について、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」(平23国土交通省)において具体的に明記し、令和6年中に地方公共団体に周知する。	—	地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、補助対象系統の沿線市区町村の一部において当該系統を地域公共交通計画(5条)に位置付ける場合であっても、当該系統を補助対象とする合理的な理由があるものとして認められる事例について、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」(平23国土交通省)に明記し、令和6年6月14日に地方公共団体に周知した。	【国土交通省】地域公共交通確保維持改善事業実施要領(令和6年6月14日付改訂)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_144	国土交通省総合政策局地域交通課
5【文部科学省】(3)スポーツ基本法(平23法78) 地方スポーツ推進計画(10条1項)については、地方公共団体が行う策定に係る調査の負担軽減等を図る観点から、文部科学省が行うスポーツの実施状況等に関する世論調査における調査項目の見直し等について検討し、その結果に基づいて令和6年度調査において必要な措置を講ずる。	—	地方公共団体が行う策定に係る調査の負担軽減等を図る観点から、文部科学省が行うスポーツの実施状況等に関する世論調査の実施にあたり検討を行った結果、令和6年度にスポーツの実施状況等に関する世論調査の報道発表において、都道府県別の結果を公表した。 具体的には、令和6年度から令和6年度までの3年分を合わせた 20 歳以上の週1回以上のスポーツ実施率を都道府県別に算出し、各都道府県の結果(都道府県全体や性年代別のスポーツ実施率、人数)を視覚的に理解しやすい形で公表した。	【文部科学省】令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和6年11月調査) (令和7年3月11日スポーツ庁健康スポーツ課) ・都道府県別資料 ・別紙 ・都道府県別実施率(令和4年度～令和6年度)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_145	スポーツ庁健康スポーツ課
5【厚生労働省】(34)自殺対策基本法(平18法85) (ii)地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、仕入控除税額報告及び返還における事務手続の簡素化について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】(令和6年3月29日付け厚生労働事務次官通知)	<令6> 4【厚生労働省】(35)自殺対策基本法(平18法85) 地域自殺対策強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱」(令元厚生労働事務次官通知別紙)を改正し、仕入控除税額報告及び返還に係る事務手続を簡素化した。 【措置済み】(令和6年3月29日付け厚生労働事務次官通知)	「地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)の交付について(令和6年3月29日付け厚生労働事務次官通知別紙)を改正し、仕入控除税額報告及び返還に係る事務手続を簡素化した。	【厚生労働省】地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)の交付について(令和6年3月29日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_146	厚生労働省社会・接護局総務課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 令	学年 部 門	分野	対象団体 の属性	地元 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	
										実施年	URL
R5	147	07.産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	B. 地方に対する規制緩和	砂利採取業者の登録等に関する規制第8条	砂利採取業者主従式登録等に関する公表方法の削除	都道府県が周知のため公表業務主従式登録等に関する規制第8条の規定による登録者登録料の公報に記載する規制第8条の規定により、都道府県の公報で公示しないことである。公報登載に当たっては、編集、印刷、配付などの事務処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用が生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。紙の印刷物ではなく、電磁的の方法により公報を発行する場合においても、公報発行には相応の時間、事務作業及び費用を要し、レイアウト上の制約も受けすことから、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。当県では、これの状況を踏まえ、県のホームページ上に当該試験実施案のページを設けて周知を行っているが、砂利採取業者の登録等に関する規則（以下「省令」という。）第8条の規定により公報登載も行っており、事務の二重負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	148	05.教育・文化	都道府県	神奈川県、高知県	文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	義務教育費国庫負担金についての支給決定の際ににおける義務教育費国庫負担金の実支出額算出事務の一部省略	義務教育費国庫負担金に係る支給決定の際ににおける義務教育費国庫負担金の実支出額算出の一部省略	義務教育費国庫負担金については、対象事業の実支給額と最高限度額の2つの金額を算定しています。しかし、当年度では実支給額が最高限度額を大きく超えており、実支給額と最高限度額の比較のため、実支給額については年間見込み額を年次で、実績額を1回1回計算していきますが、年3回の年間見込み額は最高限度額を上回っているとの確認ができます。これは算定するまででもなく予想がかかる結果です。1度目で実支給額見込み額は算定するに意見を見出すものの、2度目、3度目で算定する見込み額については、その事務負担が見合ったことの困難です。こうしたことから、実支給額の年間見込み額の算定範囲は3回までに於ては省略されるようにして見込み額と実績額の算定をそれぞれ1度づつのみにすることを推奨します。なお現在の当県では、実支給額が最高限度額を下回ることが予想される場合は、最高限度額の算定を省略することでよりよくなることを併せて提案します。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	149	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	こども家庭厅、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	児童扶養手当実施規則（昭和40年厚生省令第51号）第1条の規定による児童扶養手当の受給権の認定基準の特例別児童扶養手当等の交付に係る児童扶養手当の受給権の認定基準の特例別児童扶養手当の受給権の認定基準について（昭和48年10月31日付け）企第40号厚生省児童家庭局企画課長通達「児童扶養手当実施規則第16条」	児童扶養手当等の受給権の認定基準の特例別児童扶養手当の受給権の認定基準の特例別児童扶養手当等の交付に係る児童扶養手当の受給権の認定基準の特例別児童扶養手当の受給権の認定基準について（昭和48年10月31日付け）企第40号厚生省児童家庭局企画課長通達「児童扶養手当実施規則第16条」	法令や通知等で民生委員の認明を必要とする書類は多くあり、特に児童扶養手当の受給資格認定に係る認定書については、全く面識のない住民からの依頼も多く、事実確認が困難である。金銭の受給に関する問題で困っている住民がいる中で、特に児童扶養手当の受給権の認定基準の特例別児童扶養手当の交付に係る児童扶養手当の受給権の認定基準の特例別児童扶養手当の受給権の認定基準について（昭和48年10月31日付け）企第40号厚生省児童家庭局企画課長通達「児童扶養手当実施規則第16条」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	150	11.総務	指定都市	神戸市	総務省	B. 地方に対する規制緩和	地方公務員法第24条第4項、人事院規則15-14(職務の定期開催、休日及び休暇)第22条第4号イ、ロ、ハ	地方公務員の休暇制度として、地域社会に貢献する活動において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を、各地方公共団体の裁量で創設して差し支えないとすること若しくは明確化することを求める。	当市としては、働き盛りの世代の地域活動参加を促進する社会的風潮を醸成するため、まずは公務員が日常の地域活動に参画していく制度的基盤を構築することは有用と考えているが、地方公務員の休暇制度においては、地方公務員法第24条第4項においては「国民や他の地方公共団体の職員との間に衝突が生じないようにして適当な考慮がなされなければならない」と規定されているところ、各地方公共団体が、それぞれの裁量で、地域社会に貢献する活動（自治会、NPO等）に從事することを理由とする特別休暇の創設を行なう場合も、当該規定の範囲で問題がないものと明確ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5	151	03.医療・福祉	町	大治町	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当の支給に関する法律施行規則	特別児童扶養手当開設書における公印の廃止	特別児童扶養手当開設書のうち、特別児童扶養手当開設書における公印の廃止	特に現況において件数が多いため、公印を押すためにかなりの時間を費している。 左側で挙げた開設書類の年間件数は、 ・特別児童扶養手当開設請求書は約60件 ・特別児童扶養手当所得控除届出書は約10件 ・特別児童扶養手当現況届出書は約300件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html
R5	152	03.医療・福祉	町	大治町	こども家庭厅	B. 地方に対する規制緩和	児童扶養手当実施規則	児童扶養手当実施規則における公印の廃止	児童扶養手当開設書のうち、児童扶養手当開設届出書、児童扶養手当現況届出書、児童扶養手当現況届出に於て公印廃止を求める。	現況現況については、件数が多いため公印を押すためにかなりの時間を費している。 左側で挙げた開設書類の年間件数は、 ・児童扶養手当認定定期届出書は約60件 ・児童扶養手当認定期出届出書は約10件 ・児童扶養手当現況届出書は約300件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html
R5	153	09.土木・建築	都道府県	福島県、栃木県、千葉県	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	建築基準法第4条、第5条第3項	建築基準適合判定資格の見直し	建築基準法における建築基準適合判定資格者検定の実施資格について、「一般建築士試験に合格した者」ではなく、「一般建築士試験の学科の試験に合格した者」とする要件の見直しを求める。	現行制度について、建築確認等の事務を司るため県等で建築士試験に合格した者を認定する建築士は、建築基準適合判定資格者検定の実施資格に「一般建築士試験に合格した者」と規定されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html
R5	154	05.教育・文化	指定都市	岡山市	文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条、第五十三条、第五十三条、第五十四条、第五十五条の二	義務教育における「都道府県教育委員会の指導、助言及び援助」の規定及び関係文書の除外	市町村は、小学校及び中学校の設置義務を有している。加えて、指定都市は、学級編制基準・教職員定数、教職員の任命・給与の決定等の事を執行しており、市町村は、小学校及び中学校の設置義務を有している。市町村等である。	当市は独自の目標・指標を定めているがゆえに、県が各種計画等において、当市の数値を含んだ目標・指標を設定していることについて、県知事からの、地行教行法第48条を根拠とする旨の答弁があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html
R5	155	08.消防・防災・安全	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、上郡町、須崎町、香川市、上佐治清水市、香南市、市佐町、大川村、いの町、越知町、日高村、大月町	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	災害救助法(昭和22年法律第2項)第2項	災害救助法の事前適用における対象経費の拡大	令和3年5月に災害救助法が改正され、災害発生前の事前適用が可能となった（同法第2条第2項）。しかしながら、事前適用の場合、救助対象が避難所設置における建物の使用謝金や光熱水費等に限られており、通常適用の対象である食品の販売や毛布の販賣等に外れて対象とされる。	内閣府防災に係る災害救助法の説明等では、食料の販賣については、発災前のもの、物資の流通に支障がないためとの説明であったが、交通機関の計画運休や小売店の早期閉店、都部での移動販売の中止が問題となっていた。毛布についても、自宅からの持参が一般的であるが、実際に市町村から毛布持参を呼びかけることは現実的ではなく、また避難者の負担も大きいため、避難の躊躇につながると言えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka_yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【経済産業省】 (3)砂利採取法(昭43法律74) 砂利採取事業試験の施行場所等の公告(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭43通商産業省令80)8条)については、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 5【経済産業省】 (4)砂利採取法(昭43法律74) 砂利採取業者試験の施行場所等の公告(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭43 通商産業省令80)8条)については、省令を改正し、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とした。 【措置済み(砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令(令和6年経済産業省令第38号))】	砂利採取業者試験の施行場所等の公告については、省令を改正し、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とした。	【経済産業省】砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令(令和6年6月28日付け経済産業省令第38号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_147	経済産業省製造産業局素材産業課
5【文部科学省】 (8)義務教育費国庫負担法(昭27法律303) 教員の給与及び報酬等に関する経費の国庫負担(2条及び3条)に係る実支出見込額の算定事務については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、実支出額の見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能である旨を、都道府県及び指定都市に令和5年度中に通知する。	—	対応方針を踏まえ、実支出見込額の算定事務について、その見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能である旨を、都道府県及び指定都市に通知した。	【文部科学省】令和6年度義務教育費国庫負担金の交付申請書の提出について(事前依頼)(令和6年1月22日付け文部科学省初等中等教育局財務課連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_148	文部科学省初等中等教育局財務課給与予算・統括係
5【こども家庭庁】 (19)厚生労働省(48) 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給資格確認に係る民生委員の認明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務について、公報以外の者による見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 41【こども家庭庁】 (19)厚生労働省(55) 41【厚生労働省】 児童扶養手当貸付制度に係る民生委員の認明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資する上、以下のとおりとする。 ・認明事務については、民生委員の事務負担の軽減に資する上、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・調査事務については、調査券の添付を求める対象者を個別するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	1ポジ目 【認明事務について】 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る認明事務等について」(令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課企画課事務連絡) 【厚生労働省】 「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)貸付制度の運営について」の一部改正について(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局長通知) 2ポジ目 【調査事務について】 「調査事務について」は、民生委員等による調査書作成が必要な場合を重点化、柔軟化するなど、見直しを図る。 【措置済み】(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)	【こども家庭庁】 【厚生労働省】児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格等に係る認明事務等について(令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課企画課事務連絡) 【厚生労働省】 「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)貸付制度の運営について」の一部改正について(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】 「厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_149	こども家庭庁支援局家庭福祉課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
5【総務省】 (8)公務員法(昭52法律261) 地方公務員の特別休暇についてとは、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方公共団体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	地方公務員の特別休暇について、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方公共団体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化する通知を、地方公共団体へ発出した(令和5年12月25日付け総務省自治行政局公務員課長、安全厚生推進室長通知)。	【総務省】 「令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果等を踏まえた地方公共団体における勤務環境の整備・改善等について(令和5年12月25日付け総務省自治行政局公務員課長、安全厚生推進室長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_150	総務省自治行政局公務員部公務員課
5【厚生労働省】 (24)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法律134) (i)特別児童扶養手当認定請求書(施行規則1条1項)及び特別児童扶養手当所得状況届(施行規則4条)については、令和5年度中に省令を改正し、公印の押印を不要とする。	—	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第54号)により、施行規則様式第一号、第三号及び第六号における公印の押印を求める記載を削除了。	【厚生労働省】 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第54号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_151	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
5【こども家庭庁】 (7)児童扶養手当法(昭36法律238) (i)児童扶養手当認定請求書(施行規則1条の様式第1号)及び児童扶養手当所得状況届(施行規則3条の5の様式第5号の5)については、令和5年度中に省令を改正し、公印の押印を不要とする。 また、児童扶養手当現況届(施行規則4条の様式第6号)については、公印の押印が不要である旨を地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	児童扶養手当認定請求書(施行規則1条の様式第1号)及び児童扶養手当所得状況届(施行規則3条の5の様式第5号の5)については、省令を改正し、公印の押印を不要とした。 また、児童扶養手当現況届(施行規則4条の様式第6号)については、公印の押印が不要である旨を地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について(令和6年3月29日付けこども家庭庁支援局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_152	こども家庭庁支援局家庭福祉課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管理	分野	提案団体の属性	提案者	関係省	提案事項 (白書項目)	規制 方針等	提案 方針等	提案事項 (白書項目)	求める措置の具体的な内容	具体的な取組事例	提案中における既終了の 実施結果(既終了)	
											年 別 管理	規制 方針等
R5	08.消防・防災・安全	都道府県 高知県、静岡県、徳島県、安芸市、宿毛市、須崎市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、大月町	關東省	B. 地方に対する規制緩和	防火のための集団移転促進事業 に係る財政・立法的特別措置等の適用要件の緩和	防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和	社会福祉施設等を単独での高台移転でも土地の確保に活用できるよう、防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和を求める。	津波浸水区域に所在する社会福祉施設等の高台移転については、特に費用面が課題となり進んでいない。中でも移転先の用地造成等の確保に要する経費が大きいため、土地が対象経費となっている防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業を有効に活用したいところだが、以下の要件のとおり活用には社会福祉施設等の取組以外の要素が必要とされている。 このため、社会福祉施設等の単独での移転でも交付対象となるよう、制度の拡充をお願いしたい。 <要件> ○防災集団移転促進事業 ・移転促進区域内であること。 ・住宅戸以上かつ移転戸以上とする住戸の数の半数以上であること。 ○津波防災拠点整備事業 ・国が定める津波浸水区域で地震防災避難対策特別化地域であること。 ・県が定める津波防災拠点整備区域に有する市町村であること。 ・市町村が作成する津波防災地域による法律に基づく推進計画に定められていること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html			
R5	09.医療・福祉	都道府県 高知県、広島県、香川県、徳島県、土佐清水市、大川村、中土佐町、大月町	關東省	ことも家庭	B. 地方に対する規制緩和	地域子育て支援拠点実施要綱の実施の実施及び実施方法の要件緩和	地域子育て支援拠点事業について、実施場所については、比較的子育て家庭が多く集まる岡崎駅前や公民館、当駅が独自に設置している小規模多機能支援機点等、市町村の裁量により、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設以外の場所を選択することも可能とすることを求める。また、実施方法については、近隣の児童福祉施設等や市町村の担当課の職員など、連携施設以外の施設に勤務する職員による幅広いバックアップ体制を可能とすることを求める。	準備段階で地域子育て支援拠点事業について、地盤子育て支援拠点事業に関して、実施場所については、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設でないところでは、このため、特に小規模自治体においては、地域子育て支援拠点事業の実施を断念せざるを得ない現状がある。 また、バックアップ体制については、近隣の児童福祉施設等の職員や市町村の担当課の職員からのバックアップが可能か、実施要綱から読み取ることが困難である感している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html			
R5	02.農業・農地	都道府県 高知県、富山県、香川県、須崎市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、越知町、日高村、大月町	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法第4条第1項第2号の規定による野菜生産者供給産地育成価格差補給事業要綱(昭和51年10月1日付け51食第5508号農林省通達依存通知)	野菜価格安定対策事業の見直し	野菜価格安定対策事業において、県域で統一された野菜生産出荷安定法による品目について、当該品目について、県域1箇所地盤で可能となるよう区域条件の見直しをすること。	野菜価格安定制度は、国民消費生活上重要な野菜の価格が天候による豊凶などで低落した場合に販売収入を補てんし、生産者の経営安定と次期作の安定を図る制度である。野菜価格安定制度における指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を活用するためには、指定野菜を毎年栽培する規模の大きな産地を国が指定する指定産地、または都道府県知事が地方農政長吏と協議して決定する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html			
R5	03.産業振興	指定都市 川崎市、仙台市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市	厚生労働省、国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	住宅宿泊事業法第3条第1項第2号の規定による手続の適切な運用について(平成30年1月22日付け生食第1122号、国住第2802号、観覧第61号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省住宅局長官通達)	住宅宿泊事業法による届出等の運用の見直し	住宅宿泊事業法における、住宅宿泊事業を営むにあたっての事業者の届出等の運用を見直すこと	住宅宿泊事業法第3条第1項第2号の規定による手続の適切な運用について(平成30年1月22日付け生食第1122号、国住第2802号、観覧第61号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省住宅局長官通達)	住宅宿泊事業法に基づく届出について、現行規定では「事業者が届出を行った日」を届出日とするが「不格事由に該当したこと」が判明し、届出が遅延であることが確認された日」を届出日とするか不明確である。この点、次長通知において、行政手続法上の届出と同視しているところであるが、届出を受けてから届出番号を通知するまでに暴力団に該当しないかの警察への確認等に時間を要するため、事業者等から、届出をしなにもかわらず、すぐに営業が開始できないといったクレームが生じ得る。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html		
R5	05.教育・文化	指定都市 川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、北九州市	こども家庭 、文部科学省	A. 優待移譲	私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市へ移譲すること	私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市へ移譲すること	私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の指揮監査は、認可基準の観点から行う施設監査は都道府県が、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に移行した幼稚園に対する特種教育・保育施設等の運営基準、付託の確認に係る指揮監査は市区町村が監査を行ことになっている。また、幼稚園に対する財政措置は、新制度移行圏には市区町村から指揮監査が行われ、新制度未移行圏も含めた幼稚園利用者による幼児教育・保育の無償化の手続や子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての幼稚園に係る「量の見込み」の算出等の業務は市区町村で行っている。	私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の指揮監査は、認可基準の観点から行う施設監査は都道府県が、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に移行した幼稚園に対する特種教育・保育施設等の運営基準、付託の確認に係る指揮監査は市区町村が監査を行ことになっている。また、幼稚園に対する財政措置は、新制度移行圏には市区町村から指揮監査が行われ、新制度未移行圏も含めた幼稚園利用者による幼児教育・保育の無償化の手続や子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての幼稚園に係る「量の見込み」の算出等の業務は市区町村で行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html			
R5	06.医療・福祉	都道府県 愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、新居浜市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、愛南町、高知県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生활に合目的に支援するための法律及び司法施行令、地域生活支援事業費等補助金の都道府県への配分による内示時期の見直し	地域生活支援事業費等補助金に於ける都道府県への配分による内示時期の見直し	地域生活支援事業費等補助金に於ける都道府県への配分による内示時期の見直し	国の積み立て金である地域生活支援事業費等補助金は、交付要継続4月に見出されているものの、配分額が12月上旬、交付決定3月中旬、支払いが3月末と遅い時期に行われている。また、都道府県では内示額が当年度補助金として見込んでいた額を下回る可能性があるという不透明な状況で業務の遂行が強いている状況となっている。	国の積み立て金である地域生活支援事業費等補助金は、交付要継続4月に見出されているものの、配分額が12月上旬、交付決定3月中旬、支払いが3月末と遅い時期に行われている。また、都道府県では内示額が当年度補助金として見込んでいた額を下回る可能性があるという不透明な状況で業務の遂行が強いている状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html		
R5	07.医療・福祉	都道府県 愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、新居浜市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、愛南町、高知県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生활に合目的に支援するための法律及び司法施行令、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費等補助金交付要綱	社会福祉施設等施設整備事業における都道府県との協議の場を設けること	社会福祉施設等施設整備事業における都道府県との協議の場を設ける。	厚生労働省から社会福祉施設等施設整備助成交付内示があつたが、都道府県に遅れた状況となっており、また、各都道府県に対して明確な理由が提示されることはなく、不採択とされた。	—	—		
R5	08.医療・福祉	都道府県 愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、新居浜市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、愛南町、高知県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	—	—	—	令和4年2月28日、令和4年度の社会福祉施設等施設整備費助成金(一般整備分)の二次内示について記者発表があり、全都道府県で41箇所、1,397,287千円の内示があつたことが公表された。	令和4年2月28日、令和4年度の社会福祉施設等施設整備費助成金(一般整備分)の二次内示について記者発表があり、全都道府県で41箇所、1,397,287千円の内示があつたことが公表された。	—		

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省(39)】【国土交通省(17)】 「住宅宿泊事業法施行要綱(ガイドライン)」(平29厚生労働省医療・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)について 「住宅宿泊事業法施行要綱(ガイドライン)」(平29厚生労働省医療・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)について は、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。	「住宅宿泊事業法施行要綱(ガイドライン)」(平29厚生労働省医療・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)について は、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。	【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要綱(ガイドライン)の改正について (令和6年12月24日付)厚生労働省健康・生活衛生局長、国土交通省不動産・建設経済局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知 【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要綱(ガイドライン)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_159	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 国土交通省観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案用 件の属性	関係府省	提案 用件の属性	規制 法/令等	規制 法/令等	提案事項 用件の属性	求める措置の具体的な内容	具体的な施事情報	提案用 件における最終的な 規制法(新規)	
R5	163	06.環境・衛生	都道府県	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、徳島県、京都市、関西広域連合	環境省	B. 地方に対する規制緩和	特定外來生物防除等対策事業交付手續第6条、令和5年度特許申請の付与の手引き	特定外來生物防除等対策事業交付手續第6条、令和5年度特許申請の付与の手引き	特定期間に外來生物防除等対策事業手続の見直しを実施することができるよう事業スケジュールに見直しをいたさたい。	特定期間に外來生物防除等対策事業手續の見直しを実施することができるよう事業スケジュールに記載のスケジュールにおいては、4月前半に環境省からの採択内示通知を受けて地方公共団体から交付申請を行つ流れとなっている。また、「交付申請書が到着してから、当該申請に係る交付決定を行つまでに通常要すべき標準的な期間は、原則60日以内」(特定外來生物防除等対策事業交付手續第6条)となっており、年度当初より事業を実施できない現状となっている。緊急的な対応を要する場合は交付決定前着手が認められているが、それも内示後しか行えず、多くの特定外來生物が春季に活動が活発になることから交付決定に至るまでのスケジュール自体を前倒しいたさたい。なお、以下に示すとおり、手引きに記載のスケジュールより例年遅れたスケジュールとなっている。内示が遅れており、4月から5月の時期は、交付決定前着手によっても対応できない状況にある。これにより事業の効率的・効果的な実施が妨げられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/telanbosukokka.html	
R5	164	02.農業・農地	都道府県	奈良県、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山县、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	家畜伝染病予防法第3条の2、第6条、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)第3~2	特定期間に外來生物防除等対策事業手續の見直しを実施することができるよう事業スケジュールに見直しをいたさたい。	豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種について、免状付与状況等確認検査の結果が90%以上の群についても、抗体陰性群が特定されている場合においては、国と協議の上、その豚に対しての追加接種を認める。	豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種について、農家毎の免状付与状況の確認を行いつつ、接種適期を調整している状況である。 豚熱の抗体陽性率が80%以上である場合には、抗体陽性率が80%未満の豚群又は接種群(以下「豚群」という。)が確認された場合のみ、国と協議の上、当該豚群への追加接種を行うことされ、抗体陽性率が80%以上である豚群等一部の部を除き追加接種の必要がないとしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosukokka.html	
R5	165	03.医療・福祉	都道府県	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山县、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	令和5年度当初予算(案)等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助金による協議について、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付手續	令和5年度当初予算(案)等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助金の複数年度における支拂いのための手引	厚生労働省において実施する社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業において、国交付決定においては单年度事業しか認められていない。	現行制度について 豚瘻等施設等施設整備費国庫補助事業においては、国交付決定においては单年度事業しか認められていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosukokka_yosan.html	
R5	166	12.その他	指定都市	千葉市、横浜市、静岡市、熊本市	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改訂版)、PPP/PFI手法導入優先的検討規程案定の手引、PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び実施用意について(令和3年6月21日付府政録第401号、続行地第92号)	多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針等の位置付けの明確化	一定規模以上の公共施設整備事業の実施に際して、PPP/PFI手法導入を優先的に検討することとする旨の指針やガイドラインについて、あくまで優先的に検討することを要請するものであり、義務付けるものではないことを明確にするよう求めれる。	現行制度について 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討することとする旨の指針等の位置付けの明確化	現行制度においては、優先的検討規程を定め、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型式に優先して検討することが行われる。 ・事業費の額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、改築又は維持を含む)に限る。 ・毎年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosukokka_yosan.html
R5	167	05.教育・文化	都道府県	岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、高知県	文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	公立義務教育学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	蒙養教諭配置基準の見直し	子どもたちのけがや病気の対応、健康診断などの保健管理、健康相談といった来校からの業務にとどまらず、学業や学校生活、この健康的な生活全般に悩みを抱える保健室や蒙養教諭の子への対応など、社会の変化に伴う複雑化・多様化する課題に対し、蒙養教諭による臨機応変かつ的確な対応が以前にも増して必要となつた。	蒙養教諭配置基準により立派な回答では、指針の位置付けについて、優先検討を求める通知(平成27年12月17日付府政録第886号経行第154号)は、地方公共団体に対して検討を要請するものとの回答があるが、現実指針は、優先的検討規程を定める場合による準則になっている。 また、同様に地方公共団体が抱える優先的検討の状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表するものとしていることから、当該指針は、実態上、地方公共団体が従うべき基準であるかのような位置付けとなっていると思料される。	-	
R5	168	03.医療・福祉	都道府県	長野県、須坂市	こども家庭	B. 地方に対する規制緩和	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和33年厚生省令第63号)第33条	保育所において子育て支援員修習等を保育員に代えて配置可能にする規制緩和	年度途中の保育需要の増加や面倒見の問題に対する対応等で、児童生徒に適切な対応が求められる場合においては、子育て支援員修習等を保育員等の者を自治体の判断により保育士に代えて保育所に配置できるよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条において規定されている保育所の人員配置基準を緩和すること。	児童福祉法では、保育所を含む児童福祉施設に配置する従業者及びその員数は、国が定める人員配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条)に従うこととしている。令和3年3月31日に政府が公表した「次元の異なる少子化対策」のたたき台(「こども・子育て政策の強化について(試案)」)では、1歳児及び14歳・5歳児に対する人員配置基準について、1歳児は16対1から5対1へ、4・5歳児は13対1から25対5へ改善するとともに、保育士等の更なる待遇改善を検討するされており、これによつて保育士の負担軽減や保育の質向上が期待できるが、一方で、保育士の絶対数が限られている規制緩和においては、保育士の確保が課題となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosukokka_yosan.html	
R5	169	04.雇用・労働	都道府県	長野県	労働省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	労働者派遣事業の適正運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を適用する組合が安定した雇用雇用を実現できるよう、派遣可能な労働者を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合が、特定地域づくり事業を行つ場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したとき、無期限雇用職員に限り、労働者派遣事業を行つてはいけない届出を実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においては「派遣先を確保することができない場合のみ、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業派遣交付金においては派遣職員の移動率が8割未満の場合は、交付対象費の上限額を算出しに於て減額すること」とされている。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合が、特定地域づくり事業を行つ場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したとき、無期限雇用職員に限り、労働者派遣事業を行つてはいけない届出を実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においては「派遣先を確保することができない場合のみ、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業派遣交付金においては派遣職員の移動率が8割未満の場合は、交付対象費の上限額を算出しに於て減額すること」とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/telanbosukokka.html	
R5	170	04.雇用・労働	都道府県	長野県	総務省、経済産業省	B. 地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法第9条の2第3項	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を適用する組合が安定した雇用雇用を実現できるよう、中企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を適用する組合が安定した雇用雇用を実現できるよう、中企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合が、特定地域づくり事業を行つ場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したとき、無期限雇用職員に限り、労働者派遣事業を行つてはいけない届出を実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においては「派遣先を確保することができない場合のみ、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業派遣交付金においては派遣職員の移動率が8割未満の場合は、交付対象費の上限額を算出しに於て減額すること」とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosukokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【環境省】 (3)特定外来生物防除等対策事業交付金 特定外来生物防除等対策事業交付金について、以下のこととします。 ・交付申請期間については、年度当初からの事業着手を可能とするごとく含め、申請等のスケジュールの前倒しについて、特定外来生物の防除に関する科学的及び実務的な観点から検討し、令和6年中に結論を得る、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・令和6年度の当該交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、交付決定前着手届に係る手続を可能な限り早期に行う。	<令6> 4【環境省】 (13)特定外来生物防除等対策事業交付金 特定外来生物防除等対策事業交付金については、事業の早期着手に資するため、申請スケジュールの前倒し、交付決定前着手の弹力的運用、交付対象事業の審査基準の公表、審査体制の充実等の運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年11月28日付け環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室事務連絡)】	申請スケジュールの前倒し、交付決定前着手の弹力的運用、交付対象事業の審査基準の公表について、地方公共団体に通知した。	【環境省】令和7年度以降における特定外来生物防除等対策事業(交付金)について(令和6年11月28日付け環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室事務連絡) 【環境省】令和7年度特定外来生物防除等対策事業(交付金)の申請スケジュールについて(別紙1) 【環境省】特定外来生物防除等対策事業における交付決定前着手届の運用に係る補足について(別紙2) 【環境省】交付対象事業の審査基準の公表について(別紙3)	https://www.eao.go.jp/bunken-suishin/telanbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_163	環境省自然環境局野生生物課 外来生物対策室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (3)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平11法117) 地方公共団体が公共施設等の整備等を行際に優先してPPP/PFI手法を検討するための手続及び基準等(以下この事項において「優先的検討規程」といいう。)の策定については、地方公共団体がその実情に応じて優先的検討規程の策定及び運用の判断が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年内に周知する。	—	【PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和3年6月21日付府政録第401号、施行地第9号)】のほか【PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和4年7月24日付府政録第419号、施行地第119号)】において、地方自治法に基づく技術的な助言に留意する旨を示した。 また、令和6年6月27日開催の「第1回 全国都道府県・指定都市PFI担当者会議」において、都道府県・指定都市のPPP/PFI担当部署の課長級職員を対象に、優先的検討規程の趣旨・位置付けについて改めて説明した。	—	—	内閣府民間資金等活用事業推進室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省(20)】厚生労働省(40) 地域人口の急減に対応するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項、以下この事項において「組合」といいう。)については、以下の措置を講ずる。 ・職業能力開発の一環として行なう雇型出向に付し、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を、都道府県労働局及び都道府県に令和5年度中に通知する。	—	特定地域づくり事業協同組合制度において、特定地域づくり事業協同組合の職員が在籍型出向により建設業に従事する場合における留意点等を都道府県労働局及び都道府県に通知した。	【厚生労働省】【総務省】特定地域づくり事業協同組合の職員が在籍型出向にて建設業に従事する場合の留意点等について(令和6年3月29日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長、総務省地域力創造グループ地域振興室通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/telanbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_169	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 厚生労働省職業安定局需給調整事業課
5【総務省(20)】経済産業省(5) 地域人口の急減に対応するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項、以下この事項において「組合」といいう。)については、以下の措置を講ずる。 ・組合の職員と組合員以外の者と遺する際の員外利用規制の組合制度への適用の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省庁におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【総務省】 (30)地域人口の急減に対するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元法64) 特定期間(2年)事業協同組合(2条3項、以下この事項において「組合」といふ。)については、以下の措置を講ずる。 ・区域外派(19条)の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (28)医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成法64)、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制能動的設備交付金及び医療提供体制能動的設備交付金並びに医療提供事業費補助金について、以下に掲げる交付金等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、毎年度可能な限り早期に内示を行う。 ・医療介護提供体制能動的改革推進交付金(6条) 医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金 医療提供体制能動的設備交付金 医療提供体制能動的推進事業費補助金	—	医療介護提供体制能動的改革推進交付金について、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、令和6年度から可能な限り早期に内示を行った。	—	—	厚生労働省医政局地域医療計画課
5【国土交通省】 (13)国土利用計画法(昭49法92) (1)土地の利用目的に関する勧告(24条)については、その必要性の判断が円滑に行えるよう、都道府県及び指定都市における優良な取組事例を把握し、都道府県及び指定都市に令和5年度中に周知する。	—	令和5年10月に実施した「国土利用計画法に基づく勧告及び助言の実施に係る効率化等のためのワーキング会議」の結果に基づき、令和6年3月6日付け事務連絡(「国土利用計画法第24条に基づく勧告に係る事務の円滑化に資する取組について(周知)」)にて、勧告に係る事務の円滑化のための優良事例を都道府県及び指定都市に周知した。	【国土交通省】「国土利用計画法第24条に基づく勧告に係る事務の円滑化に資する取組について(周知)」(令和6年3月6日付け国土交通省不動産・建設経済局・土地政策課事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_173	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
5【国土交通省】 (13)国土利用計画法(昭49法92) (1)土地充質等の事務届出(23条1項)に係る当該届出内容の国への報告については、その際に使用する土地取引規制実態統計処理システムの改修など、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (37)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成法64) 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(4条1項)、以下この事項において「都道府県計画」といふ。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当することとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 5【厚生労働省】 (42)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成法64) 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(4条1項)、以下この事項において「都道府県計画」といふ。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当することとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とした。 【措置済み】(令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知)	都道府県計画(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律4条1項)及び地域医療介護総合確保基金(同法6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。	【厚生労働省】医療介護提供体制能動的改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営についての一部改正について(令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知)	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_178	厚生労働省保険局医療介護連携政策課

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【総務省】 (7)地方税法(昭25法律226) (8)新設された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置(附則15条の7)については、申告の在り方について検討を行い、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【総務省】 (8)地方税法(昭25法律226) (1)新設された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置(附則15条の7)については、マシンコン管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められた場合は、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がない場合においても、当該減額措置を適用することができるとした。 【措置済み(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号))】	新規の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マシンコン管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められた場合は、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がない場合においても、当該減額措置を適用することができるとした。 【措置済み(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号))】	【総務省】(官報)地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_179	総務省自治税務局固定資産課
5【こども家庭庁】 (14)子育て支援法(平24法律65) (1)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出については、市町村(特別区を含む。)の判断により、利用希望把握調査以外の手法を用いること也可能であること及び個別の事業ごとの具体的な代替手法の例を通知した。 【措置済み(令和5年9月20日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡)】	—	市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出については、市町村(特別区を含む。)の判断により利用希望把握調査以外の手法を用いること可能であることを周知とともに、個別の事業ごとの具体的な代替手法を例示した。	【こども家庭庁】第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(初版)について(送付及び意見照会)(令和5年9月20日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_180	こども家庭庁成育局総務課
—	—	—	—	—	—
5【デジタル庁】(8)(ii)【総務省】(17)(ii) 電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法律153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平24法律27) 個人番号カードの記載事項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2条7項及び同法施行令1条)の見直しや同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間の延長については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づいて設置された「次期個人番号カードタスクフォース」において検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (4)教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法律132) 地方公共団体が教科書の採択・需要数報告に係る事務について、地方公共団体の事務負担の軽減及び作業時間を確保する観点から、以下のとおりとする。 ・地方公共団体に対して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務連絡について、複数の事務連絡を集約し、早期に発出した。 【措置済み(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)】 ・需要数報告に係る事務の効率化による負担軽減を図るために、当該事務に係る新たなシステムを令和7年度からの運用に向けて構築する。 ・当面の措置として、市区町村教育委員会における当該事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に令和5年度中に要請する。	—	1ポツ目について、地方公共団体に対して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務連絡について、複数の事務連絡を集約し、早期に発出した。 2ポツ目について、当該事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のための新たなシステムを構築する。 3ポツ目について、市区町村教育委員会における教科書の採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に通知した。	【文部科学省】令和6年度使用教科書の採択事務処理について(通知)(令和6年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知) 【文部科学省】令和7年度使用教科書の採択事務処理について(通知)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知) 【文部科学省】教科書需要票及び教科書需要集計一覧表等の様式の一部改正について(通知)(令和7年3月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_183	文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
5【総務省】 (12)住民基本台帳法(昭42法律81) (1)住民基本台帳データワーカシステム利用端末については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、障害発生時に、現場に行かずとも手元の機器から障害解析用のログを取得できる機能の実装等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【警察庁】 (2)道路交通法(昭35法105) 駐車許可(45条1項ただし書)の手続の簡素合理化について、以下のとおりとする。 ・申請者の負担を軽減する観点から、令和5年度中に「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(平31警察庁交通局交通規制課長通達)を廃止し、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両及び提出が不要な種明書類を更に明確化した新たな通達として都道府県警察に周知する。また、関係団体等に対し、新たな通達の趣旨について広く周知を図る。 ・駐車許可に係る申請手続のうちオンライン申請ができるないものについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、オンライン申請を可能とする方向で検討し、令和7年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	新通達の発出を行ひ、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両に訪問介護車両等が含まれることを明確にするとともに、提出が不要な種明書類を更に明確化して都道府県警察に対して通知した。また、厚生労働省の協力を得て、新通達の趣旨につき、関係団体等への周知を行った。 また、駐車許可に係る申請手続のうちオンライン申請ができるないものについては、令和7年中の運用開始を目指して整備を進めている新たなシステムにおいて申請が可能となるよう、現在検討を進めている。	【警察庁】訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)(令和6年3月22日付け警察庁交通規制課長通達)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_186	警察庁交通局交通規制課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (4)建築基準法(昭25法201) (1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において農作業のために必要な小規模の休憩施設、便所又は倉庫を建築する場合における特例許可(48条1項から3項)については、許可実績に関する調査の結果を踏まえ、当該特例許可の参考となる情報を、特定行政庁に令和5年度中に通知する。	—	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において農作業のために必要な小規模の休憩施設、便所又は倉庫を建築する場合における特例許可(48条1項から3項)については、許可実績に関する調査の結果を踏まえ、当該特例許可の参考となる情報を、特定行政庁に通知した。	【国土交通省】第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に於ける農作業のために必要な小規模の休憩施設、便所又は倉庫の立地に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について技術的助言(令和6年3月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通達)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_188	国土交通省住宅局市街地建築課
5【総務省】 (9)地方公営企業法(昭27法292) 収納取扱金融機関の担保提供義務(施行令22条の3第2項)については、令和6年中に政令を改正し、これを廃止する。	—	令和6年12月6日に政令(地方公営企業法施行令)を改正し、収納取扱金融機関の担保提供義務(施行令22条の3第2項)を廃止した。	【総務省】地方公営企業法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_189	総務省自治財政局公営企業課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (31)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) (ii)結核に係る定期の健康診断の通报又は報告(53条の7)の頻度(施行規則27条の5第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、現行の月1回から頻度を減らすことについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (2)交通安全対策基本法(昭45法110) 春の全国交通安全運動についての、地方公共団体の負担軽減を図るため、令和6年から実施要綱の決定及び通知を可能な限り前倒しする。	—	春の全国交通安全運動については、地方公共団体の負担軽減を図るため、令和6年から実施要綱の決定及び通知を可能な限り前倒した。	【内閣府】令和6年春の全国交通安全運動推進要綱(令和6年1月18日中央交通安全対策会議交通対策本部決定) 【内閣府】令和7年春の全国交通安全運動推進要綱(令和7年1月17日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_193	内閣府政策統括官(先生・共助担当)付交通安全啓発担当

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年別 管理	分野	対象団体 の属性	地元 団体	関係府省	検査 区分	根拠法等 (事項名)	検査事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案申における最終的な 調整結果(個別案)		
										交付金等に係る支障事例		
R5	194	09.土木・建築	都道府県	岡山県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	道路・インターフェンス事業補助制度(橋梁・トンネル・歩道等の各計画ごとに)に対する変更交付申請手続の簡素化	道路・インターフェンス事業補助制度(橋梁・トンネル・歩道等の各計画ごとに)に対する変更交付申請手續の簡素化	交付金等に係る支障事例	交付金等に係る支障事例		
R5	195	09.土木・建築	都道府県	岡山県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	道路・インターフェンス事業補助制度(橋梁・トンネル・歩道等の各計画ごとに)に対する変更交付申請手續の簡素化	道路・インターフェンス事業補助制度(橋梁・トンネル・歩道等の各計画ごとに)に対する変更交付申請手續の簡素化	道路・インターフェンス事業補助制度(橋梁・トンネル・歩道等の各計画ごとに)に対する変更交付申請手續の簡素化	道路・インターフェンス事業補助制度(橋梁・トンネル・歩道等の各計画ごとに)に対する変更交付申請手續の簡素化		
R5	196	02.農業・農地	都道府県	岡山県、広島県	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月1日付)第19条第424号農林水産省生産局通知)別記4第2の2(2)	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月1日付)第19条第424号農林水産省生産局通知)別記4第2の2(2)	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月1日付)第19条第424号農林水産省生産局通知)別記4第2の2(2)	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月1日付)第19条第424号農林水産省生産局通知)別記4第2の2(2)	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月1日付)第19条第424号農林水産省生産局通知)別記4第2の2(2)	
R5	197	05.教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	地方教育費調査要綱第5回	地方教育費調査の簡便化及び説明書の記載内容の明確化	地方教育費調査(統計法(平成19年法律第53号))に基づく一般統計調査における教育費調査及び生涯学習調査について、毎年実施するが、調査対象は市町村である。	本調査への報酬にあたっては、都道府県及び市町村教育委員会、都道府県立学校設立者等において、資料の収集や項目別数値の算出・集計、エニチック等対応など、膨大な業務が必要である。毎年、相当の時間と労力を要している。本調査は、学校教育・社会教育・生涯学習開拓と行政執行における地方公共団体から支拂われる経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施設を検討し、立案するための基礎資料を得る。毎年実施するもので、有用性・事務負担を改めて比較考慮したうえで実施する。	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	198	05.教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	子供の学習費調査要綱第2回、第3回の2、第6回、第9回	子供の学習費調査にかかる都道府県経由事務の廃止及び調査の見直し	子供の学習費調査(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査について、都道府県に経由せずに、文部科学省から直接都道府県へ譲渡依頼し、学校から回答状況を踏まえて、子供の学習費調査を実施する。	本調査への報酬にあたっては、都道府県は、学校が効率的に経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施設を検討し、立案するための基礎資料を得る。毎年実施するもので、有用性・事務負担を改めて比較考慮したうえで実施する。	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	199	05.教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	一	学校教員統計調査にかかる回答方法の見直し	学校教員統計調査(統計法(平成19年法律第53号))第2回第4回に基づく一般統計調査について、マクロ計算式で調査票を提出し、システムへの直接入力による回答をとるなど回答方法を見直す。	令和4年度調査において、マクロ式で調査票(Excelデータ)を使って回答することになっていたが、パソコンやタブレット環境の設定によっては、調査票をダブルクリックする際マクロ機能が破損したり、クリックされず直接回答できる仕様が上手く機能しないなどの不具合により、学校からの問い合わせが多く、その対応に時間と労力を非常に要した。特に幼稚園やども園など、パソコン操作に不慣れな学校が多くあることから、令和4年度の調査票作成にあたっては、例題は本調査の対象である学校給食センターの職員を、学校基本調査では対象しないなど、異なる取扱いをする場合がある。記載されていることとおり、本調査と学校基本調査の記載はおなじでないが、令和4年度の調査票は「令和3年度の記載」として記載されていることとおり、本調査と学校基本調査の担当者が異なれば整合性を取るのが困難である。慣常的に記載上生じており、分離の判断と併せて、非効率的な事務処理につながっている。	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	200	05.教育・文化	都道府県	岡山県、中国地方知事会	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金等に係る提出書類の簡素化	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る提出書類の簡素化	状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請時に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容にほぼ同一であるにも関わらず、前者は令和4年度では令和4年12月2日、後者は令和5年2月3日をそれぞれ記載して切り替えて提出する事務処理が複雑化する。	本調査への報酬にあたっては、都道府県は、学校が効率的に経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施設を検討し、立案するための基礎資料を得る。毎年実施するもので、有用性・事務負担を改めて比較考慮したうえで実施する。	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	201	05.教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類の簡易化	へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類を事前に明示すること及び変更交付決定を行わない事務における書類提出を不要とする。	必要書類の提出にあたっては、都道府県は、学校が効率的に経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施設を検討し、立案するための基礎資料を得る。毎年実施するもので、有用性・事務負担を改めて比較考慮したうえで実施する。	本調査への報酬にあたっては、都道府県は、学校が効率的に経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施設を検討し、立案するための基礎資料を得る。毎年実施するもので、有用性・事務負担を改めて比較考慮したうえで実施する。	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	202	03.医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	H.4.3.13 第17号厚生省健康政策局指導課長通知	救急救命士が行う救急救命処置の範囲について、新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査を追加するよう直しを求める。	現行制度について	現行制度について	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	203	03.医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	こども家庭	B 地方 に対する 規制緩和	令和4年2月18日予発0218第85号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	児童養護施設における看護師配置基準について、2人以上の配置を後押すするような見直しを求める。	厚生労働省長通知が定める児童養護施設の看護師配置基準について、2人以上の配置を後押すするような見直しを求める。	現行制度について	現行制度について	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【国土交通省】 (18)道路メンテナンス事業補助制度 道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減する趣旨から、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別認書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があつたものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【国土交通省】 (16)道路メンテナンス事業補助制度 道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手續を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減する趣旨から、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別認書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があつたものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み(令和6年2月6日付け国土交通省道路局長通知)】	道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手續(変更交付申請手續を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減する趣旨から、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別認書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があつたものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【国土交通省】「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令和6年2月6日付け国土交通省道路局長通知)	https://www.cato.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_194	国土交通省道路局政策・国道・技術課、国土・技術課道路メンテナンス企画室
—	4【国土交通省】				
5【農林水産省】 (1)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法については、捕獲從事者が捕獲確認アドバイーサンションをもって、同要綱に定める「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)を改正し、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別認書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、同要綱に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があつたものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とした。 【措置済み(令和6年2月6日付け国土交通省道路局長通知)】	(16)道路メンテナンス事業補助制度 道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手續(変更交付申請手續を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減する趣旨から、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別認書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)を改正し、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別認書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、同要綱に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があつたものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とした。	令和6年1月1日付け「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について」(令和6年4月1日付け農林水産省農村振興局農業政策部鳥獣対策・農村環境課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_196	農林水産省農村振興局農業政策部鳥獣対策・農村環境課	
5【文部科学省】 (12)統計法(平19法律53) (1)地方教育費調査については、その説明書等において、回答上の注意点の図示や該調査の活用状況の紹介などの記載内容を充実させるよう検討し、令和6年度に実施する当該調査から反映される。 また、学校基本調査との人件費の定義の統一について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		地方教育費調査については、令和6年度調査により、説明書等において回答上の注意点の図示や該調査の活用状況の紹介などの記載内容を充実させることを検討し、令和6年度に実施する当該調査から反映される。 また、学校基本調査との人件費の定義の統一について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)説明資料 【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)都道府県教育委員会説明書 【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)都道府県立学校用学校教育費調査要領説明書 【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)市町村教育委員会用説明書	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_197	文部科学省総合教育政策局事官(調査企画担当)
5【文部科学省】 (12)統計法(平19法律53) (ii)子供の学習費調査については、以下のこととする。 ・調査票の回収に係る事務については、令和7年度の当該調査に向けて、都道府県の経由を要しない手法について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・調査票の回収に係る事務については、令和7年度の当該調査に向けて、都道府県の経由を要しない手法について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【文部科学省】 (12)統計法(平19法律53) (i)学校教員統計調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和7年度実施予定の次回調査に向けて、回答方法を見直す方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【文部科学省】 (18)要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)及び特別支援教育就学奨励費補助金については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」(昭62文部省)を改正し、状況報告書が事業計画書を兼ねるように、様式の一体化を行とともに、変更交付申請において、状況報告書の内容から変更がない場合には、状況報告書を事業計画書とみなすことを可能とした。 【措置済み(令和6年1月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】		要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)及び特別支援教育就学奨励費補助金については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」(昭62文部省)を改正し、状況報告書が事業計画書を兼ねるように、様式の一体化を行とともに、変更交付申請において、状況報告書の内容から変更がない場合には、状況報告書を事業計画書とみなすことを可能とした。	【文部科学省】要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正について(通知)令和5年10月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_200	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム就学支援係 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課庶務係
5【文部科学省】 (19)地元児童生徒援助費等補助金の交付申請等の手続については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、提出書類を簡素化するなど、令和5年度中に必要な措置を講ずる。		【必要書類の明示】 べき地元児童生徒援助費等補助金申請の際の提出書類一覧を改めた。 【変更交付申請事務の簡素化について】 変更申請手続きについては、補助対象経費の変更が生じない自治体については提出を求める等、各自治体の事務負担が軽減されるよう対応した。	【文部科学省】令和5年度べき地元児童生徒援助費等補助金の事業状況等の提出について(令和5年10月2日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_201	文部科学省初等中等教育局財務課庶務、助成係
5【厚生労働省】 (29)救急救命士法(平3法律36) (ii)救急救命士による、新型コロナウイルス感染症の感染疑い患者に対する検体採取を含む抗原検査の実施については、救急医療の現場における医療関係者の在り方に関する検討会ワーキンググループでの議論を踏まえて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度 管 理	分 野	提案団体 の属性	提案 団体 固 体	関係省 庁	提 案 事 項 重 要 性	根 據 法 令 等	提 案 事 項 重 要 性	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提 案 申 出 に お け る 概 要 の 内 容 (新規登)
R5 204	03.医療・福祉	都道府県 滋賀県	内閣府、こども家庭庁	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)	利用児童の大多数(8割以上)が外国人であり、母国語である認可外保育施設における保育従事者の資格基準の緩和	利用児童の大多数(8割以上)が外国人であり、母国語である認可外保育施設における保育従事者の資格基準の緩和	利用児童の大多数(8割以上)が外国人であり、母国語である認可外保育施設における保育従事者の資格基準の緩和	児童の大多数が外国人である認可外保育施設は、基準上必要とされている保育従事者数を確保するが極めて困難であり、児童教育・保育の無償化の経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、児童教育・保育の無償化の対象外となる見通しである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka_yosan.html
R5 205	03.医療・福祉	一般市 延岡市	こども家庭 庁、文部科学 省	B 地方に対する規制緩和	施設型給付費等による処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け)最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(資金改善要件分)の適用の見直し(加算算定方法の見直し)	【現行制度】「処遇改善等加算Ⅰ」は、「教育・保育の提供に從事する人材の確保と質の向上を図るために資金水準を維持すること」を目的に、入所児童数や職員の平均経験年数に応じて変動する。 【支障事例】加算算定による算定解釈においては、保育現場での理解が進みづらい、各園の状況によっては、その都度、様々な疑義が生じており、各施設からの問い合わせへの対応も含め、多大な事務負担がある。制度改正是不可避である。 【制度改正の必要性】加算算定による算定解釈においては、例えば、職員個人の業績等に応じて変動するものは、資金水準を下げる事も可能とされ、入所児童数の減少に伴う場合は、職員個人の業績に影響を及ぼすものとして、賞与を下げても加算要件は満たさず、その解釈を含め、児童数減少幅や減少期間、または職員個人の業績の範囲など、煩雑から解釈においても差異が生じるなど、制度の簡素化が必要な状況にある。 【支障の解決策】保育士の配置基準の見直しや「子ども誰でも通園制度」の創設などが予定される中、今後、さらに保育人材の確保は急務であり、「長く働くことができる」職場環境の構築も目的とする「処遇改善等加算Ⅰ」における加算算定の上限や入所児童数を基礎とする加算算定方法については、市町村に資金改善実績報告書を提出する必要がないよう、例えば、非常勤職員を含む全職員数に対して、統一単価を乗じて算出する方法のみに統一することで簡素化をはじめ、解釈の部分を含め明確な算定方法の標準化についてご検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html
R5 206	03.医療・福祉	一般市 延岡市	こども家庭 庁、文部科学 省	B 地方に対する規制緩和	施設型給付費等による処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け)最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(資金改善要件分)の適用の見直し(加算算定方法の見直し)	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(資金改善要件分)の適用の見直し	【現行制度】「処遇改善等加算Ⅰ」においては、資金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するとしているにも関わらず、現行の加算方法は、職員の平均経験年数が11年以上の場合は同一とされている。 【支障事例】市町村の場合、職員の平均経験年数が11年を超える施設が86%となっており、そのため、職員の平均経験年数が11年を超えて、加算率が上限を超える事務であっても、職員の定期昇給は行う必要があるが、処遇改善等加算Ⅰによる収入は増えないため、本来行うべきースアップや定期昇給へ反映しづらい現状がある。 【制度改正の必要性】出生率の減少により入所児童数の確実な施設においては、職員個人の業績の低下を理由として賞与を下げる「経営上の不安定」にはつながるもの、一方で、保育人材の確保が喫緊の課題である中、さらなる待遇の悪化により人材確保が困難になる「運営上の課題」を引き起す要因ともなっている。「経営上の不安定」と「運営上の課題」の双方を押さえて、長く働くことによって保育人材の確保・質の向上につける必要があり、早急な制度の再構築の必要がある。 【支障の解決策】平均経験年数や賃金改定やキャリアパスの見直しに応じた加算率の算定方法の抜本的な見直しをはじめ、処遇改善等加算制度Ⅰ～Ⅲのそれぞれの目的を踏まえた制度の統合、さらには加算算定のシステム化も含めた制度の再構築を検討をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka_yosan.html	
R5 207	03.医療・福祉	一般市 足利市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条第1項、第32条第1項	要介護・要支援認定申請に付ける被保険者証について電子化の検出を可能すること	介護保険法第27条第1項及び同法第32条第1項に基づき、要介護・要支援認定申請に付ける被保険者証について電子化の検出を可能すること	情報通信技術を用いた行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、国の行政手段については、オンライン化が原則となり、当面においても認証者が選定した「官公署DX推進計画」に基づく行政手続においては、原則としてオンライン化しているところであり、要介護・要支援認定申請に付ける被保険者証について電子化の検出が可能となる。そのため、被保険者証をスマートフォンやタブレット(手帳・サービスカード等)で読み取ることで、被保険者証原本が提出されない場合の申請者への連絡作業が発生してしまい、事務負担の増加が見込まれる。また、別途提出される被保険者証原本の提出が遅延した際は、当該申請のあった日から30日以内(標準処理期間)に、申請に対する処分をすることが困難となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5 208	05.教育・文化	指定都市 名古屋市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第五十六条	不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣が特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に登校する児童生徒と、学校長が特別の教育課程を編成できるよう制度の見直しを求める	不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣が特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に登校する児童生徒と、学校長が特別の教育課程を編成できるよう制度の見直しを求める	【現行制度について】不登校特例校については、文部科学大臣の指定により行うことが可能となっており、「指定申請書」「同意書」のほか、実施計画書として「教育課程表」「時間割」「削減された学習内容を補て学習指導要領の目標内容を達成せらるための工夫」などの資料を提出することとなっている。 【支障事例】実施計画書にかかる各資料は、教科ごとに膨大な量を作成しなければならないものもある。また、開始予定期間の1年以上前から文部科学省に協議を行わなければならぬため、事務作業が相当な負担となつており、新設する場合には、工事から開校間も重せざることで更に開始までに時間がかかることが想定され、開校を望む、生徒や保護者からのニーズに対して迅速に対応するこれは困難である。 【制度改正の必要性】不登校特例校を設置するにあたり、校長が特別の教育課程を編成できるようにすることで、速やかな学校設置が可能となる。 【支障の解決策】「夜間中学における教育課程特例」(学校教育法施行規則第56条の4)の例により、公立の不登校特例校において校長(教育委員会)が実情に応じた特別の教育課程を編成できるようになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5 209	03.医療・福祉	市区長会 特別区長会、高知県、沖縄県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法等	地域包括支援センターの業務負担軽減策の方針構築(介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化等)	介護人材の確保やサービスの質の向上などを図るために、介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法を明確化の上、各地域の意見を十分踏まえた適切な報酬設定を行うなど、地域包括支援センターの業務負担軽減を図ること。	介護予防支援サービスは、原則、地域包括支援センターがケアプランを作成することとなっており、一部、居宅介護支援事業所に委託可能ではあるが、居宅介護支援事業所からは、「介護予防支援の報酬が低い、事業所の収支を考えると介護予防支援の受託が難しい」との声がある。そのため、地域包括支援センターの業務ひどく説き消し、離職者の増加など人員確保が困難になってしまっている。 このため、介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法を明確化の上、適切な報酬設定を行うなど、実行性のある地域包括支援センターの業務負担軽減策が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5 210	03.医療・福祉	都道府県 島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	—	医療施設等施設整備費補助金等に係る交付決定等の早期化	医療施設等施設整備費補助金等に係る交付決定等の早期化	【支障事例】医療施設等施設整備費補助金等は、交付内示後に事業着手することとされている。 厚生効率化のための交付内示の時期が遅く、特に医療機関が海外製品を整備する場合などは、十分な事業期間が確保できず、施設整備に支障をきたしている。 【制度改正の必要性】該当する補助金等の令和4年交付内示日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html	
R5 211	03.医療・福祉	都道府県 島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険組合運営会等補助金要綱	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険組合運営会等補助金要綱において、交付決定までの標準的期間が規定されているところ、実際には大幅に過ぎて交付決定がされているため、早期化を求める。	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険組合運営会等補助金要綱において、当県からの申請から交付決定までに標準的期間を大幅に超過している。 これにより、当県から因る国民健康保険組合会に対して行な交付事務が繁忙期に集中し、また、事務が年度跨ぎとなることから、事務負担が大きい。 そのため、繁忙期である年度替わりに業務が集中しないよう留意し、交付決定時期を明確にすることや、交付決定の早期化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html		
R5 212	03.医療・福祉	都道府県 島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	—	厚生労働省国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等の通知方法の統一化を求める。	国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等について、公用が押印されて郵送で届くもの、押印が省略されてメールのみで届くもの、メールで通知された後に公用が押印されて郵送で届くものとが混在しており、見落しや確認作業の煩雑化の要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyukekka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【子ども家庭庁(14)(vi)】[文部科学省(14)] (14)子ども育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算1(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に係る費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)に係る事務については、算定方法の解説を示したFAQの作成等、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【子ども家庭庁(12)(i)】[文部科学省(20)(i)] 子ども育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算1(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育及び特別保育に係る費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)に係る事務については、算定方法の解説を示したFAQの作成等、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その後、令和6年4月12日付け子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知において、資金改善計画書の提出を原則廃止し、その代わりに、資金改善に係る誓約書を提出する旨を地方公共団体に通知し、事務負担の軽減を図った。	処遇改善等加算1に係る事務については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について「令和6年4月12日付け子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知」において、資金改善計画書の提出を原則廃止し、その代わりに、資金改善に係る誓約書を提出する旨を地方公共団体に通知し、事務負担の軽減を図った。	[こども家庭庁]【文部科学省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算についての一部改正について(令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知) 【こども家庭庁】文部科学省が「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について(令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知) 【こども家庭庁】公定価格に関するFAQ(よくある質問) (令和6年7月29日付けこども家庭庁成育局長保育政策課事務連絡) 【こども家庭庁】公定価格に関するFAQ(よくある質問) (令和6年7月29日付けこども家庭庁成育局長保育政策課事務連絡) 【措置済み】(令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知) 令和6年7月29日付けこども家庭庁成育局長保育政策課事務連絡]	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_205	こども家庭庁成育局保育政策課
5【厚生労働省】 (30)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等については、被保険者及び市町村(特別区を含む)の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等(平9法123) (v)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等については、被保険者及び市町村(特別区を含む)の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その後、令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡】	介護保険被保険者証等の原本の郵送を求めていた手続の一部について、書類をスキャンした上で写真や書類を撮影した画像でも受付可能とする等の見直しを行うこととし、地方公共団体に通知した。	[厚生労働省]【介護ワントップサービスにおける事務の運用についての一部改正について】(令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_207	厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課
5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (i)学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則56条、79条、86条及び108条)の指定申請資料については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・特別別の教育課程の編成に関する資料については、選択式項目の設定や記載例の提示等の改善を行った新たな様式による審査の実施等の見直しを行った。令和5年8月に新たな様式とホームページに公表した。 [措置済み]【文部科学省ホームページ】学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)について【(i)】(i)に公表した。 ・「実施計画書」については、今後記載例の提示や様式の簡素化等の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その後に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【文部科学省】 (i)学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則56条、79条、86条及び108条)の指定申請資料のうち、「特別別の教育課程の編成に関する資料」については、選択式項目の設定や記載例の提示等の改善を行った新たな様式による審査の実施等の見直しを行い、令和5年8月に新たな様式とホームページに公表した。 [措置済み]【文部科学省ホームページ】学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)について【(i)】(i)に公表した。	学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則56条、79条、86条及び108条)の指定申請資料のうち、「特別別の教育課程の編成に関する資料」については、選択式項目の設定や記載例の提示等の改善を行った新たな様式による審査の実施等の見直しを行い、令和5年8月に新たな様式とホームページに公表した。	[文部科学省]【実施計画書(別紙1及び別紙)、特別別の教育課程の編成に関する資料】(抜粋)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_208	文部科学省初等中等教育局児童・生徒課生徒指導室生徒指導第一係
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (v)地域介護支援センター(115条の46第1項)の業務負担を軽減する方策について、令和6年4月から施行される改正介護保険法における指定介護支援事業者の指定対象の拡大が有効に機能するよう、社会保障審議会の意見を聽いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その後に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 41【厚生労働省】 41【厚生労働省】 45【介護保険法(平9法123) (v)地域介護支援センター(115条の46第1項)の業務については、当該センターの業務負担を軽減するため、省令及び告示を改正し、以下に措置を講ず。 ・指定居宅介護支援事業者による予防支援の提供件数の増加を図るために、居宅介護支援費の算出にあたって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受けた利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしているところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。 [措置済み]【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令】(令和6年厚生労働省令第16号) ・指定居宅サービス等の費用の算定に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第86号) ・介護予防支援について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定期定を受けて実施する場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。 [措置済み]【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する告示】(令和6年厚生労働省告示第86号))	・指定居宅介護支援事業者による予防支援の提供件数の増加を図るために、居宅介護支援費の算出にあたって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受けた利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしているところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。 [措置済み]【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令】(令和6年厚生労働省令第16号) ・指定居宅サービス等の費用の算定に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第86号) ・介護予防支援について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定期定を受けて実施する場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。 [措置済み]【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する告示】(令和6年厚生労働省告示第86号))	[厚生労働省]【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令】(令和6年厚生労働省令第16号) [厚生労働省]【指定居宅サービス等の費用の算定に関する基準等の一部を改正する告示】(令和6年厚生労働省告示第86号)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_209	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【厚生労働省】 (28)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療施設等施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金以下に掲げる交付金等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、毎年度可能な限り早期に内示を行う。 ・医療介護提供体制改革推進交付金(6条) ・医療施設等施設整備費補助金 ・医療施設等施設整備費補助金 ・医療提供体制整備交付金 ・医療提供体制推進事業費補助金	—	・医療施設等施設整備費補助金 ・医療施設等施設整備費補助金 ・医療提供体制整備交付金 ・医療提供体制推進事業費補助金 については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、令和6年から可能な限り早期に内示を行った。	—	—	厚生労働省医政局医療経理室
5【厚生労働省】 (44)高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金 後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金については、都道府県の円滑な事業の執行に資するよう、可能な限り標準処理期間内に交付決定を行うとともに、標準処理期間内に交付決定できない場合には、交付決定予定期限を都道府県に情報提供する。	—	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金 ・令和6年度について、標準処理期間内に交付決定を行った。 国民健康保険団体連合会等補助金 ・令和6年度について、おむね標準処理期間内に交付決定を行った。	—	—	厚生労働省保険局高齢者医療課
5【厚生労働省】 (46)補助金等の通知等に関する事務 国民健康保険課から発出する補助金等の決定通知書等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知の内容に応じて、公印の押印の有無及び通知方法を統一する。	—	国民健康保険課から発出する補助金等の決定通知書等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知の内容に応じて、公印の押印の有無及び通知方法を統一した。	—	—	厚生労働省保険局国民健康保険課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (iv)国民健康保険額交付金(72条)については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るため、以下のとおりとする。 ・国民健康保険額特別調整交付金(べき地診療所運営費交付分)の申請様式の記載項目のうち、診療所半径4km圏内の年平均被保険者数について削除することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和6年12月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課設置調整係長事務連絡)【申請様式の簡略化等の申請事務の改善については、地方公共団体の意見を聴いた上で検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ず。】	<令6> 4【厚生労働省】 (ii)国民健康保険法(昭33法192) (iv)国民健康保険額交付金(72条)の申請事務については、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ、調整交付金交付申請書作成システムについて、入力数値を自動記入する項目を増やす等の改修を実施し、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和6年12月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	国民健康保険額特別調整交付金(べき地診療所運営費交付分)の申請様式の記載項目のうち、診療所半径4km圏内の年平均被保険者数については削除することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 ・国民健康保険額特別調整交付金(べき地診療所運営費交付分)の申請事務については、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ、調整交付金交付申請書作成システムについて、事務の簡略化を目的とした入力数値を自動記入する項目を増やす等の改修を実施し、その旨を地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】国民健康保険べき地診療所運営費の交付申請に当たっての留意事項について」(令和5年12月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課施設整係長事務連絡) 【厚生労働省】「令和6年度国民健康保険額交付金の交付(追加交付・交付決定・一部取消)申請手続等について」(令和6年12月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_213	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (iv)国民健康保険の被保険者努力支援制度(72条)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、国民健康保険保険者努力支援交付金と国民健康保険額特別調整交付金の一部の事務に関して、交付決定・額の確定及び精算等の時期並びに手続を統一することについて検討し、令和5年度中に結論を出す。その結果に基づいて令和6年度における両交付金事務の開始までに必要な措置を講ず。	<令6> 4【厚生労働省】 (ii)国民健康保険法(昭33法192) (iv)国民健康保険の被保険者努力支援制度(72条)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、国民健康保険保険者努力支援交付金と国民健康保険額特別調整交付金の一部の事務に関して、交付決定・額の確定・精算等の時期及び手続を統一した。【措置済み】(令和6年4月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)	国民健康保険保険者努力支援交付金と国民健康保険額特別調整交付金の一部の事務に関して、交付決定・額の確定・精算等の時期及び手続を統一した。	【厚生労働省】「令和6年度国民健康保険保険者努力支援交付金等の交付について(令和6年4月1日付け厚生労働省次官通知)」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_214	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (iv)国民健康保険額給付費等負担金(70条)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・支払計画表を各都道府県に通知する際に、当該負担金に含まれる負担金ごとの示達日及び示達額を記載した資料を添付することとした。 【措置済み】(令和6年10月度支払計画表に反映)【申請】 ・国民健康保険額給付費等負担金(72条)及び未就学児均等割保険料負担金(72条の3の2)について、他の負担金と同様に、支払計画表を各都道府県に示す旨及び示達予定期日及び支払予定期日を示すとともに、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和6年12月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)	—	支払計画表を各都道府県に通知する際に、当該負担金に含まれる負担金ごとの示達日及び示達額を記載した資料を添付して通知した。	【厚生労働省】「令和5年度国民健康保険基盤安定負担金に係る支払予定期日、支払予定期額及び支払予定期について」(令和5年12月8日厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡) 【厚生労働省】「令和5年度国民健康保険未就学児均等割保険料負担金に係る支払予定期日、支払予定期額及び支払予定期について」(令和5年12月8日厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_215	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (vi)都道府県が実施する市町村及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する国民健康保険の指導監督については、以下のとおりとする。 ・国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」(平31厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)において、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であることを明確化し、都道府県に令和5年度中に通知する。 ・市町村における事業計画の策定及び指導監督における確認の意義について、都道府県に令和5年度中に通知する。	5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (vi)都道府県が実施する市町村及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する国民健康保険の指導監督については、以下のとおりとする。 ・国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」(平31厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)において、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であることを明確化し、都道府県に令和5年度中に通知する。 ・市町村における事業計画の策定及び指導監督における確認の意義について、都道府県に令和5年度中に通知する。	都道府県が実施する国民健康保険の指導監督について、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であること及び市町村における事業計画の策定・指導監督における確認の意義について、都道府県に通知した。	【厚生労働省】「国民健康保険の指導監督の実施に関するQ&Aの添付について」(令和6年3月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_216	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (i)厚生労働省が行う国民健康保険事業の実施状況報告及び予算関係等資料の作成については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、これらの調査における重複する様式の見直しなど事務の簡素化を行った。 【措置済み】(令和5年6月23日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡、令和5年6月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	—	調査内容が重複する予算関係等資料の様式7~4、国民健康保険事業の実施状況報告の様式8について廃止するとともに、法令や関係用語の見直しを行った。	【厚生労働省】「令和4年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」(令和5年6月23日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】「令和6年度予算関係等資料の作成について」(令和5年6月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_217	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【文部科学省】 (22)小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行へ、地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)】	—	小学校専科指導加配については、複数校での兼務を行う場合、教員の学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行へ、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】「教職員定数に関する令和6年度概算要求について」(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_218	文部科学省初等中等教育局財務課定数企画係
5【文部科学省】 (22)小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行へ、地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)】	—	小学校専科指導加配については、複数校での兼務を行う場合、教員の学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行へ、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】「教職員定数に関する令和6年度概算要求について」(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_219	文部科学省初等中等教育局財務課定数企画係
5【厚生労働省】 (26)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療における収益の給付を受ける場合の一部負担金(67条1項)に関する基準収入額の職種適用(施行規則32条)については、市区町村等の事務負担を軽減するため、後期高齢者医療広域連合電算実行システムの改修について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	事 業 管 理	分 野	提案団体 の属性	関係府県	提 案 内 容 (概要)	提 案 事 項 重 要 事 項	提 案 方 法 等	求 め る 措 施 の 具 体 的 な 内 容	具体的な支障事例		提案半における最終的な 審議結果(新規案)
									支 障 事 件 事 項	具 体 的 な 支 障 事 件	
R5	223	12.その他	都道府県 兵庫県、滋賀 県、京都府、大 阪府、堺市、川 西市、たつの 市、奈良県、和 歌山県、鳥取 県、徳島県、岡 山県、広島県連 合	法務省	B 地方 に対する 規制緩 和	再犯防止等の推進に関する法律第5条	国から地方公共団体へ 再犯防止等に必要な 出所者の情報提供の拡 大	地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再 犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、特別調 整の対象者だけでなく、本人同意が得られた通期釈放 者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報を等につ いて、国からの早期且つ丁寧な情報提供を行うこと。	[現状] これまでに法務省から地方公共団体に対する一定の犯罪統計にかかるデータの提供はなされており、令和4年度末からは地方公共団体別の刑事施設出所者情報等が提供されるようになるなど拡充が図 られている。しかし、その内容は統計データにとどまり個人情報の開示には至っていない。 [支障] 国内の地方公共団体との連携のもとに実効性のある取組みを進めしていくには、地方公共団体に本人同意が得られた出所者の個人情報が開示される必要があるが、特別調整対象者以外の情報は入手しにくいため、届け出先となる地方公共団体に至らず、出所者が本件が対象となる支援に繋がることが困難な状況である。 [支障の要件】 国内の地方公共団体間で、本人同意を得た上で「疾患・障害等の特質」(居住地)「就労状況」「可能な支援内容」等を情報共有し、協力強化が図られる形態による、地方公共団体が、特別調整の対象者に限らず、支援をする者の特性等を把握することにより、受刑者の出所後の受け皿や福祉面での支援(生活保護や障害者手帳の交付、住居確保支援等)を行うことが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/telanbosyukokka.html	
R5	224	11.総務	都道府県 兵庫県、関西広 域連合	内閣府、相 人情報保護 委員会、こ じも家庭 庁、デジタル 庁、総務 省、法務 省、文科 省、厚生 労働省	B 地方 に対する 規制緩 和	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律	奨学金事業における公 益財团法人等によるマ イナンバー制度の対 象化	法律でマイナンバー制度が認められている事務と性質 が同一の事務について、県が当該事務のために設立 した公益財团法人等に業務移管や業務委託を実施する 場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とす ること。 (例として、旧日本学生英会議(現(独)日本学生支援機構) から事業移管された奨学金事業。)	[現状] 前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの慣習変化して、令和5年6月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー制度範囲の拡大や、 法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。 [支障] 現在(6月7日)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中にあっても、添付書類の削減など申請者負担の軽 減が求められない状況である。 [支障の要件】 当該奨学金事業におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数 ①採用申請 約 1,000件／年 ②返還免除・猶予申請 約 500件／年 ③選考等の審査確認 約 3,500件／年	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	225	02.医療・ 福祉	都道府県 兵庫県、滋賀 県、京都府、京 都市、大阪府、 堺市、神戸市、 三田市、たつの 市、奈良県、和 歌山県、鳥取 県、徳島県、岡 山県、広島県連 合、日本創生のため の特待世代応援 事業同盟	子ども家庭 庁	B 地方 に対する 規制緩 和	子ども・子育て支援交付金交付 額への補助に係る大臣承認 要綱 放課後児童健全育成事業実施 要綱 令和4年度子ども・子育て支援 交付金(放課後児童健全育成 事業の交付に係る)の支援の 単位を構成する児童の数が10 人未満の支援の単位の確認に ついて(事務連絡)	小規模放課後児童クラブへの 補助に係る大臣承認 要綱 放課後児童健全育成事業実施 要綱の追加 令和4年度子ども・子育て支援 交付金(放課後児童健全育成 事業の交付に係る)の支援の 単位を構成する児童の数が10 人未満の支援の単位の確認に ついて(事務連絡)	山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働 大臣の承認が必要ない10人未満の小規模放課後児童 クラブの認定を追加すること。 (例)都市近郊の農村地域、山間地帯、オールド ニューカウン等	[現状] 現在の交付要綱及び実施要綱では、山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならない。県内には、少 少化が進むている都市近郊の農村地域オールドニューカウン等で運営している都市近郊の農村地域やオールドニューカウン等で運営している都市近郊の農村地域へ搬入しており、市町においては協議書作成等の事務、県においても協議書の確認及び国への提 出する事務と交付申請件数の確認において承認状況の確認など一連の事務負担が毎年発生している。 [支障] 協議の際は、国が定める年2回の協議時期に合わせて、市町から申請を県で確認後よりとめて厚生労働省へ搬入しており、市町においては協議書作成等の事務、県においても協議書の確認及び国への提 出する事務と交付申請件数の確認において承認状況の確認など一連の事務負担が毎年発生している。 児童数が10人未満の小規模放課後児童クラブの交付は平成27年度から実施されており、厚生労働大臣が認める小規模放課後児童クラブについての条件等が蓄積されてきたことから、その類型を大臣の承認を 必要しない交付対象目録として追加することで毎年度の協議案件が削減できると考える。 また、現在の交付金制度では、当初は児童数が10人以上と見込んでいたものの年度途中の利用状況の変動により実績として児童数が10人を下回るか協議時期を逃した場合などに、承認を受けられず交付対 象外となるおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/telanbosyukokka.html	
R5	226	02.医療・ 福祉	都道府県 兵庫県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩 和	指定居宅サービスに要する費 用の額の算定に関する基準 の算定要件の緩和	訪問看護・訪問介護の 安全確保のための報酬 加算要件の緩和	同要件が伴わない場合であっても、市町がその必要性 を認めるときは報酬の加算が可能となるよう、利用者 等の同意による算定要件を緩和すること。	[現状] 利用者からの努力行為に対応するために、訪問介護事業者、訪問看護事業者による2名以上の訪問については、利用者又は家族等の同意が得られた場合に限り、報酬の加算が行われる。 [支障] 家族の同意が得られない場合、サービス提供事業者に負担が生じることから2名以上の訪問を控えることに繋がる懼れがあり、介護職員の離職に繋がる。	—	—
R5	227	09.土木・ 建築	都道府県 兵庫県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩 和	建築基準法第18条 主たる建築物に係る計画通知について、建築基準 関係規定適合性の審査や完了検査、中間検査等を する指定確認検査機関の活用	国、都道府県又は建築主を置く市町村(以下「国等」 といふ)の建築物に係る計画通知について、建築基準 関係規定適合性の審査や完了検査、中間検査等を する指定確認検査機関の活用	国等の建築物に係る計画通知について、建築基準 関係規定適合性の審査や完了検査、中間検査等を する指定確認検査機関の活用を行うことでもできる こと。	[現状] 建築基準法第18条については、特定行政庁が置く建築主事のほか、民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。 一方、国等の建築物に係る計画通知は、建築主事に対して行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできない。そのため、国等の建築物に係る審査・検査等の業務は建築主事のみが行って いる状況である。 [支障] 近年、全国各地で地震が頻繁に起きており、大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、大規模災害が発生すると、被災地においては、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住 宅の建設や障害等の業務を多くの人員を配置する必要がある。 しかし、被災後は公共施設や公営住宅、UR賃貸等についても大きな建築需要が生じることとなるが、現状ではこれらの計画通知は特定行政庁に置かれた建築主事で対応しなければならないと規定されていること から、これらの業務に迅速に対応することが困難となる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	228	03.医療・ 福祉	都道府県 兵庫県、姫路市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩 和	介護保険法第200条	介護保険法に規定する 徴収金の時効の見直し	介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支 払いを受けた徴収金(介護保険法第22条)について、 監査の開始による時効の完了猶予、更新又は時効期 間を3年とすること。	[現状] 介護保険法第22条に規定する徴収金は、介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けたもののが該当し、徴収金の消滅時効は2年である。この「偽りその他不正の行為」を認定するために事業 所にて監査を実施しており、資料の整理・処分内容の記述に、長期間(長いもので2年)を要するケースがある。 例えば、大規模な組織ぐるみで不正を働いている場合、通常よりも資料の分析や関係者からの聞き取りに時間要する。何千人の従業員に対して聞き取りを行ったうえ、従業員が虚偽の答弁をしていないか、他 の従業員の回答内容や事前に回収した資料との整合性を確認したり、資料そのものに虚偽の内容が記載されていないか、資料相互の整合性を確認しており、どうしても時間を要する。 [支障] 監査によって徴収金を認定したときには消滅時効となっており、不正請求額の返還や加算金を求めることができない状況が生じている。組織が大きければ徴収金の額が大きくなる傾向にあるが、その分資料の分析にも時間を 要し、巨額の徴収金を取りこぼすことがある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/telanbosyukokka.html	
R5	229	03.医療・ 福祉	都道府県 兵庫県、姫路市	こども家庭 庁、厚生労 働省	B 地方 に対する 規制緩 和	統計法	福祉行政報告例中の民 生委員児童委員活動報 告のオンライン化	民生委員・児童委員(以下「委員」という)による活動記録の 作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図る ため、委員自ら人手可能な全国統一の活動報告オンライン化を実現する (なお、委員の年齢構成を踏まえて、入力フォームは見 やすく操作が簡単なものとすること。)	[現状] 本県においては、委員が毎月の活動報告(件数)を民生委員児童委員協議会(民児協)を経て所管課に報告し、委員は各自紙ベースで活動内容をメモしたものをFAX等で報告している市町もあり、報告を受けた 民児協が手作業で集計を行っている。 県内の事例では、各民生委員が各区のとりまとめ役の民生委員に報告を行った後、とりまとめ役の民生委員より民児協へ報告が行われているが、それぞれの報告はFAX等の紙ベースで行われていることが多 い。 [支障] 各地区で取りまとめを行っている民生委員によっては、Excel等の電子機器による報告については、パソコンを日常利用していない民生委員が多く、活用に当たってのハ ードが高いためである。 また、民児協では、紙帳票を定期的に保管しなければならず、集計事務の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/teianbosyukokka.html	
R5	230	03.医療・ 福祉	都道府県 兵庫県、加古川 市	こども家庭 庁、厚生労 働省	B 地方 に対する 規制緩 和	児童扶養手当法施行規則第1 条	児童扶養手当法施行規則第1 条 児童扶養手当法施行規則第1 条 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る 本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること	[現状] 児童扶養手当および特別児童扶養手当関係書類市町村査定額において、受給資格認定に係る民生委員または児童委員(以下「民生委員等」という。)の証明を必要とする書類が多くある。 受給資格者が母である場合、対象児童にないでこれを監護していること 受給資格者が養育者である場合には、受給資格者が対象児童を養育していること 児童扶養手当の父母が事実上の婚姻關係と同様の事情であった場合であって、事実上の婚姻關係を解消したこと 受給資格者が前年の二月三一日において児童の生計を維持したこと等 [支障] 従来は、民生委員等が一般的に住民と深く関わっているという趣旨のとし、証明事務を行っていたと思われるが、地域のつながりが希薄化する現代においては、お互いに面識のない住民が民生委員等に依 頼し、事実認定が困難なケースも多い。 そのため、民生委員等および申請する住民双方の心理的負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2023/telanbosyukokka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【法務省】 (7)再犯の防止等の推進に関する法律(平28法104) 調査記録等(特別調査の対象者を除く。)であって、出所後に地方公共団体において支援を受ける必要性が認められる者については、地方公共団体が行う支援の内容を示した上で、本人に対して支援を受けるよう働きかけを行うとともに、本人の同意が得られた場合には、地方公共団体に対して当該者に関する情報を提供することができることを、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	令和6年3月27日付け法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室事務連絡を出し、地方公共団体に通知した。	【法務省】「地方公共団体における再犯防止対策に必要な満期取扱者の情報提供について」(令和6年3月27日付け法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_223	法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
5【内閣府】(6)【個人情報保護委員会(2)】【子ども家庭庁(9)(1)】【総務省(19)(iii)】【法務省(6)】【文部科学省(15)】 【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法22) 公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学生事業における学資の貸与又は支給に関する事務については、マイナーポータルAPI(自己情報取得API)により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを各都道府県のマイナンバー担当部局・奨学生担当部局・公益法人行政担当部局に周知した。	—	公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学生事業における学資の貸与又は支給に関する事務について、マイナーポータルAPI(自己情報取得API)により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを各都道府県のマイナンバー担当部局・奨学生担当部局・公益法人行政担当部局に周知した。	【デジタル庁】「地方公共団体が実施する奨学生事業における学資の貸与又は支給に関する事務におけるマイナーポータルAPIの活用について」(令和6年1月30日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ、国民向けサービスグループ事務連絡) 【内閣府】「公益法人が実施する奨学生事業におけるマイナーポータルAPIの活用について」(令和6年1月31日付け内閣府大臣官房公務法人行政担当室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_224	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ デジタル庁国民向けサービスグループ 内閣府大臣官房公務法人行政担当室
5【子ども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)については、児童の数が10人未満の支援の単位における子ども家庭庁長官の承認を要しない類型を追加する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【子ども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22 法164) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)については、児童の数が10人未満の支援の単位における子ども家庭庁長官の承認を要しない類型として、小学校区内において唯一の支援の単位である場合を追加するとともに、過年度に子ども家庭庁長官により承認された支援の単位であって、引き続き承認した事由に該当する場合は補助対象とすることとし、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和6年4月1日付け子ども家庭庁成育局長通知)	放課後児童健全育成事業における児童の数が10人未満の支援の単位における子ども家庭庁長官の承認を要しない類型として、実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合を追加し、更に過年度に子ども家庭庁長官による補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合は協議なく、引き続き補助対象とすることとした。その後、実施要綱を改正し、地方公共団体へ通知した。	【子ども家庭庁】「放課後児童健全育成事業」の実施についての一部改正について(令和6年4月1日付け子ども家庭庁成育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_225	子ども家庭庁成育局成育環境課
—					
5【国土交通省】 (4)建築基準法(昭25法201) (ii)老朽化した公共施設の建替え、大規模災害時の公共施設の再建等が円滑に行われるよう、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査及び検査(18条)等について、指定確認検査機関の活用を可能とする。	—	団等の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用を可能とするための建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関する法律の整備に関する法律」(令和6年3月15日閣議決定)が第213回国会で可決・成立(令和6年6月12日)し、公布(令和6年6月19日)、施行(令和6年1月1日)されました。 この改正令は令和6年1月11日、施行。令和6年1月11日 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関する法律の一部の施行に関する法律(令和6年政府令第311号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関する法律の一部の施行に関する法律(令和6年政府令第312号) ・国土交通省令(官報)確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第123号) ○公布:令和6年1月25日、施行:令和6年1月11日 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法令の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する法律(令和6年国土交通省令第92号) ・確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第123号)	【国土交通省】(官報)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関する法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和6年政令第311号) 【国土交通省】(官報)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令(令和6年政令第312号) 【国土交通省】(官報)確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第92号) 【国土交通省】(官報)確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第123号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_227	国土交通省建築指導課
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ii)介護保険法に基づく徴収金(22条3項)の徴収の実効性を高めるための方策については、監査の効率化及び迅速化の観点も含めて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (15)介護保険法(平9法123) 介護保険法に基づく徴収金(22条3項)の徴収に関する事務については、その実効性を高めるとともに、監査事務の効率化及び迅速化に資するよう、「介護保険施設等に対する監査マニュアル」を策定し、地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和6年4月5日付け厚生労働省老健局長通知)	介護保険法に基づく徴収金徴収事務の実効性を高めるとともに、監査事務の効率化及び迅速化に資するよう、「介護保険施設等に対する監査マニュアル」を策定し、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について(令和6年4月5日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_228	厚生労働省老健局介護保険計画課
5【子ども家庭庁】(12)(ii)【厚生労働省(35)(ii)】 統計法(平19法53) (ii)民衆委員の活動状況の報告(福祉行政報告例報告表40表)については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民衆委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【子ども家庭庁】(1)【厚生労働省(51)(ii)】 統計法(平19法53) (ii)民衆委員・児童委員の活動状況の報告(福祉行政報告例報告表40表)については、民衆委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン等を活用した効率的な取組事例を地方公共団体に通知した。 【措置済み】(令和6年4月25日付け子ども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・接護局地域福祉課事務連絡)	民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例を周知した。	【子ども家庭庁】【厚生労働省】行政機関等におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例について(情報提供・周知依頼)(令和6年4月25日付け子ども家庭庁成育環境課、厚生労働省社会・接護局地域福祉課事務連絡) 【子ども家庭庁】【厚生労働省】(別表)行政機関等におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例について(情報提供・周知依頼)(令和6年4月25日付け子ども家庭庁成育環境課、厚生労働省社会・接護局地域福祉課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_229	子ども家庭庁成育局成育環境課 厚生労働省社会・接護局地域福祉課
5【子ども家庭庁】(19)【厚生労働省(48)】 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資する上、以下のとおりとする。 ・証明事務については、民生委員以外の者による詐明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【子ども家庭庁】(19)【厚生労働省(55)】 生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資する上、以下のとおりとする。 ・証明事務については、民生委員以外の者による詐明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	1ポツ目 【証明事務について】 证明事務については、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務等について」(令和5年12月26日付け子ども家庭庁成育環境課、厚生労働省社会・接護局障害者保健福祉部企画課事務連絡)により、民生委員以外の者による詐明が可能であることを明確化した。 【調査事務について】 調査事務については、民生委員等による調査書作成が必要な場合を重点化、柔軟化するなど、見直しの具体的な内容について地方公共団体に周知した。	【子ども家庭庁】【厚生労働省】児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について(令和5年12月26日付け子ども家庭庁成育環境課、厚生労働省社会・接護局障害者保健福祉部企画課事務連絡) 2ポツ目	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#5_230	子ども家庭庁成育局家庭福祉課 厚生労働省社会・接護局障害者保健福祉部企画課